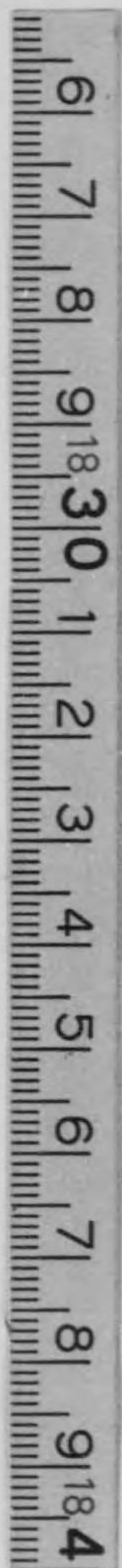


275.5

24



始





275  
24

歐米の公民教育 第一編

# 英國の公民教育

文部省實業學務局



歐米の公民教育第一編

英國の公民教育



川 寄贈本

大正  
14. 6. 12  
寄贈

文部省實業學務局



275.5-24

### 凡 例

- 一、本書ハ英國ニ於ケル公民教育ニ關スル資料ヲ摘譯輯録セルモノデアアル。
- 一、本書ハ資料トシテ價値アリト認メタルモノヲ隨時譯出シタモノデアアルカラ全体トシテ公民教育體系ヲ敘述スルノ体裁ヲ具ヘタモノデアナイ。
- 一、大体ニ於テ第一章ハ理論方面ヲ主トシ第二章ハ各種團體の發表セル要目ニ類スルモノ第三章ハ公民科ノ教科書等ニ類セルモノデアアル。
- 一、目次ニ舉ゲタ項目ノ原書名ハソノ番號ニ從ツテ目次ノ次ニ列記シタ。

大正十四年三月

文部省實業學務局調査室



歐米の公民教育 第一篇

英國の公民教育 目次



第一章

一、公民教育

二、現代の公民

- 一 公民學の必要と公民學の範圍……………五
- 二 公民教育……………一〇
- 三 公民科の教材（下級）……………一九
- 四 公民科の教材（上級）……………二四
- 五 公民科と他の科目との關係……………三三
- 六 成人と公民教育……………三九

第二章

三、公民の教育

- 一 緒言……………四三
- 目次……………四三



公民の訓練は主観的と客観的との二方面からせなければならぬ。本委員會議定の要目編纂順序―選擇したる諸要目につきて―採録したる公民科要目―學校管理に關する考案―教育的調査

二 本論

四八

本委員會議定―少年義勇團の公民的訓練に關する綱領

三 他委員會並に學校の選定せる公民教育科目要目

七九

道德教育と公民的訓練―歴史科教案の概要―成人並に善良なる公民養成の概要―公民教育の概要及び公民的實習―公民―社會公民的訓練

四 學校管理に關する考案

九六

ランカスター市、スカートン、カウレンシル、スグールの自治制度―セントヘレンス市カウリエー、スグールの自治制―度ウエルズ、ベナース公立女子小學校の自治―カーアイブ市ローズ、パーク男子小學校の部長制度と斥候術―グラスゴウ市中學校隊長制度

五 組織的地方研究並に教區年鑑編輯の考案

一一三

目的―順序―調査範圍

六 地方研究に關する科目要領

一一五

都市學校の地方研究に關する考案―倫敦市北ランベスクローラード街公立小學校の事業

四、成人教育

一 概説

一二〇

緒論―成人教育要領―成人教育實際的狀況

二 經營に關する提案

一三五

成人教育組織に關する提案―成人教育の發展

第三章

五、公民

一 思索と行爲

一五五

要目―概要

二 保健

一五六

要目―概要

三 教育

一五七

要目―概要

四 教育(續き)

一五八

要目―概要

五 餘暇

一五九

要目―概要

六 富

一六〇

要目―概要

七 賃金

一六一

要目―概要

八 資本

一六二

要目―概要

九 勞働

一六二

要目―概要



- 一〇 職業の選擇……………一六三  
要目—概要
- 一一 消 費……………一六四  
要目—概要
- 一二 自 由……………一六六  
要目—概要
- 一三 政 治……………一六七  
要目—概要
- 一四 國際聯盟……………一六九  
要目—概要
- 一五 其他の重要問題……………一六九  
要目—概要
- 一六 著名なる公民の小傳……………一七一  
アークライト—バーアット—クーツ—ダーヴィン—ディッケンズ—フアラデー—フライ—ゴールド—ハーワード—キチナー—リスター—リビンケ—ストーン—ネルソン—ニュートン—ナイチンゲール—シヤフツペリー—スミス—ステイブソン—ウエスレー—ワイルバ—フオーサー

## 六、公民讀本……………一七四

- 一 選舉—選舉の本質と責任……………一七五  
緒—選舉權獲得の徑路—選舉の精神—選舉人の資格—各公民は公的事件に關して理解を要すべし—新聞—公會—秘密投票—賄賂—吾人の投票—少數者の權利
- 二 地方政治……………一七七

- 緒—地方税—地方當局の企業—眞の公民的精神の實例
- 三 租 税……………一七九  
緒—國民が租税の支持を好まざる理由—國家の收入を増加する方法—經費の用途に就いて—國債—本章
- 四 國家と政治……………一八〇  
緒—大臣とその職掌、並に責任—政黨政治—議會の作用
- 五 帝 國……………一八一  
此一章の目的とする處は二部分に分たれる—此等の目的完成のために
- 六 法 律……………一八一  
法律の尊重—法律は自由擁護のために存す—司法制度と個人の覺悟
- 七 有機體としての社會—家庭……………一八二  
緒—有機體としての家族—家族の敵
- 八 世界同胞……………一八二  
緒—世界同胞觀念が承認せられるに至つた経路—人類間の差別は世界同胞の障害とはならぬ—種類の異なる言語の下に横はつている一致點—帝國主義と國際主義—人類同胞觀念の發達
- 九 調 停……………一八三  
緒—調停手段による戦争の回避—貨銀に關する紛争は時には調停によつて鎮定される—國家間の調停も既に有効なる効果を收めて來た場合が尠くない—調停の範圍—ヘーグ裁判所
- 一〇 正義觀念の發達……………一八五  
緒—昔の正義觀念の發現—何が故に社會はその成員の紛争に干渉を加へるか—商業上に於ける正義—社會制度に於ける正義
- 一一 法律上に於ける人道的精神の發達……………一八六  
緒—犯罪者の刑罰—人道的取扱は犯罪者の増加を來さない—少年犯罪者の處置—人道的精神は新なる法律の興



起を促す

一一 平等觀念の發達……………一八七  
 緒—各人の所有し得べき物の事—平等の發達の段階—富者と貧者に對する平等—平等の保障—男女間の平等觀念の發達

一二 私有と公有……………一八八  
 緒—私有と共有との差異—各々が最も良い形式なるか—私有と共有とが結合されてゐる場合

一三 所有者の責任……………一八九  
 緒—慈善—消費の責任—所有は受託者たる事を意味す

一四 負債、機械、賭博の罪惡……………一九〇  
 緒—負債の原因—賭博及び賭博買

一五 公民間の協同……………一九〇  
 緒—分業—他の人々の勤勞の尊重—分業はその勤勞を忘らしむる機會としてはならぬ—公民間の協同の形式—社會的、慈善的な協同

一六 國家間の協同……………一九一  
 緒—商業上各國は互に物品の交換をなす—發明上の協力—文學音樂藝術上の相互寄與—思想の交換—不幸の救濟—國際的協同

一七 社會の幸福と個人の品性……………一九三  
 公民の義務を説く時は吾人の住する社會の幸福と云ふ事を考へなければならぬ—種族とか社會とかの幸福を考へる時—現代の如き大きな複雑な社會に於ては、ともすれば個人的となり

一八 意志の訓練……………一九三  
 緒—意志の鍛練—精神的及び道德的懶惰は危險—勇敢、果斷なる行爲—惡習による意志の薄弱化—アルコールの害—誘惑に對する道

二〇 理想……………一九四  
 職業に成功—職業に於ける成功は完全なる理想とすべきものではない—理想としての藝術音樂科學等—個人の理想—社會及び國家の理想



輯 錄 原 書 名

1. The Teaching of Citizenship. (Foster Watson - Encyclopaedia and Dictionary of Education. Vol. I.)
2. E. M. White. - The Teaching of Modern Civics. 1923.
3. Report of the Committee on Training in Citizenship. (British Association for the Advancement of Science, 1921.)
4. Arthur Greenwood. - The Education of the Citizen. 1920.
5. J. S. Lay. - Citizenship; Everyday Social Problems for the Nation's Youth. 1922.
6. A. T. Waldegrave. - Lessons in Citizenship. 1912.



# 第一篇 英國の公民教育

## 第一章

### 公民教育

The Teaching of Citizenship. (Foster Watson-Encyclopedia and Dictionary of Education Vol.1)



英國に在る教育界の首腦者達の間、公民としての責任を盡すやうに兒童を教育する事は、國民教育の上から考へて最も重要なものの一つであると認められて來た。政治上に於ける民主主義も、その選舉民に教養のない時には何等の良果を齎さない事は明かである。悪化せる階級意識の危険を除き、更に危険なる非人道的な個人主義を防遏せんとするの最良方策は實に國民的意識を啓發するにある。然るに現在すべての教育機關を通じ、善良なる公民たるの資格の訓陶に努力してゐるのは只「パブリック・スクール」に限られてゐるかの如き状態にある。然し「パブリック・スクール」に於ても尙公民の權利、義務に關する教育は學科目としては規定せられて居らないのである。勿論最近に歴史教授には大革新が齎されたが、かくの如き最近に於ける歴史並に公民の意義を變化せしめた政治上の革新の意義については今も尙ほ充分に顧慮を與へてゐるとは考へられない。然し「パブリック・スクール」は小規模の國家をつくつてゐるものである。されば學校生活中に於ける郷土愛は更に範圍の大なる愛國心の涵養の素地として誠に恰好なものとなるのである。英國に於ける政黨が徒らなる黨派的闘争の墮落より免れ得たるは、蹴球競技に、或は競漕に於て訓練された自己の屬する組の爲に全力を捧げ



ると共に競技の規定を遵奉し、敵軍に對して相當の敬意を缺かないといふ運動家の精神の賜なのである。

多くの教育家は「エレメンタリー・スクール」の生徒に公民教育を與へることは不可能だと主張した、が公民教育の目的で著述せられた「讀本」は明かにこの説の裏書をしてゐる。又アクラント氏が文部大臣の際、文部省から公布された綱領は餘り教師並に生徒に對する負擔が重きに過ぎたが爲非常なる失敗をなしたのである。

### 1 小學校

「エレメンタリー・スクール」時代の生徒に政治問題とか政治の方法に關する興味を起さんとすることは全く不可能の事である。然し、學校の組織の中や學科目の中に公民の理想を婉曲に取入れる事は決して不可能ではない。ある學校では毎學期、組長を選挙するのみに全く普通選挙の制度に範り、投票數、選挙場をつくつて行つてゐる處がある。上級の生徒の間には辯論會をつくり、これに關する規定をつくつて、この規定を遵奉する事によつて秩序を保つといふ方法を實行する事も出来る。聖書を教へる時間は、「眞の愛國主義とは何か」を説明するに最もよい機會となり、又歴史も賢明なる教師に對しては多量の好題材を提供する科目となる。其他、地方選挙、皇帝の訪問、補缺選挙の如き地方的事件は、政治問題を説明するは好機會を與へるものである。兒童はかくの如くして殆んど無意識的に、社會の幸福は各人の公正と無私の精神に懸つてゐる事を自ら理解するに至るのである。又公共の職務に就くは名譽なことであり、價值のある事であるが決して役徳を目的とする不名譽極まる争鬭の具としてはならぬといふ事をも銘記せしめねばならぬ。

### 2 中等學校並に補習學校

中等學校に於ては、歴史科と政治制度の説明とを連絡させることが出来る。かかる學科は只概念だ

けではなく、常に事實を取扱はねばならぬ。而して批判力よりは寧ろ欽仰力の覺醒に努めねばならぬ。子供に彼等の祖先を裁判するが如き態度を奨励する事はよくない事である。賞讃の意を表し難い時には沈黙するが最良の策である、歴史家は社會病理學者たるの必要はない。宗教的情操の豊富な吾人の祖先には誠實と理想とを缺いた事はない、されば過去の人々の事蹟に對する敬虔は吾人の將來の事業建設の唯一の基礎となるものである。

公民の權利、義務を正確に教授するに最も適切なる場所は補習學校である。學齡が十五歳或はよし十六歳に延長されても、この延長年限に教授する課目は從來縮壓せる題目を擴張する事とせば、別に新なる題材を加へなくても充分である。學校を出た後勞働に従事する時には、必ず専門的技術を學ぶ爲夜間學校で勉強する以外、一週二回の半日は自由に教育するだけの餘祐を與へられる事を條件とすべきである。

晝間補習學校は年少少女の家庭生活に對する準備を與へるを目的とする。一年間は男女共に、衛生、家事、倫理、消費經濟、及其他類似的科目に充當し、其の他は公民的徳性の啓發に充當すべきである、科目教授の目的は創作性と責任觀念の涵養にある。國家奉仕の義務を教へるには最も廣い意義でもつてせねばならぬ。即ち國家の安寧幸福の爲には干戈に訴ふると等しく、投票の效果のいかに權威のあるものなるかを示さねばならぬ。國富は一般幸福に利用するためのものである、といふ事を認め、政治生活を人類同胞の爲といふ點に擴張することになれば、政治的生活は確かに高尚なるものとなるといふ事を強調せねばならぬ。將來に於ては選挙者全體が國家の外交政策に對して理解をもち、興味を持つ事が極めて必要な事となるに相違がない、然らずんば國家の政治は甚だしき不幸な結果を招くこととなるのである。

### 3 高等師範學校



かかる教育には充分に資格のある教師が必要となる、師範學校にありては過重な科目に加へて更に政治學の一科目を加へなければならぬ。ゼーエツチパドレー氏(ベタル學校々長)はパーミンガムニニバシテイーの歴史科教授とし三學期に亘つて「英國の政治制度」といふ題目で講演をしたが聽講生は大部分晝間部高等師範學校の學生であつた。第一學期には「中央政府」を第二學期には「地方政治」、第三學期には「植民地並に英帝國の政治問題とその理想」を講じたので、概要に過ぎなかつたが政治組織の現状を説明すると共に全國政治の歴史的發展を明かにするに努力した。かくの如き歴史的背景がなくば現在の政治組織に對して興味も起らなければ、理解も出來ないのである。

公民教育問題の解決の鍵は何よりも先づ教師の養成にある。極めて無味乾燥な「公民讀本」は子供に永久的に公民科全體を厭惡するの感情を誘發するものである。既に説けるが如く政治制度、政治機關を直接教授するは比較的上级學生の時に迄延期するのがよい。然し善良なる公民の基礎をなしてゐる根本原則は種々なる形式によつて組織的な學校生活の中に應用しうるのである。例へば適當なる監督のもとに、自治制度の獎勵(バブツツク・スクール制度の特色となれるもの)ボーイ、スカウト、少女義勇團、ボーイズ・ブリゲードの如きものを組織して、創作性と訓練とを併せ養成する事も出来る。又は簡單な社會問題に關する論文と材料として議論をせしめるが如きこともよい。公民の意義を充分理解するが爲には、英帝國に關する知識に加へて英國をもその一部分として包含せる歐洲全體の制度に關する知識の缺くべからざる事は論を待たぬ。

然し公民の基礎をなすものは道徳であるといふ事を忘れてはならぬ、若し善良なる公民をつくる素質、即ち、想像力、無私、道徳的意志、同情、誠實、正義愛、他人の權利尊重等を涵養せなければ宗教々育も何等の價値のないものとなる。若し倫理的基礎に立つならば始めて政治生活は尊重すべく價値のあるものとなるのである。

## 二、現代の公民教育

### 一、公民學の必要と公民學の範圍

E. M. White-The Teaching of Modern Civics 1923

社會組織の益々複雑となり、社會の諸召題が愈々錯綜するにつれて、これが解決の責任を有する各公民は、從來以上の有能なる資格を具備せなければならぬ事となる。教育は須く社會生活に有効なる準備を與へるものでなければならぬ。すべての教授訓練は、知識を與へ、趣味を振作し、批判力を訓練し、公正なる態度を懇切に教へ、向上心を點火する事にその針路を集中せなければならぬ。斯の如く公民に關する教育を與へるものが即ち現在に於ける公民學の任務である。

未來の建設は明かに現在の生徒の手中にあるのではあるが、未來の建設は現在の人々の努力と共に過去の人々の業績によるもの、大なるは勿論であるから、ある程度に於て偉大なる過去の傳統物を維持しもつて理想の實現に資することが、又彼等の任務でなければならぬ。即ち青年は過去の遺産の上に更に自らの貢獻を附加せなければならぬのである。

小學校の生徒が十四歳で學校を卒業して若し中學校、補習學校或は夜間學校に進まないで其儘社會に飛出した時には、社會の状態は勿論の事、自分と社會との關係に就ての理解は全く貧弱極まるものである。勿論公民教育を受けた事のない小學校の教師に過去に於ても更に將來に於てもこの責任を課するは不當である。此科目の教授は十四歳以後に於て行はなければならぬので、それは此年齢以前の子供に責任觀念を呼び起す事や公民的思想を理解する能力を期待するは極めて困難だからである。



故に現在に於ては、公民學を教授するは補習學校並に夜間學校が最も適當せる場合と考へられるのである。

中學校を卒業した生徒には、教育とは書物を學ぶ事である、との考へが常に滲透してゐる。これは眼界の狹隘な、目的の偏狭な、その生徒の限定せられてゐる、中學校教師が、かくの如き誤つた觀念を起す原動力となり、過重な試験の爲に常に汲々とせねばならぬ學校制度が更に援助を與へた結果である。公民たるが爲には書物にある知識と共に、その環境に關する實際的知識が必要であるが、中學校に於てはかくの如き要求に應ずる用意は少しもないのである。されば中學校の上級に於て公民學を教授するには必要缺くべからざる事で試験を通過するが教育の目的であるとか、學者的資格をつける事が教育のすべてであるかの如く考へる根底の深い誤解を公民學によつて根絶せしめねばならぬ。

中等教育に對して二つの呪咀の聲があげられてゐる。一つは殘酷なる試験制度であり、一は抑壓的な教授法の桎梏である。試験過重の弊害は下は小學校より上は大學に至る迄現在の英國教育會全體を毀損してゐるのである。教師自らは常に學位を根據として選ばれるのである。然し試験を通過した肩書が出来たからとて、教師としての資格が保證された事とはならず。又肩書が眞の教養を指示するものでもない。眞の教養とは公平無私なる態度と、廣汎なる見識、書物による知識に加へて、生活に關する知識をも包含してゐるものである。知識は勿論不可缺のものではあるが教師の資格としての唯一なものではない。更に青年に對し同情を有すると共に生徒の眞の信頼と尊敬を得る價値ある理想を以つて、生徒を鼓舞するの實力を有する事である。勿論かくの如き資格は、單なる學位を得るに困難な事であるが、實際に於て眞に價値あるものはこれを置いては外にはない。然し一枚の免狀が教師の任命を左右してゐる間、教師自らは試験と試験の準備が教育上最も重要な地位を占むるものと考へるは不合理ではない。之は特に中等學校に於ける實狀であるがこの學校の科目表の如きも更に上級學校の試験

を受けんとする少數の生徒を目標として作製せられてゐるのであつて、大多數の生徒に最も入用な、公民的訓練は全く閉却されてゐるのである。不幸にして青年を抑壓する教育法が横行調歩してゐるのは、強制的な沈黙が道徳の記號であり、嚴格な規則を設け、皮相なる秩序を保つ事のみを良い教育の如く心得てゐる無能な教師が多いからである。抑壓的教育の寡多は、その學校の優劣の尺度と考へてよい。抑壓教育に對する、極端なる對蹠をなすものは所謂自由教育であるが、この教育は屢々無法針放逸に流れる恐れがあるから、英國では主張されてはゐないものである。然し抑壓でもしなければ放任でもなくして、しかも充分生徒の精神と觸れうる事は出來るので、抑壓的は、有益なる活氣とか、快活が消失せしめ、放任は、有用なる自制とか慎慮とかは埒外に逸せしめるものである。

自由主義の主張者は、彼等の理想のものには全く倫理的價値の缺けてゐる事を経験せなければならぬ。本能とか衝動とか、人間精神の自然的なる發展は善良なる目的に向つて、指導されてこそ、有益なるものであると云ふ事が出來るのである。自我發展そのものに、若し目的がなければ倫理的には全く無價値である。とすればかくの如き意味の自我は發展は望まれ得ない。

「自我の發展」と云ふ句には、社會的動機が缺けてゐる。單なる自己表現も亦個人價値の偏重に陥り勝である。青年の精神は指導する必要がある、英國人が既に解決したるが如き、諸問題を青年が他の援助を俟つ事なく解決することが出來うると期待してはならない。過去の祖先は吾人に、建造物、書籍、繪畫、音樂等の如きものゝみならず、道徳的傳統、倫理的眞理の如きものを、贈遺して呉れた、かくてそれらのものが、吾人の習慣とか制度として具體化せられてゐる以上、過去の人は吾人と共に、生存を續けてゐるものである。されば元氣横溢せる青年は將來に於て、これらの遺産を遙かに、超越すべきではあるが、先づ最初はこの遺産の中に生活をなし、この遺産を觀賞批判する事を教へられなければならぬ。



他方に於て、抑壓主義の賛成者は、青年の精神とか、品性と云ふものを破砕して、多数決と云ふ規則で、一定の鑿型に倣め、盲目的服従を主張し、他人の意見を無條件で、受諾する事を勸めるものでかくの如き主張は、うら若い公民を毀損する事の甚だしく、文明の發達を障害することは明白である。文明の一面は秩序であつて、それは過去の人々の功績を意味し、既に建設せられた制度を意味するのであるが、更に文明の一面は進歩であつて、これは新なる建設や更に大なる功績を擧ぐべき事を意味するものである。而してこの第二の方面にありては自信と熱心に將來を洞察すると云ふ事は、缺く可らざるものとなる。然るに抑壓主義はこれ等の特性の發揮を阻害するものである。

最も困難なるは、皮相なる自由主義或は自我發展と皮相なる秩序謳歌或は抑壓主義との中庸を得ることである。然しこの中庸こそ公民として執るべき唯一の行路である、即ち他人との協同のためには「自由」に制限を加へねばならぬし、進歩のためには「現在の成果」を超越して行かなければならぬ。ピクトリヤ王朝の中頃に傳説の束縛を破壊すると共に若い青年達は自由を得たのであるがこの自由は常に使用してよいものではない、無責任な態度は決して自由としては通用を許されるものではない。過去の人より享受したものに對する感謝、此等の恩恵に對する責任、觀念は是非青年に鼓舞しなければならぬ。即ち青年は文明の二局面に應ずる態度——秩序に服従し、進歩に参加する——を教育される必要がある。

故に書物に注意を集中すると共に實社會にも當に顧慮を怠らず、更に學校時代が過ぎ去つた時には有能なる公民たらしめる準備を與へ得る科目の必要を高唱する理由は實に此に存する。

特に公民科は具體的な科目であつて、當然此點を強調すべきものである。經濟學、社會心理學、或はこれに類似の科目を講義してゐる人は、或點に於て公民學と關聯せる理論を取扱つてゐるのであるが公民學の理論的應用を取扱つてゐるのではない。公民學は常に社會を論じ、社會の人に及ぼす影響

を説き、又人と人の社會に及ぼす影響とを取扱ふものである。公民學は社會の基礎を研究し、職業の根底と職業の理由を考究し、かくの如き職業に應ずる習性と特性を自覺せしめねばならぬ。慣習と制度の起源に遡流し、吾人現在の文明は、人間の手腦によつて建設せられ、同じ手段によつて維持され變更を企てられてゐるものである事を明かにせなければならぬ。單に理論や思想のみではなく、事實と經驗とは公民學の主要なる目的である。公民學は國家の理論を後にして、寧ろそれに先つて歐羅巴諸國の都市國家の興起を研究するものである。自由の本質を論ずるに先つて、史上に於ける自由思想獲得戦に溯り、その原因、手段、結果等を考究せなければならぬ。かくして公民學は徹頭徹尾抽象的原理に基かずして、具體的事象に基礎を置くものである。

然し公民學の終極目的は、若き青年たる公民が、「都市の美化と、世界の美化」と云ふ點にその眼光を注ぎ、此點に達する道に足を踏み出して居るのであるから、公民學は理想の實現を標準としては居らないと速断してはならぬ。

現代の公民學の範圍は極めて廣汎で、公民が活動し思考するすべての範圍を包括してゐるものである。多くの教科書は、國の政治、地方政治、地方研究の如き事項を詳細に記述する事に限定してゐるが、忘れてはならぬ事は、公民は選舉權を有し、租税を支拂ひ、委員會の一員たり、或は公職に従事し得る人間以上のものだといふ事である。公民は社會の秩序を組織するもの、並に吾人祖先の功績を表現するすべてのものに關係してゐるのである。公民の有する遺産の中には、吾人が使用してゐる風習、家庭、教會、新聞、學校等の如き、悉く多數の人間によつて有益なりと承認せられ來つた諸制度、更に都市生活、政治の方法、幾代を通じて載積せられた知識、藝術等も包含せられてゐるが、特に知識と藝術とは政治的社會の一員としての公民によつて作興せられ、公民に感化影響を及ぼし來たものである。公民は此過去の重大なる意味を承認せねばならぬが、然し公民はこの環境に永く徘徊して居



てはならぬ。それは公民は又將來にも關係をもつもので、特に進歩と云ふ事を顧慮せなければならぬからである。従つて過去の歴史や現在の状態のみならず、更に改善に關する計畫を意味するもの、有用なる改革を將來するもの、人類の知力と努力の炬火を文明と云ふ通路を辿つて傳へて行く方法等が、又公民に多大なる利益を與へ援助を與へることになる。

公民の生活は主として現住に關係せるものであるが、現在は全く過去の繼續せるものである。従つて制度の發達に關する知識を得なければならぬ。公民は彼の環境にあるすべての出來事に關係がある、従つて彼の目前の事件の意味を理解せなければならぬ。又彼は未來に關する責任を持つてゐる、従つて時代趨勢の實現に努めなければならぬ。事實この範圍は甚だしく廣汎であつて、結局は、全體的に「文明の研究」と「將來の進歩」をも包含するものである。されば青年に對して與へ得るものは、此廣汎なる科目の單なる序論にすぎぬ。

## 二、公民教育

未來の爲に計畫を策するに先つて、既に過去に於て設立せられたものを考究する事は、吾人の祖先の偉業に對する批判を與へ、その制度に於ける缺陷を指摘し、もつて既設の基礎の上に更に適切なる貢獻をなし得るの便益がある。

特に教育の方面にありて、過去になしとげられたものを悉く不完全なものとして眺め、革命を提唱せんとするは、甚しき愚擧と云はねばならぬ。他の場合に於けると等しく、教育に於ても、進歩とは既設の基礎に立ち始めて成就せられるものである。

ヨーロッパに最も偉大な影響を與へた古代の二大國たる、ギリシャ及びローマに於ては、明白且つ有効に公民教育が行はれたのである。

プラトーンもアリストートルも共に教育の價値を認め、特にプラトーンは教育を統轄する長官に云つた。「選舉するものも、選舉するものも、國家の最も重大なる任務は教育であると云ふ事を考へねばならぬ。如何なる植物も其の最初の萌芽がその成長に最も大なる影響を與へるものである。而して之は單に植物に限るものではなく、野生飼養の動物に於ても、更に又人間に於ても變りはない。人は馴致された或は文明化された動物である。しかも人間は適當な教育を受け、幸福なる性質を陶冶されて、始めて最も神聖な最も文明化せる動物となるのであつて、若し教育が不充分であり、皆無の時には、人間は地上に於て最も野生に富んだ動物となるのである。されば爲政者は子供の教育を第二義的のものとしたり、附加的のものであるかの如く放任してはならない。」

アリストートルは、教育を公民學及び政治學の範圍内に取入れて考へてゐる。「爲政者は當然青少年の保護に充分なる興味を有すべきものである。教育の怠られてゐる處では、その惡結果は觀面都市に現れて來るものである。」

スパルタに於てもアテネに於ても、教育は最良なる公民を作る事を目的としたものであつて、生活の最善の手段としてではない。教育は個人の幸福よりは寧ろ社會の幸福を目的としてゐる。善良なる公民と云ふ觀念がこの二つの國に於て相違あつたが如く、教育にも亦差異があつた。然し兩者共その目的に於ては同一であつた。

「スパルタ人は、人間の本務は勇敢なる事であり、困難や苦痛には平然たる事であり、善良なる戰士たる事であり、常に健全なる身體を保持するにあり……」と信じた。このスパルタ的公民の觀念は、スパルタの教育の目的を確定したのである。日々嚴重な身體的鍛鍊を受け、忍耐と勇氣の試練を續けなければならぬは、スパルタ少年の運命であつた。讀書・算は學ぶ必要はなく、寡言を旨とし、饒舌が戒められた。少年の想像力は國家的理想の爲に抑壓せられ、ダンスも歌も悉く軍事的ならぬものは



なかつた。アテネ人の考へた完全なる公民の觀念は、これに比ぶれば更に範圍の廣いものであり、その訓練は又容易ならぬものであつた。アテネ人にとつては、單なる調和的に肉體を發育させる事だけでは満足が出来なかつた。身體的健康を犠牲にする事なくして、更に智能並に想像力の訓練をも加へなければならぬと考へた。従つてアテネ人の教育は、その目的が三つとなつた。即ち身體、智能、趣味の三者を顧慮せねばならなかつた。若き公民の身體は合理的に考案された運動によつて調和的に發達させられねばならぬ。智能を啓發する爲には、讀・書・算を學ばねばならなかつた。初等教育の第三として、音樂的能力及び趣味を啓發するための遊戯とか唱歌は寧ろ選擇的のものではあつたが、決して閑却されては居らなかつた。ソフィスト、修辭學の教師、哲學者等によつて與へられる中等教育は少數者に限られてゐた。趣味とか想像力は音樂學校、美術學校に於て教育せられたが、劇場、寺院、紀念像、或は宗教的の祭禮にはつきものである。舞踏から來る影響はすべての人々に更に偉大なる感化を與へたものである。教育上の此の美的方面は、特にその品性に影響する點の大なるものがあるとの信念のもとにギリシヤ人は極めて重視したのである。

品性の陶冶は就中ギリシヤ教育の重要な目的とした處のもので、ギリシヤ人の親達が學校の先生に期待したのは實にこの目的を達する點にあつた。黨派政治の惡弊矯正の一方方法として、アリストートルは公民教育を提案してゐる。この教育は國家の特質に偕調する教育である。即ちすべての公民は國家の秩序に服従し、國家の幸福なる生活の完成に従事するを教へる教育である。只注意すべきは古代ギリシヤの公民とは、都市に生活せる市民のことを指したのでその貢獻といふも、現代の意味にて云ふ、國家に對するが如き廣いものではない。

初期ローマに於ても亦國家に奉公するは青年の理想であつたが、然し教育は寧ろ兩親の掌中に放任せられてあつた。

「少年ならばその精神身體を健全強固に發達させ、神や兩親、國法、制度を尊敬し、傳統的農耕法に熟練し、平和の時代に於ては公務を處理する知識を養ひ、戰時に於ては獻身的奉公をなし、少女ならば母親から謙遜な禮讓な勤勉な女子として、家事を巧妙に處理し得る教育をうけることが最も望まれてゐた教育法であつた」。

教育法に關しては、國家は干渉を加へないで、只間接に公民的義務、獻身的努力の崇高なることを鼓吹したに止つた。……共和國の最も盛んな時代には、子供の教育は全く兩親の任務とされて居たのである。

ギリシヤに於てもローマに於ても、教育は熱烈なる愛國心を發揮せしめることにあつたので、公民的訓練は教育の主要目的と認められたのである。然し、此等の古代國家の教育には、明かに二つの缺點がある。即ち男子の理想をのみ目的として、女子の權利は閑却されてゐた事である。然しながら此批判は、只古代にのみ適用されるのではない。事實女子教育の重用視されたのは、僅にこゝ一二世紀以前からである。更に不公平なるは、奴隸を教育から除外した事である。古代の人々は其の文明の原動力である勤勞を蔑視した。されば勞働は輕視せられ、鄙賤な階級のもものが従事するものとして貶謫せられたので、勞働の尊嚴といふが如きことは、全然無視せられたのである。アリストートルすら奴隸を含めぬ社會を考へる事が出来なかつたのである。勿論此批判は同時に他の時代にも概當するもので、大多數の子供が學校に入學する事の出来るに至つたのは、實にこの時代よりは十幾世紀か後の事であり、今日に於ても尙多數の子供は充分なる教育を受け得ないで放任せられてゐる實狀である。中世紀を通じてはギリシヤ人の考へたが如き公民の觀念は中絶の有様になつた。献身とか忠誠の感情とかいふものは、一社會或は一地方に向けられなくて、一個人に向けられて居つた。封建君主は自己の領地を支配し、その土地の地主とか臣下のものは、この領主に服従すべき義務があり、領主諸侯はそ



の臣下に忠誠を強制する権利があつた。又他面宇宙主宰の神の觀念は、土地よりは寧ろ人間との關係を強調するものであつた。加ふるに不安動搖を續けたヨーロッパの状態は、益々公民權の發展を遲延せしめし事は明白である。農奴は土地を放れず士着はしてゐたが、彼等の生活情態から考へて、彼等の住居してゐる土地に熱心なる愛着を表はすと云ふ事はなかつた。彼は領主に服従を捧げねばならず、教會に献身的崇拜を捧げねばならなかつた、彼の十字軍に参加した人もこの例にもれず、彼等の東西轉戦の生活は、その土地に對するよりは統率者に對する忠誠を發現したものである。農奴制度、教會、封建制度は各々その要求に従つて一種の教育を起すに至つたが、その教育は公民教育ではなかつた。

然しながら、英蘭に於ては他のヨーロッパ諸國に比して、その民會によつて支持せられて居つた地方政府は、廣い意味の公民教育を興へて居つたのである。然し中世の都市が發達を遂げ、それらの都市が傳説を有し特色を有すと云ふ事が明白に意識された結果として、始めて、アテネ人やローマの市民が表現した熱烈な感情は復活せられたのである。この結果として、勿論その最初は間接的ではあつたが、公民教育が企てられたのである。此公民教育は組合が後援者となつて、徒弟のために主として企てられたので、従弟はギルドに對して忠實であり、その都市の法律に對して忠實なるべき事を教へられ、その都市の吏員に對しては服従を旨とすべき事が教へられたのである。この結果、團體精神が覺醒せられ組合員各自の利益のために従事すると云ふ事以上に、全體としてのギルドの名聲並に其の都市の一般的福利と云ふ方面を考慮することになつたのである。然し大學に於ては知識は知識のため追求せられたので、ギルドが設立したカレッジさへこの例に漏れなかつたのである。

ルネサンスと共に教育の目的に關して疑問が生じて來た。勿論、従前から教育の目的は身體、智能、品性の調和的發展にあると漠然ながら教へられて居つたが、何が故に此三者が啓發されねばならぬか

と云ふ問題は、不問に附せられて居つた。中世カソリックの學術がギリシヤ及びローマの文化と會流して文藝復興として知られた、時代になつて、始めて「教育の最高目的は善良なる公民を教育するにある」との觀念が明確になつたのである。十五世紀の代表的の學校教師たるビトリノ・デ・フェルトレ (Vittorino de Feltrè) は「教育の目的は完全なる公民に發展せしめるにあり」となした。更に彼は「學科の選擇並に學習の態度は、此一般的目的を標準としてなさるべきであつて、決して實際生活とは隔絶するが如きものであつてはならぬ。即ち社會共通の幸福に關聯あるものでなければならぬ」と云ふてゐる。彼の考へによると、社會は將來の成員の道德的素養のために、直接その責任を負はなければならぬ。何となれば、善良なる公民は、個人にとつて有能なると共に國家の利益に寄與する事の大なるものがあるからである。英蘭に於ては、實際教育の目的は、次のエドワード六世の政府の宣言によつて窺ふことが出来る。「青年の自由(リベラル)教育は英帝國の基礎をなすものであり、發展を促すものである。偉大なる詩人ミルトンがなした有名な定義によれば、完全なる教育とは公民教育をその根本に於て顧慮せるものである。曰く、

「故に私は完全無缺なる教育とは、平時にありても戰時にありても、私的にも公的にも、すべての職務を公正に、巧妙に裕達に處理し得るが如き人を造るものなる事を絶叫する。」

ジョン・ロックも又公民教育を表明して、

「生徒は人間本然の權利として教育されるものであり社會の基礎を作るものとして教育されるものである。従つて當然義務として教育されるべきものである。」

彼は更に附加して云つてゐる「各青年は何か繪畫とか造園とか鐵細工の如き手工を學ばなければならぬ」とかくしてその意識の程度に於ては幾分不明瞭なることが免れないが、文明並に公民の基底として勞働の重要な事を明白にしたのである。



ジョセフ・ランカスター（一八三八年死亡）は「すべての公民は教育せられねばならぬ、蓋し無教育の公民は、如何に努力をなすとも永遠なる價値を獲得する事が出来ないである」と考へた。彼は講演を企圖し、資金を集め、遂に貧困兒童の爲めに五十の學校を設置した。

ジョージ・パーリベック（一八四一、死亡）は一般公民には教育がなければならぬと深く信じて、教育の普及に熱心に努力した。彼は労働者に講演をなしロンドン・ユニバーシティ・カレッジの建設に援助をする側ら工業學校を創設した。

ジョン・ラスキンは彼の「各兒童には或種の教育を與へる」と云ふ一八七〇年の條令の出る十年以前に、既に政府に獻言して若き公民に優雅と公正の習慣を陶冶し、衛生の諸規則を教へ、子供が生活資料を獲得し得る職業を教授する學校の設立を請願した。此等の僅少なる實例は、彼の産業革命によつて惹起された混沌且つ慘憺たる情態の裡から漸次に國家の將來の公民の爲を計る責任觀念の萌芽の生じた事を示すものである。然し一八七〇年の教育條令は直接公民教育に關する施設は含んでは居なかつたのである。事實公民教育は十四才以下の子供にとつては、まだ早すぎるものであるから、英國に於ては實行が出来なかつたのである。中學校の設立と共に、若き公民に彼等の受けてゐる文明の遺産の豊富な事、彼等の活動範圍の極めて廣い事を開明する機會が生じたのである。然し英國に於ては、此機會は未だ十分に利用せられては居らず、加ふるに教師達の公民教育の意義の重大なる事に眼覺めたのは極めて最近の事に過ぎない。未だ舊套の型の教育が行はれ、舊式の觀念が教師を支配してゐる間は、正當なる若い公民の訓練は先づ望み得られないと云つて差支ない。然し私は決して教育上の革命を唱導するのではない。現代の教育に關しては、如何に缺點が多いと云つても、已に教育制度の基礎は基かれたのである。而して多量の勢力、智力、熱心、能力が日々この方面に注がれてゐるのである。此の能力と感情の源流を、更に廣い且つ健全なる溝渠に注ぐ事が即ち教育改善者の目的でなければならぬ。

ばならぬ。教育をして更に直接生活の準備たらしめ、日常事件に關聯せしめるといふ意味に於て、教育を實際化すると云ふ事は、最も根本的な今日の要求である。而して公民學の教授は實に此任務を完成する一方法である。

英國に於ては既に公民教育に一定の指導を與へんと企圖が試みられた。或教師達は、その教授の範圍を國政並に地方政治等を詳細に説明する事に局限したが、或教師達は、郷土史の説明や、地方研究を實行して、生活の興味の範圍を擴張せんと企てたのであつた。教科書に表はれた公民學は、從來は餘り其の範圍が狹隘に過ぎた。公民とは單に租税を支拂ふ人間、或は選舉權所有者とのみ考へられ、文明と云ふ豊富な、遺産を繼承せる社會の一員としては考へられてゐなかつたのである。

合衆國並に佛蘭西は世界に於て公民教育を最も組織的に企てた二大代表國である、合衆國の多くの州にあつては、公民教育に關する、報告書が發行され、佛蘭西に於ては、明確な公民並に道德教育が各學校に於て授けられてゐる。此等の企圖のもとに、各々賞讃に價する功績はあげられてゐるが、然し各々の國に於ても、政治的方面を餘り力説しすぎ、公民を社會的人間としてよりは、寧ろ單なる政治的人間と認める傾向の多い弱點がある。いづれの地に於ても、公民の觀念を擴張し、十九世紀にあつては制限し除外せられたが如き多くの方面をもその範圍の内に包含せしめる必要がある。此等の除外せられた方面とは、歴史的、藝術的、社會的、倫理的の方面の事であつて、此等は從來充分に強調せられてきた政治並に經濟的方面に添加せらるべきものである。カナダに於ても亦一九二三年に開催せらるべき三年制教育會議の豫定によれば、全國教育協會が公民教育の等閑視すべからざる事を具體化する事を發表してゐる。同協會の主唱者達は次の如く云つてゐる。

「今日全世界の教育の基調は如何なるものなるかを説明する事は困難であらう。英國に於けると同じくカナダに於ても或は研究調査の題目として人目を惹くに足るの理由から、或は教育學的の熱情の結



果から、其他の方面からの促進によつて社會に關する方面を強調せなければならぬ事となつた。從來教育はその目的よりは寧ろ手段、方法が重んじられて居つた。然し教育の價値は智識の涵養や教授の科目とか教授法と云ふものにあるのではない。爾來人格的並に社會的特性が餘り長く閑却され過ぎた觀がある。社會的に考ふれば、公民教育は人類協調の精神の美化と醇化を目的とするは事實であつて各種社會並に各人の衝動と活動とに對し理解あり同情ある態度を表し得ない人ならば教育のある人と云ふ事が出来ない。

又豫定項目中の一は、學校の儀式の宣傳で（ロンドン州參事會視學官ヘイ・ワート博士の提案）、これらも公民教育に關係のあるものである。

一九二二年七月にゼネバに開催せられた國際道德教育會議も、次の如き事項を取扱つた。1「國際的運動特に歴史教授に關して」2「奉仕運動」で、この兩者はその範圍に於ては公民的といふべきものよりは更に廣いものではあるが、その本質に於て、その精神は全く公民的なものである。

次に學校に於ける自治に關して論ずれば、この教育法は多くの教師の經驗上から、將來の公民として彼等の生徒によい準備を與へ得るものと考へられてゐるものである。或程度の自治は甚だ結構なものであるが、外部からの權威を待たずして生徒自らに憲法制定を一任するは賢明なる方法とは云はれない。若し生徒に總てを一任する場合には、彼等の先輩や、成人の經驗、實驗、失敗、成功は彼等にとつては何等の利益ともならず、何等の參考援助をも與へ得ない事となる。既に充分經驗せられて來た事を基礎として更に前進を續けるは、各時代の人々の義務であつて、既に出來上つてゐる事を無視してその出發を新しくするは、徒らに時間と精力とを浪費するにすぎない。徒らに過去に建設せられた基礎を無視して、更に新らしき建設を鼓吹する時に、生徒の智識、能力を過信せしめる觀念を注入するに過ぎない、善良なる傳統や過去の功績に尊敬を拂ひ、成人の廣い經驗、偉大なる能力深遠なる知識に

對しては、充分なる敬意を拂はねばならぬ。「權威に従ふ自由」と云ふは、「盲目的服従」と「無制限の自治」との中庸を得たものである。總ての事件の決定を生徒の自由に放任し、誤謬の發見にも、それが矯正にも、何等の干渉を加へないといふ方法は、決して學校卒業後の生活の準備となるものではない。それは社會に於てすべての公民は國法其他の法律命令等の形式でもつて彼等の祖先の建設したる權威に服従せなければならぬからである。これと等しく學校に居る若い公民は彼等の教師によつて規定され發表されてゐる規則に服従すると共に幾分の行動の自由が保證されるといふことは最も適切なる方法であらう。

### 三、公民科の教材（下級）

公民教育の目的は三重にあるのでこの目的がその教授方法及教授要目をも決定する事となる。公民教育は其の目的として生徒に自らの環境に關する興味を惹起し、漸次にその興味の範圍を擴張して、その數州更に英國全體、最後に全世界に迄及ぼさしめなければならぬ。公民教育は又制度の發達、文明の進展、現在の状態を齎したる原因等を理解せしめ、更に將來に關する洞察を與へる事を目的としなければならぬ。公民教育は又生徒に献身の熱情と、社會奉仕の志望とを鼓吹するを目的とせねばならぬ。公民教育に缺く可らざるもの、一つは興味である。生徒は此科目を好愛せねばならぬ。若し倦怠を生せしめるが如きものであれば、既にそれは公民教育の唯一目的を逸せるもので、決して熱烈なる感興をそゝる事が出来ない。各題目に關して眞の興味を起す唯一の手段は、その題目を現實化するに在る。生徒の實際生活、即ち彼等の家庭、近隣、日日の出來事、著名な人とか場所とかと常に接觸せしめるべきであつて、かくしてこそ學科と生活との間に眞の關聯が望まれうるのである。されば生徒が科目を始めるには先づその家庭並に近隣をもつて出發せしむべきである。生徒をして



彼等自身の住む近隣を調査させ、建造物の種類、著名なる建造物、各特殊な通路の利用法、道路の行く先、乗合自動車、電車の行先、街の位置と公共建造物の位置等をよく知らしめるべきである。勿論田舎の地方に於ては、それぞれ種々な変更を加へなければならぬ。例へばその近隣の農場、家、種類、異つた田畑とその用途等に留意せねばならぬ。これらの諸點を教へる際に、生徒に更に其の近隣の改善に關する考案を提出させなければならぬ。勿論かくの如き考案は、生徒にとつては經驗的のものであるから、初めから彼等の思考力に多く期待することは望み得られないであらう。生徒は各自の家、庭園、教會、學校其他重要な建造物を包含する彼等の近隣並に地方の圖面を作製すべきである。最後にその都市に關する調査の結果を作文に作り、彼等が蒐集した處の興味ある報告に挿入する事を大いに奨励するがよい。かくの如き種類の論文は、子供が土地と云ふ事を念頭に置かすして書いたものに比して遙かに自然的なものである。公民の初級に於ては教科書は不必要である。然しノートブックには只筆記すると云ふ事以上に活動的に利用されねばならぬ。

次に注意をその地方の他の方面に擴張すべきで、歴史的その他の點で興味ある場所への訪問、其他市廳博物館、繪畫陳列館、有名なる教會の如き建造物或は城塞、工場等の見學を行ふべきである。これ等の訪問のあるものには教師が指導すべきであるが、大體は生徒自らが彼等の公民科の時間を利用して二三の小團體に分れて各自に企つべきである。若しこれらが「調査」と名づけられ、生徒がその調査の結果を記述せねばならぬ事なれば、單なる散策の喜に加へて更に責任の觀念が加はつて來るのである。この計畫は悉く生徒の歡喜の中に實行されるべきもので、若し此種の實習が嫌惡の精神で行はれるときは無用と云ふよりは寧ろ有害である。生徒には彼等が見學せんとする場所を任意に選擇させ、見學がその土地内の場合にも又は他の地方へ出掛ける場合にも、出來得る限り多くの生徒の参加を奨励すべきである。監督者其他の人は喜んで若い訪問者の質問に答へ、種々の點に援助を與へなければならぬ。

らぬ。生徒はこの結果を時々發表すべきであるが、決して形式に陥つてしまつてはいけない。生徒によつては、これによつて自發的の見學、研究の習慣を得るものがある。私の知る或る生徒は、學校の實習としてなした訪問から興味が乗つて、暑中休暇を利用して近隣の各村を巡視して各村の歴史を組織的に研究したものが居た。

學校外に於ける自由調査の期間中は、學校に於てはその地方の歴史に關する學科が教授せられねばならぬ。若し其の場所が狭小で、大した歴史的記録のない時には、その數及び其の地方の歴史をもつてその都會或は村と聯絡をつけねばならぬ。先づ最初は管區を題材とし、地質學的、氣象的、地理的、産業的等とその環境を考究する。すべての種類の地圖、圖表、例へば時代別の地圖、地質學的、地圖、模型、氣象地圖、炭田圖等、其他死亡率、統計產、業別、空地、人口密度の圖解等を用ふるべきで、これ等はその材料の例である。その都市のその地に位置するに至つた理由を考察し、殊に生徒の住する州内にある町村の沿革に關して種々な説明を加ふべきである。

古代の歴史を教へるには、地方博物館及びその近隣の歴史的遺跡、歴史的建築物の訪問と關聯させなければならぬ。歴史の教科書中に記載されてある事件のみではなく、普通の人々の日常生活も亦時代別にして觀察することが出来る。これは此管區をして歴史的の存在物以上たらしめるものである。これが爲には廣い範圍の讀書と研究と云ふものが更に想像力に付け加へて、教師自らに必要となつてくる。偉業を遺した公民の傳記は省略してはならない。特に彼等の事業の目立たぬ場合、世間によく知れてゐない時、特に貧賤より身を起した場合には更に考察する必要がある。傳記と云へば恰も彼等とは境遇と能力を懸絶せる人々の事と子供は考へ易いものである、がこれは誤解である。

又現在の狀態を閑却してはならぬ、すべての方面——工業上、商業上、教育上、リクリエーションに關し、社會改善に關し、その地方は如何なる活動をなしてゐるかを明にする事が最も重要な事であ



る。此管區（デイストリクト）の長所と短所を論せなければならぬ。その住民、建造物、法令、地方的出來事と常に關聯させて地方當局者とその職務の説明をせなければならぬ。更に廣い範圍に關係せしめ英國全體に關する地方政府の關係を簡單に述べ、又生徒の住居せる州の行政情態を示す地圖をつくらせる。公民が種々の改善計畫を考案したり、種々な活動を要求されるは主として將來の爲めである。然しそれ等の活動についてそう簡單に生徒から期待することは無理である。事實大多數の成人と雖も自身の住居せる近隣とかその教區の改善案を設計する事は甚だ容易なことではない。故に教師は「改善の可能」と云ふ事を示しながら指導して行くべきである。田園都市其他に關してもこの程度の説明を與ふればよい。生徒に對して、詳細なることは將來に於てといふ將來の望を常に與へることは甚だ策を得たもので、それは彼等が學校の終るころにはまだほんの初學者にすぎないと云ふ觀念を惹起するもので従つて、公民學の科目もそれだけでは未完成の情態にあることを反省せしめるものである。

その管區の歴史の説明として又研究結果の發表として、教師の指導のもとに生徒は展覽會を企つべきである。此企圖は教區のすべての方面の説明を目的とすべきで、過去と現在に亘り、その土地、産業、人口に關するものを主眼とすべきである。若し一度生徒がその興に乗れば、驚くべき分量の仕事をも完成するもので、各自希望者の分擔が定まれば、これ等の仕事は主として家庭内に於てなされるのである。ブライトン町の展覽會を開いた時、以下の如きものがその主要なる作製品であつた。

- 1、ブライトン町の昔の街路並に家、各時代に於ける町の設計案、昔の有名なる建物、昔の著名なる人の肖像等の繪畫寫眞を擴大して畫けるもの。
- 2、此町の歴史大要を示す表、此町に住んだ偉人並に逸話の一覽表、一八〇一年來此町の人口表等の作製。

3、州町管區に關する種々の設計圖、地圖の作製。

4、町並に州の防備計畫の作圖。

5、印刷物の拔萃。

6、貝殻を海岸から蒐集して來て、それらを分類別にして名稱を書けるもの。

7、その管區に於ける草花を採集し、分類して名稱を掲げしもの。（此は植物學の先生の監督による）

8、出來得る限り珍らしき品物を友人から借り集めて來た。例へば一女生徒の父は昔の印刷物の蒐集したものを買し、他のものはブライトン附近で發見した礦物を、或者は戴冠式の時に學校兒童に下賜されたコップをもつて來た。

9、停車場、電車事務所、瓦斯事務所、工場等を訪問して彼等の事務の概要書を貰つて來た。

10、町の興味ある場所、例へば病院、教會、旅館、學校、公共建造物等の寫生圖や寫眞を集めた。地方博物館の監督者は喜んで發掘された貨幣、其の地方に埋没されて居つたローマ人の花瓶の如きものを貸出した。又價值のある陳列品を博物館内のみに捨ておかないで生徒に獎めてそれ等を寫生させたので、吾人はケルト、ローマ人の遺物の色彩せる説明圖を得る事となつた。又貝殻、海草、草花に關しては博物館から多くの援助を得た。

其地方最古の新聞社の編輯者は、生徒の爲に一世紀前の發行にかゝる新聞紙を貸し出したり、又展覽會の案内書として書かれた町の昔の歴史の大要の印刷の勞をもつてくれた。この案内書はこの町村の苦闘の狀態の歴史を一般に示さんと欲する企であつた。

其他の町村にありても、異なる興味の見地から見ても、各々價值があるである。されば、その土地、産業、住民を一般に説明する事の出來ぬが如き管區もなければ、學校の生徒及び社會全體に公民的奉仕を刺



載するが如き公民的誇を附與されてゐない處がなからう。

アテネ人が五年間毎に彼等の都市の總ての方面を表現する爲に企てた全アテネの儀式催行列にならつた何かの催しが出来た。歴史のペーヂェントは學校に於て屢々演ぜられたもので、甚だ有益なものであるが、現代を含めてはゐない。公民的ペーヂェント或は行列も亦管區に於ける生活の諸相を表現するもので藝術的感情をもつ熱心なる人ならば生徒と協同して之が實現を企てることも出来やう。或は大仕掛に參事會員、書記、勞働者、商人等の町民全體と共に此計畫を實現する事も出来やう。此種の企圖は公民の觀念に儀式的及び美的感情を裝飾するもので、この方面は單なる租稅支拂人或は選舉人としてのみ認められてゐる現在の公民の見解には缺けてゐる處のものである。

その管區に關して永續する興味を起し、管區に起つた諸事件を知る爲に、新聞紙の切抜や地方の事件に關聯のある議論や繪畫のアルバムを作ることはい計畫である。この材料は先生と生徒が協同して集めるべきで、常に興味を惹起す源泉とすべきものである。而してこの蒐集は公民科の次の年級にも繼續して行ふべきである。

#### 四、公民科の教授（上級）

若し公民は彼等の住する環境に興味をもつべきで、若し興味を惹起されぬ時には前章に於てその概略を示した公民科目も其目的を達せざる事となる。

此の地方的興味につけ加へてそれ以上の廣い範圍即ちその州及英國更に全世界をも熟知せなければならぬ。かくの如き廣い範圍に亘つて彼は主要なる歴史の主要を知るべきでこの歴史の内には制度の發達、今日に及ぼせる影響、物質上、精神上に及ぼせる功績、過去より傳へられたる遺産、將來に關する責務等が包含される。かくて明確な意味が更に公民學に附加せらるゝ事となり City, Citizen, Civil,

Civilization と Civis といふ語の關係が明白にされるであらう。公民科は公民を相結合してゐる種々の紐帶、例へば共通の風習、共通の言語、共通の制度、共通の歴史、藝術、文學等について考察を與へるので、これ等のすべてのものは住民をして相互に親密を感せしめるところのものである。すべての時代及びすべての國に亘る廣い範圍の公民の傳記の主要を採用すべきであるが、教師の趣味に應じてその選擇には差別がつくであらう。例へばベリクレス、アリストートル、ハドリアン、アルフレッド、ダンテ、ジャンダーク、クック大佐、エドウィン・チャドウィック、ロバート・アップルガルス、ブライス卿、マーガレット・マクミラン嬢、バートリック・ゲップ教授等の傳記は如何なる方法に於てこれ等の人は社會的奉仕をなしたるかを説明するに好材料となる。

此等の緒論的題目が終つた後に、最初の社會的單位たる家族の考察が起つて來なければならぬ——原始的家族生活、家長制度の家族、典型的なローマの家族、中世に於ける家族、産業革命の齎した變化、現代の家族に關する諸問題——例へば主婦の家庭外の勞働、住宅問題等は悉く考察しなければならぬ。次には管區の考究に移るのでイングランドの村落をもつて始め、その起原、定着するに至つた理由、及び發展の研究に及ぶのである。原始的村落生活と生活の不安、中世に於ける村落の生活と職業、莊園制度と教區、教會と地方的民會。——これ等は皆イングランドに於ける公民生活の一部分をなすものである。その管區内に在る町村の歴史の主要が教へられ、生徒にはそれらの町村を訪問して歴史的或はその他の點で興味ある事項を考察して來る事を奨励する。かくの如き調査には慧敏な觀察が必要であり、これ等の調査をする各生徒の團體には種々興味ある偶然な發見のなされる事がある。今日の町村を訪問する結果は産業革命が齎した變化に對する科目を學ぶ動機となり、又今日の町村生活の缺陷其他の諸問題の議論に興味を惹起することになる。

町村から次には都市に移るので古代ギリシャ及びローマの都市に關し、その建築法、政治、劇、奴



隷等に説き及んだ後、中世紀イングランドに於ける都市の發達に至り、町村との差異點を考察するのである。即ち都市にありては都市特許狀があつて市民は領主の統轄以外にあつたので、かくて都市は英國の産業振興の原動力となつたのである。ギルドの公民的觀念に及ぼしたる影響——例へば完全なる仕事をなすと云ふ誇と誠實の主張とは村落に於ける村民よりは遙に程度の高い善良なる公民を作り出す原因となつたのである。都市と國家との相互依囑——都市は國家の爲めに製産をなし、貿易をなし、國家は之を擁護するのである。——といふ事を明白にする。更に秩序立つた地方政治、産業革命の影響、急速なる發展等は悉く現代都市の特質として知らるべきものである。此等の事から一步を進めて現代の都市計畫の發達、模範村落、ガーデン・シチーの考察に導く。村落にありても都市にありても等しく過去の歴史を教へるだけでは不十分である。生徒には現在が教へられ、更に將來に對する瞥見が與へられねばならぬ。

都市の次には地方政治に移るので、地方政治は歴史的に學ぶと共に地方の情態と關聯せしめて論じなければならぬ。英國人の政治的自由に對しては天才的なる事、並に政治的自由に對する努力についてはサクソン人の民會及びそれより後に起つた教區會議の説明をなし、この後者が殘存して遂に領主裁判に代つたのである事を知らしめる。

特權やギルドをも含める都市行政は重要なものであるが、これに劣らず司法制度も又重要である。縣、市、區、教區等其他に亘る地方行政の主要を説明せらるべきであるが、各參事會の權力機能は唯生徒が直接觀察し得るもののみを論ずればよい。行政上の權能の名稱羅列は實際の説明がなくんば只倦怠を催すに過ぎぬ。其他法令附加税の如きものもその地方と常に關聯して教へるといふ事を忘れてはならぬ。

以上の各題目を可なり詳細に考究すれば一年間の授業課目とならう。次にはその見地を國家に擴

げ、法律並に政治の廣い觀念を得べきで、更に教育、勞働、公民の福利に對する國家の關係に亘つて學ぶべきである。それについては以下の如き諸點に關する説明を與ふべきである。選舉と選舉人、議會と黨派、内閣、國家に於ける三權分立、議案の決定、陸軍、海軍、官公吏、司法と各種裁判所、國家の歳入と歳出、其他國家がその統制を及ぼしてゐる國民生活のすべての方面に關して論及すべきである。即ち體育、衛生（熱帯病、公營排水施設、臨床講話、種痘所等）社會的記錄（出産、結婚、死亡、國勢調査、遺言狀、租税通知）社會的經濟並に節約、——（森林の保存、科學的農耕法、溝渠灌漑、野獸からの保護）公共の便益（歩道、車道、公園）公營市場、浴場、屠獸所、共同墓地、電車鐵道（印度オーストラリアにては共有）國立及び公立博物館、圖書館、繪畫展覽會、立像、郵便及び電話、貯蓄銀行と保險、工場（勞働時間、少年勞働工場の設備等に關して）等。

すべての若い公民は國民の職業に關して一定の知識を得る必要がある。従つて農業、工業、商業、其他の職業について簡単な説明を加へる必要がある。例へば炭鑛業、鐵、綿工業、貿易業、船舶業、漁業、醫業等並に社會に對するこれ等の職業の價值及び特にその地方的な産業を詳説すべきである。

此等の説明を興味あらしめる方法は、出來得る限り多くの工場の訪問並に各産業發展に貢獻のあつた公民の簡単な傳記等を利用する事である。其他教師が特殊な興味をもつたり特別な學識をもつてゐる國民生活上の種々の方面の事項もこれの内に包含される。勞働組合や消費組合發達の概要並に社會主義、ナショナル・ギルドに關する簡単な觀念は教授するがよい。又ギリシャ及びローマの教育の理想から、中世紀並に文藝復興時代の學校に至る迄の教育の主要に觸れるべきである。英國に於ける教育史は幾分詳細にミルトン、ロツク、ランカスター、パークベック、ラスキン、ヘイワード博士、グールド氏等教育界の先驅者と關係して説明すべきである。



次には大英帝國に論及するので、最初は英帝國全體の現勢を説き、次に帝國の濫觴と歴史を説き、住民の種類並にその土着の人間の風習を同化する能力に關してローマ帝國と比較をする。次に英帝國の所屬の各領土に關する社會的、經濟的、歴史的の簡單な説明を與へる。各領土の歴史は英國と關係のなかつた以前より始め、特に印度にあつては過去時代に於ける文明に溯流せねばならぬ。英帝國統治の方法としてはドミニオン、クラウン・コローニー、保護國、印度の間にある差異を示すだけで充分である。而して自治制度の發展して行く傾向を明示すべきである。次にドミニオンに於ける現狀を概見し、將來の瞥見に及ぶ。失敗と誤謬とは省略する事なく明白に發表して、それらの失敗の起つた時代の標準に應じて批評を加ふべきである。英帝國は吾人の双肩に懸つてゐる現實のものである、従つて英帝國に關する吾人の責任觀念が是非喚起されねばならぬ。例へば印度、ニュージーランド、エジプト等に於ける物質上、教育上の改善の狀態を詳説し、更に完備すべき諸問題に就いて論ずる。

國際聯盟の歴史、その目的、組織、今日迄の成績等も又公民科と密接な關係がある。常に注意事項を書き留めておき、圖表を書き、説明圖を挿入すべきである。生徒自らのノートは最も肝要なものであるが初には一定の指導と訓練を與へねばならぬ。圖表は教師の作製したもの、或は黒板に畫いたものを寫す、説明圖其他の材料は大部分生徒自身の勞作すべきもので例へば有名なる公民の肖像、建造物の寫眞(寺院、ゴシック寺院、ギルド・ホール、小屋、領主の邸宅、模範邸宅等)典型的町村の光景(繪葉書は簡單に購ひ得られる)新聞紙の繪畫、寫眞(これには公民的事件に關するものが多數にある)新聞の切抜(敏慧なる注視者に豊富な材料を與ふ)等である。かくてノート・ブックには生きた材料が蒐集され、將來の生活に非常な利益を及ぼすものとなる。かくの如き方法のもとに養成された材料蒐集の習慣は永久に續續すべき完全な公民教育に非常な補益を與へるものとならう。特に現時公民的事件として重大なる國勢調査或はワシントン會議の如きは、その度毎に歴史的に簡單

に説明が加へられねばならぬ。若し生徒が本章に於て要約せられた項目を學び得れば學校時代から既に彼等は現在の社會上の事件、諸問題改善等にもその考を及ぼす事が出來やう。すべての場合教師は現在の狀態は如何にして發達してきたかと云ふ點を指示すべきである。即ち各問題には歴史的の基礎がなければならぬ。論争の中心となつてゐる諸問題に若し賛否の決定を與へんとする際には現在の問題は甚だ複雑なもので決して容易に解決しうるものではない、との考へを生徒の頭に印象せしめる時は學校に於ける生徒時代にも勿論社會に出た時にも早急な意見や、輕卒な判斷を與へる事に躊躇する事とならう。生徒に課すべき問題はすべての公民が衷心から全力を傾注してゐる問題である事を暗示すべきで、彼等がその結論を簡單に決定する事が出来るものであるかの如く示してはならぬ。何となれば政治家の頭をさへ煩はし、腦ませてゐる問題をそんなに容易に解決せんと企てる事は全然無謀だと考へねばならぬ。未成年者の考へでは社會的、政治的問題は容易に判斷し得るものでない、と云ふ事を常に心得べきではあるが、それと共に彼等が成人となつた時には、必ずかくの如き諸問題に當面するのであると云ふ事をも豫め覺悟せねばならぬ。最も大切な點は疑問の態度と公平なる精神とを涵養するにある。學校に於ける辯論會の危險なる點は生徒をしてすべての成人すら困難とする問題を解決する能力があるかの如く過信せしめる點にある。従つて充分に歴史的教育的教育を受けたい生徒が現在の出來事や諸問題を論ずるは又大なる誤謬である。それは未だ生徒には判斷をなし得る材料が充分出來てゐないのである。然しながら他方に於て吾人が計畫してゐるすべての計畫改善理想の實現如何の運命は今學校に通つてゐるこの若い公民の双肩に懸つてゐると云ふ事を記憶せねばならぬ。この子供達が吾人の着手したもの繼承し、これを完成せなければならぬ、何となれば現時の成人には自己の理想を實現する望はないからである。故に正當な適切な代表的問題を教師が選擇して生徒に課することは極めて重要であるが、これらの問題については教師は充分に準備をしておかねばならぬ。生徒に



重大な時事問題を説明するには先以つて、教師は充分考究を重ね廣い意味での公民學の知識と歴史的基礎が出来てゐなければ之を發表してはならぬ。

以下二ツの例は簡單にその取扱法を示したものである、第一は歴史が最も重大な場合で第二は公平なる態度で問題を發表する一例である。

アメリカ人が無名戦士の墳墓に花環を捧げたと云ふ記事は早速アメリカの各地と従前の我英國人との關係を概見する機會を與へるものである。アメリカ發見とカボット、アメリカ各地への植民、アメリカの獨立、南北戦争、ナポレオン時代の戦争、百年間の平和と一九一四年の祝賀式、世界大戦に参加、平和會議に於けるウイリソン大統領と國際聯盟、ワシントン會議。

最近のアイerland事件は長い悲惨なる歴史の結果である。單なる政治上の出來事のみを考へずセントパトリックの物語、アイerlandの傳説と文學、アイerland住民の職業と宗教等も亦顧慮さるべきである。國民黨、シンフン黨、ウルスター人の各目的とそれらの間にある、差異を明白にしウルスターを除いてアイerland自由國の建設に現在同意した經過を説明すべきである。時事問題の説明と論議に關聯して新聞紙切抜のアルバムを作つたり、又問題發中の題目に關する繪畫寫真にその説明と歴史的概要をつけて置くことはよい考案である。生徒には進んでこのアルバムの作製に盡力する事をすゝめるべきである。學校の儀式は青年の各種學校に於て公民的感情を喚起するに有益なる援助を與へるものである。(その種類に關してはヘイワードの著書にあげられてある)例へばその都市の祝日、國際聯盟記念日、其他有名な公民の記念祭の儀式等である。

公民科は各れも未定のまゝで終らなければならぬ。生徒は只公民的知識の端緒を得たにすぎず公民としてのほんの門戸に立つたのみであると云ふ事を銘記すべきである。彼等は更に公民としての教育に一步を進め地方並に國民的改善の計畫を愈々増進せんと奮發心を起さしめねばならぬ。社會奉仕

としての顯現するが如き獻身的な努力を鼓吹するは公民教育の最終の目時たるものである。晝間補習學校に於ては特殊な事情から公民教育を寧ろ關係の稀薄なもの、如く考へられるが、恐らくこの補習學校にて公民教育は最も適切に教へらるべき處なのである。最も困難な點は生徒の學校に對する態度及び通學の時間を特に定めると云ふ點から起つてゐる、種々な理由から始めは晝間通學に對し吾人は同意をせなかつたが一年間の實施の結果今では既に反對もなくなつた。それ等の反對理由と云ふのは大體次の如きものである。即ち小學校教育によつて既に子供としての教育は十四歳をもつて終結したのである。従つて生徒には小學校さへ卒業すればもう學校から受ける教育と云ふものはないと考へたから彼等はこの革新に賛成をせなかつた。更に両親の態度及び雇主の態度を見れば一層不賛成が著しかつた、即ち彼等の多くは一週二回の通學する間は業務に支障を來す事を口實としたのである。補習學校にありては試験がない故に教師は教授方法の採用上及び題目の緩急、取捨選擇上の自由によつてその實情に最も適切なる結果をつくり出すことが出来るのである。

既に述べた要目は補習學校の生徒に用ひてよいが、若し之を採用する時にはその要目を變化させ簡單にすべき必要がある。又簡單な地方研究は學校の時間外に於て一定指導のもとにする事が出来る、然し多くの場合時間が少なく加ふるに他の興味を介在せる爲展覽會の如き考案は生徒にとつては實施する事が不可能かも知れない。普通の場合、公民學を學ぶ生徒は歴史を學ばないことになつてゐるから生徒に歴史的な基礎を與へる事は公民學を教へる教師の任務となる。この歴史は三大時期即ち古代、中古、近代に分ち、それらの時代の特質と、それらの時代を代表する典型的な公民をあげる事が最もよい方法である。詳細に教へる事は出來ないが範圍を廣く大體の特質例へば村落、都市の興起、奴隸制度、古代に於ける大民族と國家の存在の如きものを教へる事が出来る。此に於てヨーロッパ文明に深大な感化を與へた人種の天才的特性を闡明する事が出来る。例へばギリシャ人の藝術觀、美を



愛する事は、彼等の寺院、塑像並に全アテネの行列（プロセツション）によつて説明される。ローマ人の秩序を愛し、國家を愛し、統治の能力を有する事はカーテイヤスの傳説でもつてよく説明される。中世紀に於てヨーロッパの根本的特質が發達した。ヨーロッパ民族の移動、キリスト教の隆盛、寺院、僧侶、尼僧及び彼等が道徳上に及ぼしたる感化、回教の傳播と十字軍、農奴制度と封建制度、議會並に大學の濫觴、特許狀、ギルド、貿易。近世に於て最も重要な題目となるは印刷術の發明と學問の普及、地理上の發見、英帝國の始まり、新教の興起、英國、アメリカ及びフランスに於ける政治上の革命、産業革命とそれに伴ふ社會生活の變化、勞働組合主義、選舉權、教育の普及、保健上の改善等である。これ等の各題目は典型的な公民に關する説話をする時に引用すべきで、かくの如き方は肩の凝る題目を掲げるよりは更に興味深く學び得るものである。かくして同一要目も、これに變化を加へ、簡略にすれば他の學校に用ひると同じ分量のものを充分に教授する事が出来る。

普通の補習學校には彼等の活動の一つとしてイブニング・クラブがある、而てこの機會に公民學を更に擴張して、他の學校に於けると同一方法のもとに時事問題の説明に及ぶ事が出来る。

公民の大多數のものは小學校を卒業したものであるが今日に至る迄吾人の國民生活上の任務分擔の資格は少しも教養されなかつたと云ふ點を反省するの必要がある。補習學校が設立され比較的な自由と實地經驗の機會を與へ、必然的に學科目を興味深からしめ各題目をして生活と直接關係を保たしめる方針を執ることなれば、やがてすべての形式の學校に於ける教育上の進歩を促進する動機となるであらう。不幸にして試験の重荷に煩はされてある多くの中學校に比して彼のフリーエーの云ふ「教師は記憶術を養成するのではなく良心を養成しなければならぬ」といふ旨が却つて補習學校に於て完成される事となるであらう。

### 五 公民學と他の科目との關係

公民の資格を訓練する事が教育上最も重要な部分である事は一般に承認されて來た。然し未だ學校によつては公民學を一科目としては採用するに至らないものがある。かくの如き場合には他の科目をもつて公民的精神を鼓吹するに教師は努力せねばならぬ。公民學は公民生活の多くの方面を取扱ふものであるから、聯結科目である。

從て他の科目と悉く多少の連結をなすもので、既に教授された特殊専門的知識と公民的生活とは如何なる關係を有するものであるかを明にするものである。

最近高唱されてゐるが如く歴史教育の意味に於てすべての科目を包含するものである。何となれば歴史は一大文明の物語を意味するもので人類の活動、發見、思想、感情、表現を悉く抱括してゐる。従つてすべての科目は人類物語の一分科を示すものとなる。かくの如き觀念が學科目を考案する時に加へられて始めて教育全體の改善が期待され得るのである。從來歴史は狭い意味の公民學、即ち政治上の知識を含むものと考へられた。然しこの意味に於てすら直接「國家」に關係ありとは認められぬ。種々の題目をも含める事が出來た。その例は熱帯病、工場及び鑛坑の疾病、公衆衛生、病院、臨床講話等に關する國民的國家的方面の衛生問題。すべての記録並に統計の作製、勞働時間、勞働の條件、賃銀に關する工場取締等。灌溉、溝渠、科學的農耕法、教育、リクリエーションの設備並に副利施設、行政、財政、防禦機關の大體の説明等である。この簡單なる列記すら普通の公民學教科書よりはる範圍が廣いが眞の歴史に於ては更にこれ以上に公民的性質のものを加へることが出来る。各時代に於ける家族生活の特質、村落、都市の發達、國家主義並に帝國の觀念の勃興の如き方面が社會生活の形式として考究さるべきであらう。制度の發達、種々なる政治の形式、産業並に勞働問題の勃發、



教育的進歩、國際的關係の如きは社會生活の結果としての獲得せるものである。上述の各題目は今日の社會狀態並に社會問題と關係せしめる時には若い公民の精神に「現實」と云ふ考へを強く礎く事が出来るので、特に上級生にありては必要なことである。

地理學に於ても特に人文地理として知られてゐる方面に於ては公民的の領域が包含されてゐる。公民といふ見地から見れば地理學はこの人類の地球上に於ける發見の物語であり、地球が人間の生活及び人間の職業國民の居住に及ぼした影響の物語であり又人間の自然力の征服と悲惨なる状態よりの向上の物語りである。地理科を受持つ教常は卑近な處より始めなければならぬ。生徒は實地調査によつて先づ彼の住居せる管區の知識を蒐集獲得し、全社會に擴げるべき基本的な興味を得なければならぬ。遠近の地理學的事實はその住民の職業並に生活と關聯せなければならぬ。これの簡單な實例はその河口に於ては漁夫が、更に上流に於ては農夫、山麓の牧畜者、森林中の樵夫、狩獵夫、山中に於ては鑛夫といふ有様に種々の職業に従事せる住民の住んでゐる、河口を考察するにある。地理科を公民的に取扱ふ他の方法は地理上の事實と産業上の關係を考察すること、例へばスイスの片麻岩の地質が牧畜に適する牧草が豊富に育つ濕潤な牧場をつくり、スコットランドの土地は羊を飼ふによい短い草を生ずる。イングランドの北西地方と南東地方（一方は主として牧畜に他方は農業に用ひらるゝ）との差異は昔前者にありては遊牧民族が住み後者には農夫が住んでゐた事の説明となる。此事實は更に何故に第一の革命が南東に起つたかといふことの説明となる。（其地方では住民が密集して住居してゐるから更に安定な生活を得んが爲めには不平が勃發して來るのである。）古代ギリシャの文明が各自獨立的に集中されたる事、及びローマ帝國の發展はこれ等諸國の地形に基くものであると云ふ事を説明する。

自然科学の終結價值は、その人類に及ぼす効果の程度によつて判斷せらるべきである。従つて發

見方法を理解せしめると共にそれ以上の何者かが青年から期待されなければならぬ。事實の觀察、實驗學習を行ふと共に各時代に於ける科學上の偉人の生涯、外見的には不生産的な事業に従事するに至つた動機をも生徒は考慮すべきである。社會に對して豫想せざる便益を興へる事になつた結果についても記述せねばならぬ。例はアラデーの研究の及ぼした顯著なる効能、其他蒸氣機關の如き、日常生活に應用されてゐる科學上の發見の如きを枚擧するべきである。

社會的事業、例へば塵芥驅除、營養衛生に關する法律、防疫の規則等は研究の好題材である。又ギリシャ時代から二十世紀の今日に至るまでの科學發達並にそれが社會上に及ぼした結果に關する概観は本題目に潑瀾たる生氣を興へるものでこれらは現在の文明の基礎となつてゐる素材を闡明するものである。

更に算術は今日いづれの地に於ても兒童に課せられてゐる科目であるが、この算術は生徒にとつては生氣のない不必要な數字が積み重ねられてゐる極めて厄介な重荷にすぎない。されば今少し算術を簡略にし、しかも生氣あらしめる事が最も必要な事である。

下級年級の算術は具體的なものをもつてして日常生活に適用されるものでなければならぬ。然るに多くの教師は算術とは只抽象的な「數重」を取扱ふ方法であるとのみ考へてゐる。青年にありては算術は家計、市町村財政、國家の經費と關聯せしめ、その材料も年鑑、新聞等から得なければならぬ。教師にしてもその地方の財政とか統計とかに材料を求めんとすれば租税の計算、土地の廣さ、人口其他の種々な材料を目前に發見する事が出来るのである。

公民學は倫理學と經濟學とを結合せしめる如く又詩と政治とをも結合するものである。更に文學の研究は又國民精神の根本的特質、公民の感情、感激を説明するものである。ギリシャ人は彼等の理想を明白に九人のミューズの神に畫き出した。英國人はこれ程顯著ではなかつたがその精神に於ては國



家的であつて、作品發表の時には必ずその時代の英國を表はしたものである。チョーサーはラテン語から翻譯をなし、大陸の物語を選択はしたが、その背景は英國人の氣分に漲つてゐた。ラングランドは十四世紀の勞働界の不安状態を彼の「ビジオン」に表現した。これ等の二者を魁として各時代を通じ、如何に作家は英國の風物、風習、特徴、感精を表現するに國民性を發起したかは明白である。各教師は自己の趣味に應じて適當なものを選択することが出来る。

藝術も亦英國の明媚な風景、家族的團樂、英國人の特質を描寫するに於て公民的發現を援助するものである。然してこの方面の觀賞は普通は學校生活が終つてから後に起つてくるのである。すべての知識、すべての生活、各個性は統一されてゐるものであるから教育の目的を達する爲に科目を多くに分つ事は技巧に過ぎる傾がある。最も自然的な科目の分ち方は進化の程度に應ずる事、即ち年齢による分ち方である。吾人はすべての時代を全く聯結せるものと考へ大きな世界を只一つのものと考へるべきである。バヌカルの語を借れば「幾世紀に亘り繼續せる人類全體は永遠に生活し、不斷に學究せる一人間として考へらるべきである」この総合的概念が若い公民によつて獲得されんが爲に、教師自らが生活、歴史、教育を一體として解釋せなければならぬ。従つて教師を養成の爲め科目も従来よりは更に包括的な立場でもつて選擇せなければならぬ。即ち科目としては世界歴史の概要（特に社會的産業的方面を顧慮して）ギリシャ中古、現代哲學の變遷（大略）、心理學（具體的説明を加へ）等が従來の科目たる論理學、倫理學、理論心理學、教育學に附加さるべきである。

公民教育の主要目的は社會奉仕を鼓吹するにある。最も適當なる辭句を借りて云へば「吾人は偉大なる過去の子供であり、人類の歴史によつて醸成せられて來た秩序の協同維持者である更に進歩の創造者である」と云ふ事を吾人の中心觀念とすべきである。若い公民に若し適當な環境を與へられる時は期せずして善真美に傾倒するは自然の事である。かくの如き根本的な確信がなければ教師も全く無

價値なきものであり、よし彼が教へても永遠な價値のある結果を期待する事は出来まい。大人にとつては愚かしく、傲慢な、不正直な否寧ろ唾棄すべきが如く思はれるものも、これを犯してゐる青少年にとつては大した事とは考へてゐないのは彼等の理知の光が明白になつてゐないからである。青少年は善と思はれるものに向つて行く自然的傾向があると云ふ外に、興味をもつものであり或は有益と考へる知識を熱心に追及するものである。然るに無用な、つまらぬとしか思へぬ知識無暗に注入するが爲めに、この傾向は常に阻害されるものである。「私はこんな陳腐な材料は學ばうとは思はない。こんなものを學んで何の役に立つか」と云ふ事が屢々青年の口から漏れる。然るにその知識が生活の日常生活と關聯する時、例へばストライキを産業の歴史、國勢調査と土地測量簿、勞働組合と中古のギルド等を互に關聯さす時には青年の眼には忽ち熱心なる欲求の閃光がひらめくであらう。青年は彼等の生活並に彼等の環境に起つてゐるものに興味を抱くものであるが、知力を働かせたり、實際に其の環境を理解せしめる方法には慎重なる指導が必要である。若し公民學の科目は孤立的のものでなく常に現在とよく繼續聯絡を保つものだといふ事が明かとなれば何故に「彼等が古い材料」を學ばなければならぬか、この理由は容易解決される事とならう。

公民學を學ぶ若い生徒が此の科目は學校と生活とを聯絡するものである事を實現することとなればやがて教育存在の意義と効果が明瞭となるのである。最も根本的に重要なるはこの聯絡の實現である。この聯絡が出来て始めて教育的價値の高い結果が得られる事となる。知識にありても倫理學に於てもいかに熱心に之を分與せんと企てゝも受ける方の人間に之に應ずるだけの熱心がなければ結局は無價値に終るのである。

教育上切要なる事、特に青年教育に切要なるはその教育を一層具體的たらしめる事である。書籍は不可缺のものである。然し書籍を偏重するの結果、社會状態に關する實際的知識及び公民の訓練を輕



んする傾向の生ずるを免れない。所謂教育界の優秀なる人の中には書籍に關する知識と教育上の管理には熟練せるが、時には生活上の知識、實際問題に關する知識を缺いてゐるものがある。眞の教養とは書物に關するもののみではなく、生活に關する知識をも包含してゐるものであり、單なる學究的態度のみではなく、先途を見越す洞察並に目前の社會問題とか事件に關して適切なる評價を下し得るの能力がなければならぬ。而して現時の公民學を完全に學ぶとは、かくの如き一般的教養をうけることである。

斯の如き科目の本質上から考へて、公民學を學ぶ生徒は、絶へず起つて來る諸問題を解決するための知識と資格とは彼等には未完成の状態にある事を自覺せなければならぬ。公民學は繼續すべき科目であつてその基礎は學校に於て基かれるも、將來公民的出來事、公民的諸問題は次から次へと彼等の目前に起つて來て彼等は自らそれに當面し、解決を加へなければならぬといふことを覺悟せねばならぬ。又學校とは人生に於ける重大な冒險の準備をする處であるといふ事を明白に理解すべきである。すべて若い公民は十六歳か十八歳か或は廿一歳位で學校を卒業する事となるが、然し廣大な世界に關しては極めて不完全な知識しか與へられて居ないといふことを自覺せねばならぬ。

公民教育には「生活費をうる」と云ふ政策や又よい給料の位置を得るために試験を通過する、と云ふ政策は含まれてゐない。公民教育は生徒に、彼等の地方、彼等の國家、世界に對して奉仕をするの理想を與へ、更に廣い意味に於ての道德的规定をつくつてゐるものである。今日では一般に、狭い意味での宗教的權威が青年に對して従前の如き偉力を現はす事が出來なくなつた。「過去に對して評價を加へ、將來に對して責任を感じ、現在に於て奉仕的な活動をせんとする公民的自覺の興起」が既に今日の國民的要求に對しては不適切と認められる總べての權威とその位置を交代することになつた。

## 六 成人と公民教育

公民教育は要するに、單に青年に限るものではなく、成人が青年時代に教育されなかつた事の教育を受けし事をも含むのである。特に世界大戰後改善の精神が廣まり、改造の希望を遂げるが爲には特に知識が必要缺ぐ可らざるものとなつた。それは、無教育なる公民は永遠なる價值を達成する事が出來ないからである。吾人の社會は今や愈々複雑となり、容易には理解し得ぬものとなつて來た。公民には更に充分なる知識を與へなければならぬ必要に迫られて來た、即ち彼等は先づ現在の状態を理解し、更に過去の成果を理解して後始めて未來の建設に従事せなければならぬのである。

此の知識獲得の爲に注意すべきは、此知識は現實的のもので、事實に基き經驗に基くものなる事である。學説や概念は知識ではない、それらはこの知識に充分の通達した後、始めて獲得されるべきものである。若し公民が單に形而上學や學究的知識のみ没頭することは大なる危険を招來するものだといふ點に留意せねばならぬ。多數の成人は學者ではない。然るに國家の運命を決定するものは全くこの多數の人間である。公民學は多數の人を對照とする科目である、従つて常識をもてる人間ならば容易に理解し得るものである。又社會全體の幸福を志望せる人々ならば此の公民の特質を充分に發揮する事が出来るのである。

完全なる教師は有能なる公民である、されば有能なる公民ならんがためには必要なる知識を充分涵養せなければならぬ。成人の公民教育の綱領も既に二三の協會によつて發表されてゐる。さればかくの如き綱領をよく學んで成人特に教師は自己の立場を理解し、本務を知り、改造の機會と大道を知るの公民となり得るので、かくの如き公民にして確實な基礎の上に新なる世界を建設する事が出来るのである。かくして思想變遷、制度發達の歴史やその起源、發展の様相が明白になり、又これらを考



究するにつれて、彼等の環境や現在の意味が愈々その内容を豊富にしてくるものである。更に廣い見解のもとに自己と世界との關係を知り、複雑なる諸要素を知り、更にこれを結合して新なる社會を作らんと努めることになり「公民」といふ言語が從來考へられてゐる以上の内容を有するものなる事も悟るであらう。

綱領を學び、多くの示唆を受けたならばよし嚴密とは行かなくとも、現在の情態や時事問題に對し多少の意見を加へ得る力が出來上るのである。事實、公民學はこの目的を以つて行はるべきで、若し單なる知的興味のみ止るならば、過去を理解するともそれは徒勞である。過去を學ぶは現在を把握しその意義を理解し、傾向を批判し新なる思想の價値を吟味するがためになければならぬ。かくの如き現在の狀態や問題を常識的に把握し、それと共に、將來を洞察せしめんとするが公民等の任務である。

然し新聞紙を読む事だけでは公民が充分時事問題に理解をもつてゐるとは考へられない。今日の事件は常に出來得る限りその起源に漏流し問題解決の方策は其の歴史を充分理解した上で考察されねばならぬ。吾人の世界は聯續の世界であり、吾人の祖先が吾人の爲に準備してくれた世界である。吾人はこの世界を繼承するか或はこの世界を進展せしめねばならぬ。吾人はこの世界を破壊したり、根本的に革命する事は決して出來ない。實際にありて、豫見もなし得ない事件が突發すると云ふ事は未だ嘗つてなく、又將來もないのである、されば進歩は既に設定されたものゝ上に建設せらるべきで、空中樓閣は果敢ない夢にすぎない。アイルランドや印度に關する議論も、此等の國々の歴史的背景を理解せなければ全く無價値である。又特殊な問題の解決にはそれに關聯せる住民の歴史のみではなく、又現在の住民の事情とか日常生活をもそれと關聯せねばならぬ。されば吾人から遠隔の地にあるこれ等の國々の紛糾せる政治問題、思想問題を取扱ふ事は甚だ容易ならぬ事が明となる。解決の爲め

に與へる斷定は決して容易なものではない。事實多くの解決は前以つて決定された杓子定規にあてはまるが如きものではなく、その事件に應じて關聯して來なければならぬ。意見をつくらんとすれば新聞紙の社説を只一つではなく、種々讀んで見なければならぬ。俄作りの間違つた判斷をせないで充分心胸を廣潤にせねばならぬ、常識的な公民は純然たる抽象的な正邪に基く判斷を避けるのである。吾人は現在と同一規準に立つて過去の失敗を判斷する事も出來なければ、又吾人の子孫は彼等標準をもつて吾人を判斷する事も出來ない。這般の意義を成人たる公民は之を實現し、若い公民には充分教へられなければならぬ、而てそれは道德の進歩思索の發達を證明する所以である。吾人は個人的又は社會的の如何なる事件を論ずるにもその内的的の境遇を云ふものを顧慮せずば充分なる判斷を下す事が出來ない。即ち之は相對的の原則の適用を意見するもので、この相對的の原則は科學の世界に於ても勿論適用されてゐるのである。

現代の道德、政治思想の一般標準は、すべての公民を目標とせるものであつて、如何なる人もこの點を無視する事が出來ないのである。眞の意味に於て味に於て吾人は悉く相互に社會を作る一員なのである。この社會に於て矯正を要する諸問題、紛糾の渦流の外に立ち、超然たる態度を持するは甚だ卑劣極まる態度である。眞の公民はこの渦中に飛び込んで積極的援助を與ふるものである。

更に時事問題を考察する時に當つて成人が留意すべき他の二つの點がある。その一つは意義の發見は批判に比して更に價値があると云ふ事である。「これは如何なる意義をもつか」と云ふ事が常に念頭になければならぬ。例へばよしワシントン會議が遂に充分なる結果を齎らすに至らなかつたにしても尙重大なる事件たる事は失はない。この事件の眞の意義は各列強の政治家が實際に會同して世界平和に關する問題を論じたことと云ふ事實にある。此の集合したと云ふ事が最も強調すべき點である。或る意味に於て事件の意味そのものが事件そのものよりは更に重大なものであ



る。されば時代の特徴を解釋する事の出来る人は、却つて事實や經驗を無視せる假定的の文明の標點を建てる人に比ぶれば、更に信頼するに足る指導が出来るのである。時事問題には日常新聞に記載されてゐる出來事以上に微妙なものが含まれてゐる。今日極めて重要な世界の人々がそれ自らを理解し、自らの趨勢を理解せねばならぬと云ふ事である。而して發展の根本要素は過去を顧み、將來を望見する人の心には見えるが皮相な觀察者には見えないものである。逆説的に云へば現在並に未來の指導者は大勢に順應する人であり、而して大多數者をして能動的に彼等自らを理解せしめなければならぬ。

第二の點は公民の陶冶にあつて本質的な事はその精神が進歩を企てる新なる思想、新なる要素に對しては常に公平なる態度を維持することにある、何となれば文明は常に前進し、新なる制度（國際聯盟の如き）は古い制度の上に建設され、一步一步改善の道に絶へず躍進を續けてゐるからである。すべて新なる提案や計畫を研究し吟味するに公平なる態度を示すと云ふ事は徒らにすべてのものを受容すると云ふ事を意味するのではない。又怠惰にもあるが儘の事物に満足したり、單なる不平を並べる位の態度とは全く異なる態度を條件とするものである。二十世紀はその公民をして社會生活に對し皮相なる見物人或は薄志弱行なる過失摘發者、精神的放浪者たらしむる時代ではなくなつた。完全なる公民は偏見を放棄してナショナルギルドの提案、全國統一的教育運動、其他の改造提案を理解し、議論し、吟味せんとする努力を惜まぬものである。

知識、興味、議論、理解も只それだけでは不充分たるを免れない、學生たる公民をして何等かの活動を起さしめる様に導かねばならぬ、即ち生徒は彼等の住せる社會の「恩恵を受ける」と共に「義務の遂行をせねばならぬ」からである。

個人的な事件たる宗教上の信仰愛、藝術、倫理、哲學の或る方面はこの公民學の範圍内に入れなかつたが、然し完全なる公民を作るために深き關係のある事は勿論である。

## 第二章

### 三 公民の教育

Report of the Committee on Training in Citizenship. (British Association for the Advancement of Science 1921.)

#### 一 緒言

一 公民の訓練は主觀的と客觀的との二方面からせなければならぬ。

主觀的とは品性陶冶の意味であつて、公民の生得權である權利義務の如き觀念をよく理解して、社會の一員としての責務を實行しうる素質を各個人に啓發させるにある。客觀的とは各個人に文明の歴史及び社會生活に關する諸法則を教授して各個人は身心共に充分なる個人的發展を遂げうるの自由を有するものであるといふ事を自覺せしめるに在る。

此の二重の目的を念頭に置いて少數よりなる本委員會の人員は多忙なる職務の餘暇と活動の餘力を出來得る限り利用して、英國及び他の國の教育的制度を調査して世界各國に於ける青少年の公民的訓練の實際を了解し、更に他面に於て系統的な教育項目を作製して以て權威ある公民學教科書興起の一助ともなさんと決心したのである。

一九一九年十二月廿五日のタイムス附録に本會長が一文を投稿して此調査に關する材料の提供を一般に求めたが、此訴願に對する反應から察して目下公民教育の參考となる綱領書を要望せることの



焦急なるを知り得たのである。

故に先づ不完全ながら本會編纂の公民教育綱目を發表して更に他の諸種の希望要求に對しては此問題に興味を有する諸學校、諸委員から投稿された材料中より選擇して之に添附してもつて其責をふせがんと考へたのである。

## 二 本委員會選定の要目編纂順序

委員の要求によつて先づ委員長ウエルダン博士が公民學の詳細な綱目を作製し之を各委員の批評を求め後委員ダンカーレー氏が學校職員の報告委員及び其他の人々の意見に自己の經驗を參酌して十分に精査を重ねて敷衍せられたものである。斯くして出來上りしものが再び委員會の再訂正を俟つて後漸く承認されものである。かくの如くして作成された要目が第一章として本報告に収録されてある。

單に小學校に限らず總べての學校に在る男女の學生が國民及び帝國に對する義務を自覺する様に組織的な教育を施す事は極めて重大な事である、故に本委員會は公民の義務に關する公定の冊子を發刊するの好機會なるを悟てゐるのである。

かくの如き冊子は社會上並に政治上の諸方面に亘る記事を網羅し供給すると共に特に沒我的愛國的精神を鼓吹せんとするを目的とすべきである。此精神こそ疑もなく今や社會の根底を覆へさんとして迫つてゐる産業的爭議を未然に防ぎ或は少くとも緩和するに有力なるものである事を信するのである。

## 三 選擇したる諸要目につきて

學校並に教育に關する諸協會にありては此公民教育の運動に對し相當の留意と研究をなしてゐる結果として本委員會多數の參考案及び要目等を受け得たのである、此等の材料は各れも貴重なるもので

時代の要求に適切なるものであるは明かである。

本委員會が此等價值の材料中より各れを本冊子に収録するかについては随分困却したものである。

故に登載されてゐるものは優秀なものといふよりは寧ろ特徴をもつてゐるといふことが重なる理由になつてゐる。

## 四 採録したる公民科要目

1、サー・ロバート・バーデン・パウエル (Sir Robert Baden-Powell) 中將の考案は委員の批評を入れる餘地がない。此考案は既に實行せられ其實際的價值は明に承認されてゐるのである、これは第二章として収録した。

2、第三章には左記のものを収録した。

イ 一九一一年デーボン州教育委員會報告 (The Devon County Education Committee's Report 1911.)

は公民教育並に道徳的訓練に關する良參考となるのである。

ロ ハンマースミス市の報告は多くの學校に於て懸案中の短期課程の好例である。

ハ マンチエスター市ブラックレー區の報告は學校生徒を善良なる公民とし並に世界的意味での愛國者として訓練する方法を示すものとしての適例である。

ニ プリゼンド町ケロー男女合併學校のものは學科目要項並に男女學生の協同して行へる學校自治制度に關する報告である。

ホ カーデイフ市ローズパーク男子校の報告は以下の三者を包含してゐる。(1)公民に關する教育は歴史の一部として取扱ふ。(2)自然的な組長制度。(3)斥候術の實習を科目の一とす。

ヘ アイerland・ファースト・デリー男子校の報告は愛蘭國民學校に行はれてゐる公民科の第一典型である。



ト ストップスウエル學校の要項はスコットランドに於ける一典型である。  
五 學校管理に關する考案

第四章は左記のものを登載してゐる。

- 1 スカートン公立學校の叙述は見すぎるが整然たる「校規」を有する學校の一例として最も有益なものである。
  - 2 セントヘレンズ市カウリースタールの説明は男生徒が自ら作製したものである。
  - 3 ウエールズ、ベナルス公立學の報告は一女生徒の書けるものである。
  - 4 カーデイフ市ローズバーク男子校の報告は隊長制度と斥候術に關する部分を探録した。
  - 5 グラスゴー市中學校のものは隊長制度に關する記述である。
- 第五章はリットン卿の地方研究並に地方年鑑的記録編輯に關する考案である。  
第六章はベル氏の地方調査に關する科目、要項に關する叙述である。

六 教育的調査

本委員會はその調査の版圖をば英國に限定せずして英帝國全體の教育方法の要領をも包含せしめ更に比較の必要上他の諸外國に於ける最近の教育進歩の程度をも確かめたいと企てたのである。外國の資料に關しては女子國際評議會教育部の援助を乞ふた。(The Education Section of the International of Women) 同部は吾人と同一事項の調査に従事してゐるのである。  
然し、女子國際評議會の調査に對する報告は英國協會の八月の總會以前には發表される事は出来ず、本委員會が日本及び支那に發送せる手紙の答辯は未着である。故に現在に於ては調査の報告を一九二〇年八月の會合に發表する事は出来ないから一九二一年迄延期せなければならぬ。  
カナダに於ては一九一七ウイニベグ市に、カナダの教育には品性陶冶と公民教育に留意すべき事

を反省せしめる爲國民集會の運動が起つた。準備は着々として進捗し基金は募集された。一九一九年十月集會は開會された。此集會には公職に在る千五百人の公認代表者が參加した。目的は事務家教育家を網羅して刻下の問題研究の爲、永續的團體を組織せんとするにあつた。本委員會には集會の精細な報告が到着してゐる。其結果五十人の國民評議會が創設され三十六人は國民集會によつて各州から選舉され、十四人は評議會によつて選出される事となつた。此年二月國民評議會が開會されその方針の報告は本委員會に達してゐる。更に四名の教育家に托して學校及其他に於ける公民教育の效果並に學校に於ける公民訓練の状況の報告を調査せしめてゐるのである。

本委員會は同様の運動の本國に於ても起らん事を希望してゐるものである。英國に於て公民教育に關聯せる有志運動の諸團體の名簿は今調製中である。最近委員會は、全國教師聯合會、公民學協會、學校協會、リンクシャイヤール及びシニシヤイヤール學校協會、勞働學校協會、カンリック社會同盟會、公民及道德教育同盟會、女子學校協會等の特殊な公民教育に關する運動方法の詳細なる報告を受取つた。

又既に回章を三十六人の公立學校男子校長に、十六人の女子校長に、合併學校の校長二人に、私立校長二人に發送して公民教育の意見を求めてゐるが之が答辯は明年の報告に登載する事とする。

數年前或協會の一委員が教育省に請願して私立學校及び慈善學校の公民科要目に關して答辯を求めたが教育省にも地方教育當局にも此種の調査記録はなかつたのであつた。將來に於ては此方面に關する調査材料蒐集に努力される事と吾人の深く信する處である。

委員會は教育省より既に「公立小學校の公民教育運動に關する教師及び其他の人の考慮の指導」及び「一九二二年師範學校生徒の最終試験(教育省)の要目」を受けた。

イングランド及びウエールズには六十八人の教育委員がある。これらの委員への發問法が企圖せら



れフーフエズ嬢（本委員會の一員）がその衝に當り、ウエールス地方委員二十九人、イングランドの三十九人に手紙が發送せられた。これらの答案は完結するには至らないが既に重要な報告が多く集つてゐる。

スコットランド及びアイルランドにも此勸誘狀の送られたのは近い事であるがその返事のあるものは既に委員會に到着してゐる。

本委員會の企圖せる此調査の完成するには前途幾多の苦闘を要する難事業の横はつてゐる事を委員一同が充分に覺悟してゐるのである。

### 二 本論

#### 一 本委員會選定「公民教育の要綱」

##### 1 國家の起原

イ 人は社會的動物である。故に孤立せる生活は不可能である。

ロ 家庭は國家の誕生地である。

國家の起原に關するプラトーン及びアリストートルの說。

基督敎國に關するオーガスチンの說。

ハ 社會は相互依囑を意味す。相依は分業、即ち専門的職務の分化を意味す。

ニ 社會とは家庭——組合——労働組合——等の諸團體の統一體の事である。

ホ 國家の二目的。

品格を備へ分に安んずる公民をつくる事。——國家は社會の成員全體に亘る共通利益を蒙らしむる事、即ち生存に必要なものを獲得せしめ、生命財産の自由を保證し、信書交通の自由

を礙けず、休養娛樂の機會を提供すべき事。

進歩増進を謀る事。——國家は個々公民の自らではなし得ない事をなすを得る、國家は公民に知識、道徳、修得の方法を提供するを得る。國家は教育禁酒、公民的及び愛國的献身を奨励しうる。國家に發展と向上との機會を提供しうる。眞の自由とは自己主張の謂にあらずして公徳に従順なるの謂である。

眞の意味に於て文明人は野蠻人に比して自由を有するものである。

國家は人類幸福に不可缺のものである。然し有機體は進化に伴れて益々複雑となるが如く現代の國家は世界各々の地に於ても昔の國家に比しては一段と複雑となつてゐる。

##### 2 文明史

イ 文明の進歩は東より西に。

ロ 布臚、羅馬の及ぼしたる影響。

ハ 國家の興亡。

ニ 文明の特質。

ホ 人間の自然征服。

ヘ 發見、發明の影響、——印刷術。蒸氣機關。飛行機。火藥。等。

ト 文明の進歩、科學の發達——應用——發明。

チ 發見、發明によつて劃せられたる著名なる時代になつて。

リ 安寧。——生活基準。ローマコンケスト時代。——イングリツシユコンケスト時代。

中世時代（貴族、僧侶等）——エリザベス及びビクトリア王朝時代の生活狀態の比較。

ヌ 諸民族。諸國の相互依囑。

### 三 公民の教育



- 麥、羊毛、麻等を英國に輸入。  
 石炭、鐵、加工器等を英國より輸出。
- ル 協同生活の發達。  
 封建制度 (The Feudal Structure.)  
 同業組合 (Craft Guilds.)  
 勞働組合 (Trade Unions.)  
 消費組合 (Co-operative Societies.)  
 共濟組合 (Friendly Societies.)
- ヲ 知識。教育——教育の恩恵と義務。  
 フ 人道の發達。奴隸制度、拷問等の廢止。婦人及び子供の待遇につきて。  
 カ 最大多數の最大幸福。  
 ヨ 國際關係。——諸邦の相互依囑。  
 タ 文明の眞の極地。——人類全體としての幸福。
- 3 公民  
 イ 公民の教養は家庭に始まる。  
 ロ 家庭生活とその境遇。  
 貧民區の好例——長屋の兩側だ六十軒宛。  
 家族の好例——父、母、七人の子供、(最年長十五歳)  
 家の好例——寢室二、小厨房、客室、水道栓一。  
 ハ 個性の尊重。貧困は成功の防害とはならぬ。

- ニ 個人能力の自覺の必要。可惜才能の徒勞に歸するは職業選擇の誤より來る。  
 ホ 個人が或團體に加入せんとする際には確固たる目的を把持するの必要。  
 ヘ 善良なる公民の一要素としての健康。  
 ト 公民と國家との關係。——個々の公民は國家の爲に存在するものか、國家が各公民の爲に存在するものなるか。  
 チ 公民の誇。——偉大なる社會の公民は、名譽ある偉人と不朽の書といふ遺産を相續しうる。郷土史、博物學、地方産業、地方研究の興味。史的記録。社會的紀念物。歴史のペーゼント。  
 リ 公民の理想と義務。無私と犠牲。  
 ス 個人的職務。  
 ル 家庭。  
 フ 學校。——建築物の愛護等。  
 ワ 社會。——公共財産(公園)——運輸機關及街路の適當なる使用。——雅致ある言葉の使用。  
 カ 社會的奉仕。  
 國家——消防隊、特殊巡查、臨時軍隊。  
 人道——病者慰安。  
 宗教——傳道事業。  
 ヨ 自制の發達。  
 賭博及び喫煙に關して。  
 タ 禁壓すべき一般的偏見。  
 學校——精神薄弱兒、身體虛弱兒を嘲弄する事。



宗教——偏執。宗派的嫉視。

國民的——他國民他人種の侮蔑。

レ 人は本質的、先天的に國家の一員である、されば國家の一員として動作すべき事。

ソ 古代及び現代の差異。

ツ 強制兵役の義務。——若し公民自らの衛護を國家に要求せんとするならば同時に、又その衝に當るだけの覺悟が必要である。而して國家には之を請求するの權利がある。

ネ 出來うる限り國家の束縛を脱せんとする民主的傾向。

國家を恩惠の分與者と見做す。

公民の權利。——公平なる賃銀をうける。

公民の義務。——勤勉に勞働に従事する。

ナ 善良なる政府は階級無差別、男女同權の理に基いて成年にはその性と階級との區別なく選舉權を承認する。

ラ 黨派魂性の危險——各黨は一團體のみ。自黨をのみ省みて國家的福利を顧慮せざる動作は許しうべからざるものである。

ム 眞の公民精神は戦時によく發揮せられ證明された。

ウ 公民の國家に負ふ恩惠は極めて大きいもので國家福利の爲大なる犠牲を拂うは當然のこと。

エ 公民の日常生活。

ノ 偉大なる公民。——發見家。發明家。博愛家。著述家。音樂家。藝術家。

オ 各階級の人は政治に參與する事を熱望するに應じて愈々公民的責任觀を充分に自覺する必要が生じる。選舉權は權利たると共に義務の意味をも包含す。

ク 公民的素養は實習により、劇化により、自治（學校内共和制度、討論、裁判）によつて涵養される。

#### 4 君主政治と民主政治

イ 政府の必要。

ロ 政治の形式。專制政治——立憲政治——寡頭政治——共和政治。

ハ 歴史は東より西に進みし如く、權力の變遷は少數者より多數者に及ぶ。

ニ 君主政治は原始社會に於ては唯一の政治である。

ホ 善良なる君主、女帝はその數少し。

ヘ 國王の神聖權既に打破せられた。

ト ロバート・フイルマー氏の家長の意味。

チ 國王は國家最上の召使である。

リ 立憲君主政治は現在にありても國家及び帝國の統一上必要である。

ヌ 國王とは如何なるものかといふ事は自、他、共に自覺し、自覺されるの必要がある。

ル 民主政治は最も廣き、最も強き基礎の上に立つものなるが故に最も健全なる政治である。

ヲ 民主政治は現代の世界に在りて唯一の政治である。——專制君主政治は既に止んだ。

ワ 世界大戰の目的は民主政治の擁護にあつた。

カ 民主政治に附着せる退嬰的思想。

一進歩を阻害するの憂なきか。

統治を不可能ならしめはしないか。

暴君政治を惹起せしめないか。



- ヨ 各れの政治と雖も多少の缺陷は避くるを得ない。
- タ 愛蘭の失敗。
- レ 憲法の保證によつて民主政治を強調するの必要。(合衆國の如く)
- ソ バーク(Burke)氏の民主政治批判。民主政治は他の政治の形式に優つて殊にその公民の高尙なる品性を必要とす。
- ツ 現代の傾向。反集權主義。ボルセビキの國家説。
- 5 中央政府。

イ 國家は一全體をなす、故に之を統治せんが爲には統一の必要がある。  
 七王國時代(The Heptarchy.)の如く各地に於て法律と慣習を異にするが如き事は現在の英帝國に於て認める事が出来ない。合衆國に於て各諸州管掌の權限(鐵道、離婚裁判、禁酒。)が中央政府に移管せんとしつあるは此理に據るものである。  
 ロ 一般に於て國家が擴大するに伴れて中央政府の職權は限定されるものである。地方自治。——  
 ハ 當然中央政府に所屬すべき職掌。  
 陸軍、海軍及び航空。關稅及び國產稅。郵便。電信。電話。課稅。教育。外交事務。宣戰と媾和。結婚と離婚。酒類販賣等。  
 ニ 英國憲法の規定による。——皇帝。——總理大臣。——内閣。——議會の權限。上院及下院。——議員選舉。大藏省。直接間接稅。  
 議案通過して法令になるまで。  
 選舉權と投票。  
 内閣内部に於ける止むを得ぬ權限移官。

- ホ 行政の各部に亘つてその權力を擅にしたる總理大臣はロバート・ピール(Sir Robert Peel.)をもつて最終とす。
- ヘ 下院の偶然的な投票で政府が顛覆されるに任ずは危険な事である。
- ト 政黨の勢力につれて官吏の位置の左右されるが如き、アメリカ流の官廳制度に傾くは不利益である。
- チ 同意承認の爲に要する同内閣員の賛成數。
- リ 民主政治に於ける終身官の價值。
- 6 地方政治。
- イ 中央政府が負擔する事務の過重より起る危險。
- ロ 英國議會は最も困難をなめながらも集中政策より脱出して來た著名なる一例である。
- ハ 議會が取扱ふべき地方問題の例。
- ニ 權限移管は地方的理解、興味、愛郷心に訴へうるの利便がある。
- ホ スコットランドとアイルランドは國家的感情と地方的感情との融合に成功したると失敗したるものとの適例である。
- ヘ 都市生活の價值。ロンドン以外の大都市聯盟。
- ト 中央政府は原則を宣言し、自治團體は之を敷衍し實行す。
- チ 有益なる事業は既に地方保護委員會(Local Boards of Guardians.)及び地方教育當局(Local Education Authorities.)等によつて着々成功を収めてゐる。
- リ 地方稅と國稅との差異。
- ス 地方的に集められし金(畜犬鑑札稅よりの收入)はなるべく地方的に消費すべし。



- ル 大都市々長 (Lord Mayors.) 及び市長。 (Mayors.)
- ヲ 州参事會 (County Councils.)
- ワ 市邑・其他の参事會 (Council of County Boroughs, other Boroughs.) 區 (Urban districts.) 地方區 (Rural districts.) 参事會。教區参事會 (Parish Council.) 保護委員會 (Boards of Guardians.)
- カ 法定委員會及び其他の委員會の権能と義務。  
自治團體に於ける徴税と支出——公設浴場——公園——電車——圖書館等の設備。  
教育。  
公衆衛生の設備——精神病者の保護、無料宿泊所の設備をも含む。  
貧困者の保護——貧民救濟法 (Poor Law) 養老慈惠院 (Alms-house.) 職業養成所 (Workhouses.)  
救濟院 (Casual Wards.)  
街路。建築物。土地の維持修繕。  
警察と裁判所。鑑札發行。  
瓦斯。電氣。水道。
- ヨ 公民が地方政治に超然たるは危険である。
- タ 報酬を望まず市町村の爲に奉仕的生活をなすは男女にとつては名譽なる事である。
- レ 都市の自治生活を出來うる限り政黨關係と分離する事が肝要。
- ソ 政治的生活の基礎訓練としての都市生活。
- ツ 郷土史の用途。
- ネ 市町村統治法の評述。
- ラ 統治權と干渉との範圍擴大の傾向。

## 7 司法。

- イ 文明の著しき特色は法律が最上權を有するに在る。正義は神性の反映と云はれてゐる。
- ロ 國の法律は、明瞭に決定せられ。普ねく人に理解せられ。平等に適用されなければならぬ。
- ハ 民法と刑法との區別。
- ニ 被告人の心裡の邪氣なきを假定す。
- ホ 陪審官の任命法。陪審官の権能と義務。
- ヘ 陪審官たるを禁止されてゐる階級の人々。
- ト 陪審官裁判の缺陷。
- チ 各公民は法律によつて保護されうるの權利。就中、人身保護律 (The Habeas Corpus act.) 及び權利法令 (The Bill of Rights.)
- リ 法律の前には各公民は平等である。男女は同一權利を有す。
- ヌ 清廉潔白なる裁判は甚だしく難事業なるも、今や大英國の公的生活に於ては清廉なる事實が確立せらるるに至つた。
- ル 法律の制定法、及び轉變たる世間狀態に順應する改善法。
- ヲ エイチ・メン氏 (Sir H. Maine.) の法律に關しての意見。
- フ 巡回裁判の効果。
- カ 法律は平易簡單に作らるべきも煩雜なる訴訟を助長するが如きものであつてはならぬ。



ヨ 裁判に際し、裁判官の判決を法律に準據せしむるの傾向。  
警察と公安。

- イ 文明社會と未開社會との差異は法律命令の遵奉如何にある。
- ロ 各公民は平安無事に日々の職務に従事するの權利を與へられてゐる。
- ハ 十九世紀初期に於ける路上の危険状態。——ロンドン郊外の路賊。——多數の盜賊と強盜。——此等の盜賊は貧者の味方にして富者の敵と考へられし故一般には却つて同情を表せられた。
- ニ 一八二九年に至る迄は無警察の状態。
- ホ 警察制度は、サー・ロバート・ピール氏 (Sir Robert Peel) によつて組織された。
- ヘ 現在の警察制度と昔の警察制度との相違。(昔の警察制度には (Charles) として知られた警史が居つた。
- ト 臨時巡査 (Special constables) 任命の場合。
- チ 兇徒律集條例 (The Riot Act)。緊急の場合地方當局に附屬すべき權限について。ピータールの虐殺。
- リ 警察官の訓練。警官の權限と義務。女子警察官。
- ヌ 警察官と公民との關係。凡ての階級の人 (犯罪者を除いて) は警察官に對して親密な態度を有す。
- ル 少年犯罪者。救濟よりも防止の必要。
- ヲ 監獄 (刑務所) よりは學校。ボースタル制度 (The Borstal System) 感化院。
- ワ 警察裁判所、傳道會。免囚保護協會。
- カ 活動寫真惡用に關する危険。

## 9

ヨ 青年男女は法律を遵奉する様に教育せられ、又法律は自由の唯一保證であつて、文明人は統制のもとに盲從してゐるが如く見ゆるも、統制のない野蠻人に比しては却つて甚しく自由なる事を教へらるべきである。

公衆衛生。

- イ 國民の保健は、國家及び都市が顧慮するを要する重大問題である。
- ロ 總理大臣が言明して曰く「若し國民の保健に關して一層留意されるならば更に一百万人の兵役に堪うる人をつくるは容易な事である」と。
- ハ 丙種に屬する者が三人集つたととも甲種に屬する一國民は作る事が出来ぬ。
- ニ 各生徒には心身共に健全なる發達を遂げるべき機會が與へらるべきである。
- ホ 國家は遅々ながらも公衆の保健に關しての義務を自覺し始めた。
- ヘ 衛生委員の報告 (Medical officers of Health.)
- ト 健康保險法令 (Health Insurance Act.)
- チ 勅令委員會 (Royal Commissions.)
- リ 病院。臨床講義。看護婦等の施設。
- ヌ 鑛坑及び工場に關する法律。
- ル 衛生に關する法令 (Laws of Healths.)
- ヲ 健康體を作る習慣。
- 運動——競技——水泳——戶外生活。
- 清潔——心も身體も。
- 總べてに於て節制。



通氣（空氣の換代）の強制。

- フ 實驗の結果多くの病氣は全部或は部分的に豫防しうるものなる事が證明せられた。例へば、瘧瘧。チフテリア。恐水病。癩病及び黒氣病は英國には永くその後を絶つ。花柳病の慘害。勅命委員會の報告。疾病の防止と救済に執らるべき應急手段。
- カ 衛生の改善。最近研究。チャッドウイック氏 (Sir E. Chadwick) の努力と好果。學校には完全なる衛生設備の必要——公立學校に於てすら看過されてゐる。
- ヨ 幼兒死亡の統計表。母性教育の必要。大酒の健康及び生活に及ぼす害毒。
- タ 臨牀講義。不具者及び缺陷所有者の保護。
- レ 視力不完全者の治療。
- ソ 危険なる職業の改善。白鉛。磷毒性骨疽（マツチ製造に起因）
- ツ 冷氣を防ぎ疾病に勝つ爲の温暖なる衣服。
- ネ 貧者の病氣の間看護婦を家に派遣するの設備。
- ナ 清潔——無料公衆浴場。
- ラ 現在の病院は病者を收容し切れず。
- ム 公立病院に對する私立病院に關する問題。
- ウ 社會公共の事業。
- エ 勞働者が健康を保持し、機敏な身體を有し、品性を向上し自信力を増加するに至らば之れ即ち國家勢力増進の源泉である。
- 10 イ 生命保險と補助金。
- イ 政治の民衆的概念。——各公民の體力の續く限りは勞働の機會を提供し更に勞働に堪えられな

くなつた時には平安に生活せしめうる様公的設備をするは政府の義務である。

ロ 過去にあつては貧乏人は、その勞働力が盡き、何等の貯へもなく、掛りうる類縁者のなき老境を想ひ、恐怖心を懷きながら心細く徘徊せなければならなかつた。貧乏人の此生活の不安を除去するに努むるは急務である。

ハ 賃銀の最低限はその勞働者が生活をなし、家族に相應の慰藉を與へうる程度でなければならぬ。

ニ 生命保險は勞働者が保險の一部を支拂ひうるに至らば強制的に加入せしむべきで國家はその殘部を支拂ふべきである。

ホ 節約奨励と實行するの義務。

ヘ 困窮の原因と減少策。

ト 自立並に將來を顧慮するの習慣の重大なること。

チ 貧者と雖も慈惠救済を受くるを好まざるは名譽ある事である。

リ 貧困者宿泊所の粗悪。慈惠院は全然その數に於て不足であり、老人にとつて理想的家庭とするに足らず。

ヌ 神を批難するの結果を招くは自己の不志實に起因する。

ル 相互救恤組合 (Provident Societies) がなしたる有益なる事業。

ヲ 廢兵の救恤。

ワ 國民保險は國家的の仕事である。

カ 此保險がなくんば七十歳前後の老男女に相當したる賃銀だけでは彼等は自活し得ない。

ヨ 老人には獨立に入費を給與し、若しその子女と共に生活する場合には、邪魔者扱にせられない



様取計つてやるべきである。

タ 補助金與給の年齢は、死亡統計表を基礎として考慮する事。

11 教育。

イ 教育は各公民の権利なる事が自覺された。

ロ 教育の大道。國家は兒童の權利を損傷破壊すべきではない。

ハ 「眞の教育の目的は人々をして正義を實行せしめるのみに止らず、正義を享樂せしめるに在る」 (ラスキン)。

ニ 教育の價值。——品性陶冶。——知識。——觀察力。——度量の寛祐。——自己表現力。——決斷

力。——自信。——責任觀念の養成に在る。

ホ 學校に於ける遊戯の品性陶冶に及ぼす感化。

ヘ 短期の教育は不充分である。フイッシャー條令。——義務教育年限の延長。

ト 補習學校。

チ 職業教育と非職業教育。

リ 專門教育。——勞働者の價值。

ス 高 教育。——中等學校——大學。

ル 成人教育。——學校は公民教育の初歩である。——研究會。——勞働者。教育協會。

ヲ 教育科目は廣きに失してはならぬ。

フ 讀方。書方。綴字。會話が初等教育の主たる科目である。

カ 英國史及び英文學を學び英國の國體とその實力を自覺するの必要。

ヨ 往時及び現時の大學。古大學と新大學。

タ 一般的な教育基礎學科の必要。早熟的に特殊化するは良からず。

レ 生徒の特殊才能及び個性を發見し、此を増長せしむるが教育者の義務である。

ソ 生徒取扱の嚴格なるは緩和するの必要がある。

ツ 訓練——その價值——正當なる規則命令には服従すべきである。

「ネルソンの標語。」「バーケンヘット號の沈没。」

ネ 各教師は取扱ひ悪き生徒を善く教育する點に自己の成功はあるものである事を銘記すべきである。

ナ 教育書の著者研究——ベスターロッチ。フレイベル。スペンサー。モンテツソリー。

ラ 教師の素養と吟味。——教師の人格はその學問に比して更に重要である。

ム 教師は結果の顯れる事を早急に望んではならない。

ム 宗教々育。學校に在つて非宗教的教育を與へるは有益なことである。各宗派を異にする總べての基督教々會は協同する事。

12 國防。

イ 世界大戰の經驗。

ロ 自國を防衛し得る能力がなければ無謀なる攻撃に對して克く自國の安全を保持する事が出來ない。

ハ 各公民の國家に負ふ恩惠は極めて深厚なものである、故に國家に一旦緩急ある時には直に之が擁護に赴むべきは理の當然である。



ニ 爲政者の目的は公民に強制的に國家を防禦せしめるにはあらで、各公民が自發的に防衛に當る様になるを期するに在る。

ホ 戦時に於ける各殖民地の忠誠。

ヘ 未來に於て海軍力はその過去に於けるが如く國家の安危を保證する偉力とはならない。潜水艇及び水雷艇。

ト 英國は今や一島國にあらず。英國の過去の歴史は悉く此孤島状態の感化をうけてゐる。最近に於ける航空術の急速なる發達。空中の支配は海上の支配に増して更に重要である。

リ 世界の各國家が懷疑、嫉視の眼先をもつて互に警戒し合はねばならぬ間は互に枕を高くする事は出来ない。

ヌ 國際聯盟。外交事件に關しても個人生活と同一の道德標準を採用し、暴虐な國家に對しては世界全體の人道的精神を喚起せんとするにある。

ル 英國の軍備に關する説明。

ヲ 如何なる國家と雖も國民の協賛を経ずしては戦を宣するを得ない。

ヰ 兵力の均衡はこれを「正義」といふ法則にて地位を譲る事。(寛大と理性を假定する)

カ 全世界的武装解除の方法。國民が強くなるといふは、只平和の意味に於てのみ。

ヨ 國防問題も公衆保安委員會によつて合法的に審議さるべき事。

13

英 帝國

イ 帝國の歴史。帝國の建設。エリザベス時代の航海者の活躍。其姓名とその發見。帝國發展の順序。

ロ 創始。——スチュアアント (Stuart Period) 時代のアメリカ殖民地、東印度商會(一六〇〇年)

大變動。——十八世紀アメリカ植民地の離叛。カナダ。印度。オーストラリア領有。十八世紀末南アフリカ領有。

植民地と本國との關係の變遷。最初は本國に於ける生活資料給與所として本國の統治をうけ。漸次自治政治許可さる。植民地の聯合(カナダ、一八六七年。其他)

二十世紀に至つて植民地と本國との關係は有機的關係となる。

エリザベス時代。

クロムエル時代。

ジョージ三世時代。(實はカザム時代)

グイクトリア時代。

ハ 皇帝と英帝國。

ニ 印度帝國の歴史。

ホ 現在帝國の版圖。——帝國內に於ける人種の多様とその豊富なる國家財源。

ト 帝國巡覽の効果。學校生徒は帝國の尊嚴を學ばねばならぬ。——英國旗を理解し、帝國々祭日の意味を知り、帝國の創設及び發展に盡力したる偉人の傳記を學ばねばならぬ。

チ 英帝國は天下に於ける最も秀れたる人道的國家であり。善を目標とせる地上最大の國である。

リ 帝國の國是として閉却してはならぬもの。

正義。國家を正義的に保全するは英國民の誇である。

誠實。商業上の正直。正直は最善の政策である、然し最善の政策なるこの理由で用ひてはならぬ。



自由。言語。會合。信仰。政治上の意見に關する自由。進歩。

六六

14 ヌ 從屬人種の政治は常に彼等の進歩と改善に指導せなければならぬ。失敗の例——一九三〇年時代、ニュージラランド及び南アメリカ。  
イ 國民的統一。

イ 公民は平時に在ては相互に疎遠、不和になり勝ちの傾向がある。

大戦の危期に際し強固なる國民的統一自覺されたのである。

ロ 大ブリテン、及びイングラトン、はアングロサクソン、ノルマン等異民族の各特質要素を溶和せし能力を證したる明かな實例である。「我等は現在立派なる一國民となりきつてゐる」

ハ 如何にして又何が故に、スコットランドはイングランドとの統一をなし、その一勢力をなすに至つたのか、何故にアングロ、アイリッシュの政治的聯合が未だ成立せないのであるか。

ニ 國民的統一はその部分的精神を放棄して全體の利福に服従すべき事を意味する。

ホ 部分的目的を固執して、全體的目的を閉却する事は大なる危険である。

ヘ 外交事件。各黨派間の協議を遂げ、黨派利害の葛藤から避けねばならぬ。

ト 國民的統一の中心としての皇帝。皇帝は政治的運命の浮沈から超越せる點で重寶なるものである。

チ 戦時の教訓は平時と雖も忘れてはならぬ。

リ 國民的統一の理想は學校に於て教へられ、講演宗教の場合鼓吹されねばならぬ。

ヌ 統一を阻害する最も有力なるものは社會上、政治上に於ける頑迷な特權といふものである。特權はすべての進歩を障礙するものである。

15

ル 賤民と雖も重要な地位に就くぞうるは英帝國の誇とする處である。

ラ 合衆國の大統領、例。リンカーン。

ワ 國民的統一は正義向上の手段と考へられる。

15 愛國心。

イ 愛國心は文明人類に自然なる感情である。

ロ 國民性及び、國民的生活の誇。各公民は國家及び英帝國の一員である。

ハ 奉公的精神。犠牲及び同情。——此精神を發揮したる偉業逸話。環境。

ニ 徒は學校に於て愛國的詩歌を學ぶべし——(例へばシェークスピア、及びスコットの如き)。高尚なる觀念鼓吹の一方法として詩歌を暗誦するは効果がある。

ホ 眞の愛國心と似て非愛國心。排外主義 ( Chauvinism ) 侵略主義 ( Jingoism ) は似而非愛國心の標本。

ヘ 戦前獨逸の如き愛國心は自國以外の他の國民の權利、要求を少しも顧慮せなもので明かに侵略的、非道德的なものであつた。軍國主義てふ兇惡なる傳統はフレデリック大王以來獨逸に傳はつて來たものである。現代の歴史家の感化。(例へばトライチツケ ( Treitschke ) の如き。)

ト 大戦の勃發。

チ 似而非愛國主義の崩潰。

リ 眞の愛國心は義務觀念の向上を認む。——家庭から市町村に——市町村から國に——國から人類に。家庭の福利は市町村に。——市町村の福利より國の福利に。國より更に人類の福利に進んで行かねばならぬ。

ヌ 愛國心は只一國にすら危険を慮らしむるが如きものであつてはならぬ。



總べての國から等しく好感をもつて認められるが如きものでなくば眞の愛國心ではない。眞の愛國心は政策とは獨立せるものである。

ル 愛國主義と帝國主義。兩者は同じものでない。がよく混同される。然し愛國主義は帝國主義的精神の如きものを含まなければ完全なるものとは云へぬ。

ヲ 國際聯盟は國際生活を道德化する最上機關である。

ワ 公民には國家奉仕の觀念が訓練されなければならぬ。例、日本。

カ バブリックスクルの精神は戦時に於て最も顯著に證明されたが今後益々中學校、小學校に於て鼓吹さるべき必要は明白となつた。

#### 16 工業及び商業。

イ 商工業は國民の血液である。國民生活の隆衰は實に、商工業と關聯をなしてゐる。商工業の國民品性の改善に及ぼす効果。商工業は共に危險を伴ふものである。

ロ 「商賣は商賣」といふ誤辯は「戦争は戦争」といふ誤辯と同じく詭辯であつて惡手段、惡目的を理屈づける筆法にすぎぬ。

ハ 貿易をせぬ國はない、然し貿易は自から國民の義務觀念を低下する事がある。自由貿易は國と國との自然的關係に任せるものである、各國は他國の需要するものを供給し、その代りに自國の需要せる物の供給をうける。

ニ 世界中が平和に貿易をなし得るに至らば如何ばかり幸福であらうか。然し乍ら他の國を侵略せんとするが如き國の存在する間は自由貿易もその國狀によつて加減し出來うる限り自給自用の用意をして置かなければならない。

ホ 大戦が證した如く農業の荒廢は國民の安全を脅かすものである。故に幾分食糧の價額を引上ぐ

へ 恐れはありとも農業保護政策を執るが肝要である。  
炭田の價値。

ト 大産業の性質變化。

チ 雇主と被傭者との個人的關係は著しく破壊された。

リ 商業上の聯合の起原。

ヌ 同産業に従事せる總べての人に親密の感情と信頼心を回復するの必要。

ル 共同企業と利益分配制度。

ヲ 主なる産業の國營化に關する賛否の論争。

ワ 國營化は善惡の問題にあらずして得策下の問題である。即ちその結果能率を擧げるるか否か。部分的利害を離れ國家的利害の見地から考へらるべきものである。

カ 富の眞の觀念。アダムスミス (Adam Smith.)

コ 輸出と輸入。密輸入。

タ 製産多量は高價額の救済策である。

レ 新産業の創設。科學の應用——電氣、瓦斯、色染工業。最近科學を應用せずんば勞力も資本も現代生活にその力を發揮する事は出來ない。

ン 生活と職業との關係齟齬に對する失望。

ツ 總べての商工業が有効に、誠實に、理解ある活動をなす事は國家にとつて極めて重要な事である。

ネ 事務事業のそのよろしきを得ぬは不幸の起因となる。

ナ 信用は英人の正直と誠實に與へられた報酬である。而して此信用は英國貿易唯一の財産であ



る。

七〇

- ラ 産業改革と社會改造。
- ム 種々なる資源の増加。
- ウ 共同組合と消費組合。
- エ 職業組合と産業聯合組合。調停。賃銀局 (Wage Boards.) 賃銀比例決定要素。生活賃銀。組合員は自己の約定同意は厳守するの義務。
- ノ 産業委員 (Industrial Councils) 雇主の責任。労働者報酬。工場法令。福利増進施設 (Welfare work) ストライキ。直接行動。
- オ ギルド社會主義。サンデイカリズム。 (Syndicalism)
- ク 労働者の努力に對し同情し、労働者の生活状態の改善と、労働者の知力の發展に留意するは社會の義務。
- 17 國際關係。
- イ 國家の互に敵視するは歴史的事實である。然し實際は同胞なのである。利益を貪る爲の不和は却つて不利を招き、平靜なる平和が却つて利益を享ける事となる。
- ロ 國家間の戦争はその起因を異にしてゐる様である——種族的——領土的——宗教的——産業的——、然し總べては同一精神に起因する。
- ハ 國際的友誼は最近に至つて想到し實現したる觀念である。「國際公法」は曖昧な曲解され易い名辭である。
- ニ 「國際」といふ言葉はヘンザムの著書に始めて現はれたのである。
- ホ アラバマ事件 (The Alabama Case) の由來。

- ヘ グラッドストーンは戦争に代るに調停を以てせんと企てた。
- ト ゼネバ會議。ヘーグ會議。列強の態度、殊に獨逸。
- チ 外交政策。ウオットソン氏 (Sir H. Wotton) の説ける大使の定義。
- リ ウイルソン大統領の外交政策公表論。
- ス 兵力の均衡とは各列強が兵力を平均してもつて戦を驅逐せんとするの粗笨なる企圖のみ。
- ル 國際聯盟は侵略的國民の心裡に人道的な道德觀念を惹起せんとするに在る。
- ヲ チリとアルゼンチナがヴィクトリア女王に調停を乞へる事。
- フ 國際交誼の圓滑によつて世界は只一つの家族の如くなる。
- 18 新聞雜誌。
- イ 印刷物の歴史。現代に於ける新聞雜誌の重大性。
- ロ 國民は既に耳の國民にあらず、眼の國民である。従つて該義は顧みられず演壇は破壊されたのであるがこれに反して印刷物はその勢力を擴張して來た。
- ハ 新聞雜誌は社會に於て最も權力あるものである。男女は悉く之を讀むがその記事に正當なる決斷を下す域には達して居らぬ。
- ニ 新聞紙は思想の傳播に最も顯著なる役目を演ずる。昔の世間話、井戸端會議に代て輿論を惹起する最も有力な武器となつた。
- ホ 成功の手段としての廣告。
- ヘ 賣藥業者、競馬内報者等の詐欺的廣告に迷はされるな。
- ト 政治策は教育の擴充に俟つ。
- グ 印刷物の責任。印刷物の勢力の悪用。一個人が多數の新聞紙を經營するの危險である。



リ 誹謗譏諷に對する法律の必要。誤聞の發表は罰則しうるものか否かの問題。  
 ヌ 煽情主義の危険。  
 ル 英國の新聞雜誌は潔白公正なるを名譽ある特徴とする。  
 ラ 諸外國特に獨逸に於ける御用新聞との對照。  
 フ 清廉端正なるは又名譽ある他の特徴である。  
 カ 新聞雜誌の自由は立憲的自由の要件となるものである。  
 ヨ 犯罪者捜索に新聞紙の與ふる援助。  
 タ 離婚、虐殺、其他の事件の掲載の強制制止につきて。  
 レ 新聞雜誌記者の素養について。

## 19

## 住宅

イ 人間の家は道德の源泉であり、又道德の中心である。  
 ロ 住宅問題の困難。大都市の細民窟に廣場の必要。一人一室領有者の統計表。長幼男女の雜居せる處には道德は行はれない。  
 ハ 地下室住居は殆んど跡を絶つ。住宅難の大なる今日の如きは未だ曾てなし。  
 ニ 衛生的、道德的な住宅の問題。  
 ホ 光線。空地。衛生の重大。  
 ヘ 都市當局者は今や此の重要な委任を受けてゐる。選舉民が此委任の實現に努力するはその義務である。  
 ト 衛生検査は根本的に必要。非衛生的な所有物の所有者はその責任を免れることは出来ず。  
 チ 家庭と旗亭との對立。

## 20

## 禁酒

リ 旗亭通ひの引留の上々策は個人の家庭の整頓に在る。  
 ヌ 道德的無關心となるは「飲酒」と「悪住宅」に起因する。  
 ル 住宅内の採光設備を充分にするは罪惡減少の一段である。  
 オ 科學的計畫のもとに建てられしガーデン・シイティー (Garden Cities) の効果。例へばブールン・ビル (Bournville) ポート・サンライト (Port Sunlight) の如き都市。  
 ワ 家庭を愛するは人性の最も深處に潜める本能である。然し心地よき家庭に非ずんば本能も發露の餘地がない。  
 カ 英國に於て殊に大都市として發展せんとする地方には此の用意を缺いてはならぬ。  
 ヨ 割のよい家賃を徵集しうるが如き家賃を建設する事の困難。  
 タ 自治團體は議會の協賛のもとにその全力を貧困者の住宅改善に盡すべきである。  
 イ 飲酒は最大の國家的罪惡である。犯罪者及び細民の四分の三はその原因は飲酒に在る。アルコールの生理的影響。  
 ロ 戦時に於ける全國酒税の總額。  
 ハ 食物材料の浪費。  
 ニ 革新の道程には個人的嗜好を犠牲にすべきである。  
 ホ 英國民は飲酒國民の名を戴く事を望まない。  
 ヘ 酒類販賣を地方の手より國家の手に移す問題。地方官憲の酒類販賣許可權を國家に移管する事。  
 ト 地方稼業と政策。料理店。醸造者と酒亭主人との關係。クラブは酒亭として取扱はるべし。



チ 露西亞に於てヴォダカ酒を禁じたる効果。  
 リ 合衆國に於ける禁酒。社會的といふよりは寧ろ産業的の理由から、産業能率の保護の爲、十パーセントの能率の増大されし事證明さる。  
 ス 禁酒助長の二大勢力。(1) 婦人参政權 (2) 小學教育擴充。  
 ル 戦時に於ける中央節酒局 (The Central Liquor Control Board) の活躍。  
 フ それと同一方法に據らずとも平時に於ける調節は極めて必要である。  
 ワ 酒類販賣の國營化、即ち國家が之を買収すべし。  
 カ 國營化に對する論議。酒類販賣に關し個人的利害が存在する間は國家は必然危険な地位に置かれてゐるのである。唯自己的利害の動機を取除く時始めて改善は可能となる。  
 ヨ 最近、公平なる取扱と見做されるグレイ卿の畫策。  
 タ 旗亭の主人はその家に起つた泥酔者の責任を負ふ事。  
 レ 公民をして此誘惑から出來うる限り避けしめる様に計るは國家の義務である。  
 ソ 子供を一切旗亭に接近せしめぬ利得。  
 ツ 世界各國民の角逐場裡に於て宜しく英國は節酒をなすべきである。然らずんば英國の現在の誇りもいつかは褪色するに至るであらう。  
 ネ 禁酒協會と國民節酒に關する運動 (Temperance societies.)  
 21 餘暇とリクリエーション。  
 イ 日常生活とその時間的區分。——労働。——餘暇。——就眠。  
 ロ 有効且つ嚴肅なる労働の必要。  
 ハ 怠惰と奢侈の問題。無駄話。街頭、旗亭に在る懶惰もの。

ニ 小人の閑居は不善の基。  
 ホ 自己發展に及ばず習性の影響。  
 ヘ 多くの人は不活潑に時間を空費して休養時間の適切なる用途に氣づかない。  
 ト 適當なる休養の時間とある種の娛樂を與へるは重要なことである。  
 チ 労働から心を轉換せしめ、その疲勞を恢復させる。  
 リ 手工業者。坐工業者。精神労働者に適當なるリクリエーション。  
 ス 身體的労働者には更に多くの餘暇を與へん事の要望。  
 ル 餘暇の時間は怠慢のうちに空費すべきでなく、必要な睡眠。家庭の仕事。公民的義務。娛樂及び自己修養に利用すべきである。  
 オ 餘暇は自己改善、自己修養に勉むる程度に應じて與へらるべきである。  
 フ 自己修養。——趣味。——文學。——音樂。藝術等。  
 カ 適當な施設。——圖書館等。  
 ヨ 人々の娛樂。(1) 昔。教訓劇。——茶番役者。——旅與行師。——酒宴。——市。——假裝舞踏。——メーデー。 (2) 現代。行列。遊戲。——競漕。——競技。——競走。——活動寫眞館。——劇場。——寄席。——音樂堂等。  
 タ 競技會に参加するのではなく競技を觀る習慣。  
 レ 各町に大運動場の設備の事。  
 ソ 戸外散步と博物學に關する興味。  
 ツ 競技は團體精神。即ち協同。責任。忍耐。競争。公正。指導。練習。等の精神を向上せしめる價值がある。



ネ 子供のチーム競技。學校に於ける競技の組織と指導の重大。  
 ナ 冒險、射幸の惡徳。——競技に及ぼす影響。  
 ラ 競技場、遊戯場の設備。  
 ム 少年義勇團 (Boy Scouts) 少女義勇團 (Girl Guides)  
 ウ 休日の利用。  
 キ 夏季學校と天幕生活。  
 ノ 休暇、旅行に關する協同。  
 オ 少年團 (Juvenile Organisation) 委員會。學校クラブ。

二 少年義勇團の公民的訓練に關する綱領。(by Lieut-Gen. Sir Robert Baden Powell.)

1 個人。

(1) 品性と知識	
目的内容	實地演習
(A) 知的 觀察 推理	斥候。 山林に關する知識等。
(B) 公民的 演技の公正 訓練 指揮 責任 他人の權利 尊重 正義	團體競技。 巡察運動。 名譽裁判所
(C) 道徳的 名譽 義俠心 自信 勇氣 享樂の能力 技術に自己 を表現する高尙 思想の宗教	義勇團の法則 義勇團活動 自然の觀賞 自然の教訓 天文學研究 動物愛護 奉仕生活。 (4)參照。

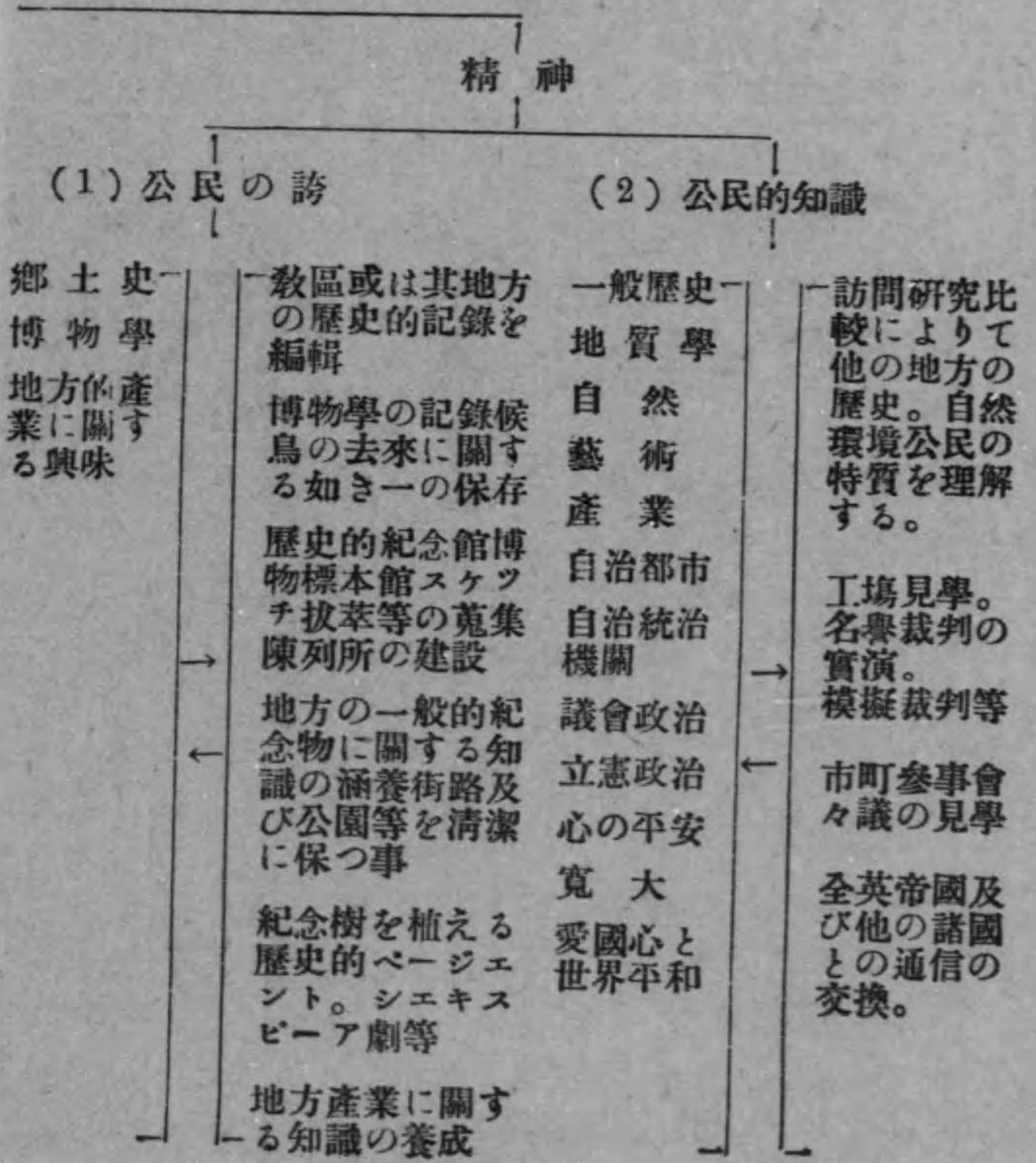
(2) 健康と元氣		(3) 手藝と技倆		(4) 公民と奉公	
目的内容	實地演習	目的内容	實地演習	目的内容	實地演習
健康。	自己に對する責任 衛生 克己 節制	趣味。	技術の熟練の試験 及第者には有効徽章を授ける (各種の技術に亘つて五十種以上)	無私。	親切。
元氣。	身體の鍛練 技泳山 水登其他。	技術の熟練 發明力。		公民的義務 愛國心 國家奉公 人類貢獻 神に奉仕	應急手當 消防隊 臨時巡查 病院訪問 傳道動運

(注意)  
 單に時間を空費せしめずして職業を  
 與へ能率の増進を計る以外に將來の  
 職業に對する個性に從はしむるに實際の  
 的便宜を與ふ。

個人の性質が(1)に於て現はれる社會的幸福の爲に運用されるのである。此  
 處に於て(2)の性質は愛國的活動となつて(4)に於て社會的精神が社會的に發展すると共に愈  
 々向上せられる。

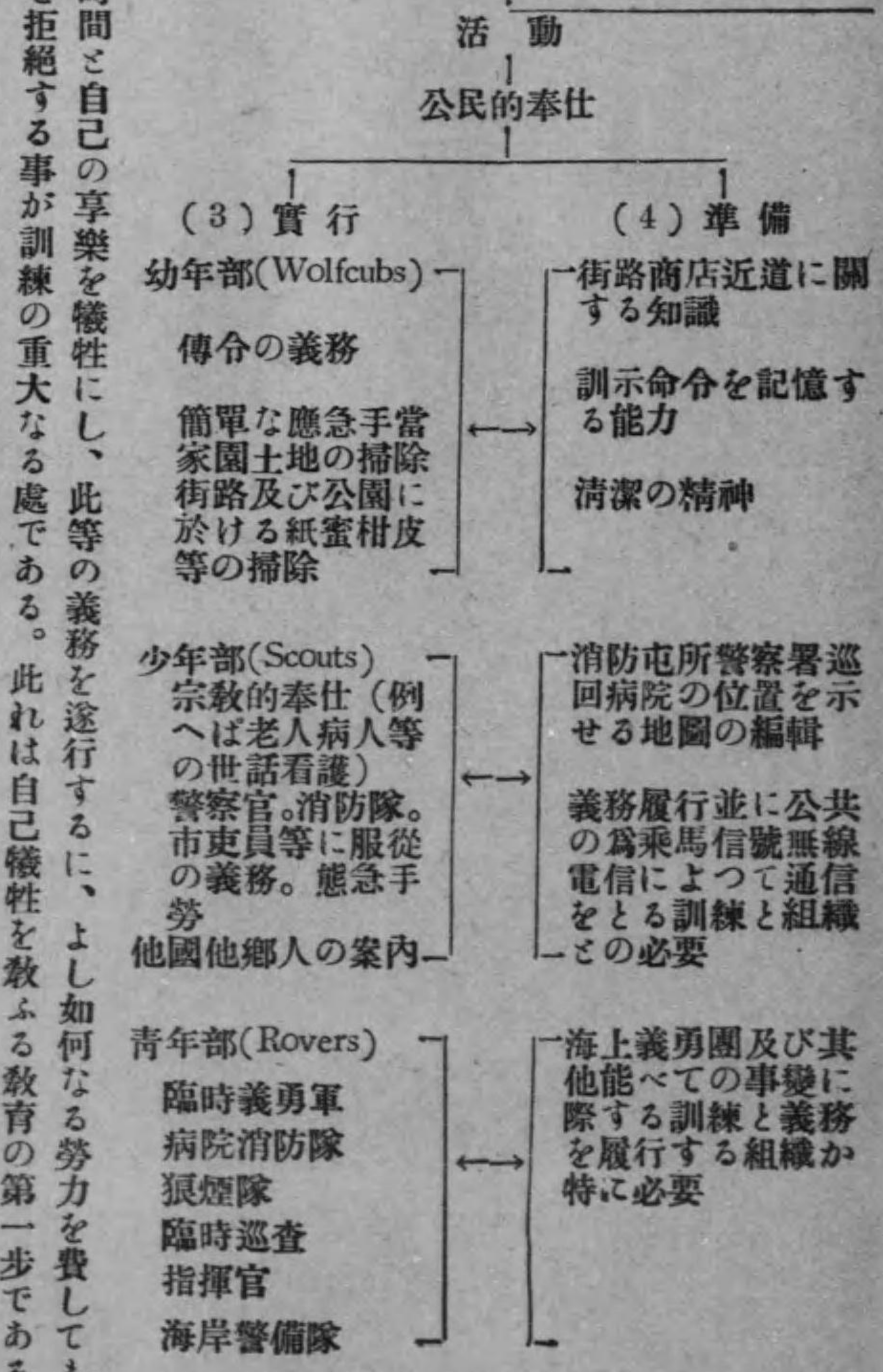


義務と奉仕



(注意)  
き應徒詳  
てじの細  
るあて心  
る加理な  
。減能事  
す力は  
べに生

(4の發展) 公民の



時間と自己の享樂を犠牲にし、此等の義務を遂行するに、よし如何なる勢力を費しても報償心附  
を拒絶する事が訓練の重大なる處である。此れは自己犠牲を教ふる教育の第一歩である。

三 他の委員會並に學校の選定せる公民教育科目要目。

一 道德教育と公民訓練

(Devon County Education Committee)

三 公民の教育



幼 兒。(七歳以下)

イ 清 潔。

手の清潔。顔の清潔。衣服の清潔。  
清潔の習慣。例へば洗手所の利用。

ロ 端 正。

家庭に於て。學校に於て。街路に於て。  
身體の清楚、端正。

裝身具、書物、玩具、其他所持品の取扱注意。

ハ 態 度。

家庭並に學校に於ける挨拶。

食事の時の行儀作法。

敏捷、時間を違へぬ。

ニ 公 正。

自他の所有品の區別。

他人に對しての公正。

ホ 親 切。

兩親に對する愛情。

ヘ 眞 實。

正直に話す。

正直に話す。

ト 勇 氣。

獨り居る時。

闇黒、夜、異様な響に對して。

2 下級年級(七歳から十一歳迄)

イ 清 潔。

身體各部の使用と手入れ(例へば、髮。眼。耳。鼻。唇。齒。手。足。)  
衣服の手先と注意。

家庭内。

學校内。運動場。街路。(紙や蜜柑皮の散布を防ぐ)

ロ 秩 序。

秩序整然たる價值(例へば總べてのものには順序があるからその順序に従ふこと)  
時間嚴守の價值。

舉止敏活の價值。

ハ 態 度。

飲食に際して——謙讓。

質問、應答に際して——鄭重。

舉止——平靜。謙遜。沈着。

三 公民の教育



學校並に家庭に於て——敏速。

會話。——丁寧。明晰。言辭の上品。

態度。街路に於て秩序を守る。公衆席上の態度。

單純な用事をなす（例へばお使に行くこと）

我儘ならぬこと。

年長者尊敬。

快活。——不平とか、人の弱點を搜すのは惡癖である。

中庸。

自尊心。

## ニ 服 從。

兩親及び先生に對しては敏速に滿腔の服從を捧げる。

規則、規律に對する尊敬。

## ホ 親 切。

遊戯の場合に友人に對して。

飼養動物に對して。

蠅、虫、其他無害の動物に對して。

鳥に對して、——その巢に對して。

## ヘ 感 謝。

兩親、先生に對して。

## ト 公 正。

## チ 忠 實。

邪氣なき氣質。殊に他人の評判がが擴がり成功が認められた時嫉妬心を起さぬこと。

他人の所有品に敬意を拂ふ。

損害は賠償する。

家庭、學校、公園、其他公衆的場所に在る備品を保存、保護する事。

## リ 眞 實。

會話——正確なる事、誇張を排す。

態度——冷靜。興奮は不可。

約束履行。

報告——正確。誹謗、饒舌を避く。

動作——淡泊。様子振らない。

思想——眞理を忠實に求める。

出來ない事を出來たが如く偽つてはならぬ。

總べて忠實、眞實なる外なし。

眞實なる事を避けたり胡麻化す事を排す。

態度を装ふて人を欺瞞する事を排す。

偽り隠蔽する事を戒む。

## ヌ 名 譽。

他人よりは——信頼するに足るものと認められること。



自己の眼よりは——自尊。  
虚榮的な誇を謹む。

ル 勇氣。

少々の苦痛、不愉快は平氣で忍耐す、——男らしい、又女らしい。  
弱者、無智な者の味方。  
子供に本能的の恐怖を興ふるもの——例へば鼠、蛙、蜘蛛、甲虫を恐れない。  
善なる模範を見習ひ恐い先例を拒む。  
失策、不注意の告白。

困難に際して——自重。

天候の險惡——例へば雷、電光を恐れない。

勇氣の必要と虚威張を避けること。

沈着。狼狽を避ける。

ヲ 節制。

教育省發布の綱領参照。

ヰ 自制。

態度。——我儘。癡癖。執拗。意地悪。亂暴。喧嘩を避く。

言語。——粗暴。騒急を避く。

思想。——惡る考を停む。

カ 勤勞。

家庭内に於ける手傳ひ。學校内に於ける勤勉の價值。

學校内に於ける勤勉の價值。

徹底せる勤勞の誇。

餘暇の利用——趣味の價值。

ヨ 忍耐。

勤勞——困難な興味なき仕事。

遊戲——負け競技にも終りまで努力する。

鍛練。

タ 仁慈。

援助を要する者を救ふ。

他人を幸福にせしむ。

社會的組織となつて人道的精神を發揮せるもの——例へば消防隊。——救助船。——燈臺病

院。——養育院。——赤十字社。

レ 正義。

學校、運動場、家庭に於ける友人及び家族に對して。

不運なる者に對して。例へば身體虛弱。精神薄弱。吃者。不具者。

他人に對して。例へば傳染病を傳播さぬ。

遊戲、即興の故に、動物を虐待するを避く。

家庭及び學校に於ける、禁止、處罰は謹んでうけること。

思想に於て、言語に於て、行爲に於て。

堪忍。



3 寬恕。——自己の失策を想起して。  
上級年級。(十一歳から十四歳迄)

イ 習慣。

慣性の修得法。

養成法と脱出法。

少年喫煙の有害。

ロ 態度。

總べての人に對して鄭重且つ尊敬。

自制。

服装は心の鏡。

友人、書物、娛樂の種類選擇に際し。

幼少な子供に對する親切。

殊に、總べての婦人、少女に對して鄭重。

ハ 眞實。

異なる意見に對する敬意。

眞理を求むる生活。——新しき眞理は喜んで受諾す。

眞理の爲に犠牲となりし人々。

無智、迷信に打勝てる科學。

眞理の發達。

眞理愛。

ニ 節制。

教育省發布の綱領參照。

ホ 勇氣。

人類奉仕の爲になされる勇敢なる行動、——犠牲。

日常に於ける勇敢なる行爲。

義侠——弱き者に對しての強者の献身。

道徳的勇氣。

ヘ 正義。

その性。年齢。信仰。社會的地位。國。民族を問はず總べての人類に對し。飼養動物及び野

獸に對して。

思想に對して寛大。

裁判所の價值。

正義愛。

雇主被傭者間の正義不正義。

動物の權利。

人類草昧時代よりの正義觀念の發達。

法律に於ける人道的精神の進化。

平等觀念の發達。

ト 熱誠。

難問題解決の際の誠心と熱心との價值。

三 公民の教育



チ 邪道に走れる熱誠は危険。例へば頑迷。狂信。

八八

リ 勤勞の必要と尊嚴。生活費を儲ける事。——種類を異にする職業。——各職業の責任と社會的價值。愛國心。——種類を異にする職業。——各職業の責任と社會的價值。

學校に在る名譽と學校に對する忠誠。愛郷心。——町村に對する貢獻の方法。地方に於ける諸施設の價值。

祖先が吾人の爲に獲得せしもの。——例へば自由。社會並に政治的制度。國家並に子孫の爲の貢獻。選舉。——選舉の本質と責任。地方政治。

國家と政治。一有機體としての社會。——家庭。氏族。國家を通じて社會の發展。世界的同胞。

ヌ 平和と戰爭。

平和の價值と平和の勝利。戰時に於ける公民の義務。戰爭の罪惡。

國際關係。——國家相互の援助の方法。

ル 調停の價值。節約。

金錢——利用と空費。些少な事物の儉約。有益なる使用——奢侈と濫費とを避く。貯蓄の方法とその理由——貯蓄銀行。飲酬の爲に使用する國民の浪費額。共同購買組合と保險。簡易な生活。負債の罪惡。賭博。投機の罪惡。——勞力を費さずして一攫千金を夢みるは唾棄すべき欲望。

ヲ 協同。各公民の間。國際間。——貿易。藝術。思想等。所有權。

才幹と機會。——これらの使用の責任。個人的及び團體的所有權。所有權の責任。借書物。借器具に對する注意。

カ 自覺。自己を理解し、道德的進歩を反省するの必要。個人的並に社會的に良心發露の要求。良心の啓發。

ヨ 意志。意志鍛練。正義の行爲は充分な理解をもち、躊躇なく、徹底的に、快活、熱心に實行すべきである。精神的、道德的、懶惰は危険。

タ 自尊。思想。言語。行爲に關する自尊と自制。軟弱文字の忌避。



理想。

二 歴史科教案の概要。(六ヶ月間の課程)(ロンドン州ハンマースミス市、エラスリー街小學校)

(at Ellerslie Road Hammersmith, London.)

- 1 第一期。原始人の話。過去と現在。  
世界史上に於ける有名なる戦士十五人に付て。  
史上に於ける有名なる女丈夫十五人に付て。  
英國史に於ける十五人の危驅者。  
英國國民の當初と人種の融合。  
專制王國時代のインダランド。  
國王對議會。
- 2 第二期。
- 3 第三期。英國國民の當初と人種の融合。  
專制王國時代のインダランド。  
國王對議會。
- 4 第四期。反動——再び王の即位。——立憲王國。  
産業革命と民主主義の發達。  
英帝國の發展。
- 5 第五期。英國の統治法。  
他の諸國の歴史。
- 6 第六期。政治の必要。政治の形式。  
專制政治。——共和政治。——立憲政治。  
ハンマースミス市參事會。

- ニ 市長。市參事會員。評議員の責任。
- ホ 倫敦州參事會議長(L.C.C. Chairman)。參事會員の責任。
- ヘ 議會。——下院。選舉法。政黨。
- ト 内閣。議案通過。
- チ 皇帝と上院。——兩者の職能。上院對下院。
- リ 植民地と英國。帝國議會。
- ヌ 大藏省。直接税、間接税。
- ル 自由貿易と關稅。
- ヲ 巡查。陸兵。海兵。官公吏。
- ワ 犯罪と處罰。(模範的判決)
- カ 模範選舉。

三 成人並に善良なる公民養成の概要。(マンチエスター市、ブラックリー小學校)  
(Blackly School near Manchester)

- 1 一九〇七年、アーボア、デーイの設定。
- 2 植民地並に合衆國との通信。
- 3 全校を通じての學級管理の制度は巡察隊及び義勇團の制度に基く。
- 4 南オーストラリアのアレイドの學校及び合衆國プロデンス州ロード、アイランド、師範學校と本校との校旗交換。
- 5 南極縦横探險隊(シャックルトン一行)の爲に櫓及四十對の木底套靴の靴底製作。
- 6 帝國國祭日。セントジョージ祭日。ネルソン紀念日。休戰紀念日。其他特殊な紀念日に於ける



## 儀式と特別訓誡。

- 7 毎年帝國祭日には皇帝に祝電をうつ。大戦中はペテイー海軍大將及 (Admiral Balty.) 及びド  
ーグラス、ヘーグ元帥 (Sir Douglas Haig) 氏にうち。巴里に於ける最初の帝國國祭日祝賀の時に  
はデシヤールネル大統領。 (M. Deschanel) に祝電をうつた。
- 8 學校と出身者の乗組める軍艦との聯絡を取る方針。全校の生徒は一面の鏡と其他の輕少な贈物  
をなし、クリスマスには乗組員に手紙を出した。乗組員からは學校へ返禮として生徒に國旗と海  
軍旗 (横十五呎、縦七呎半) とを贈つて來た。
- 9 學校の諸種の動靜及び名譽ある行爲、事件などの記録を登載する爲に炬火 (the Torch) なる校  
友會誌を發刊してゐる。
- 10 クリスマスには校長から各生徒に手紙を送る。
- 11 學校園。花辨陳列會。學藝品屋覽會。運動會。
- 12 卒業生同窓會。青年親睦會。卒業生親睦會 (十九歳以下男女)。
- 13 ブラツクリー「戰役紀念」の事業。特別八週間努力の結果。個人的寄附及び勞働によつて十二  
磅を調達。
- 14 卒業生「戰役紀念」事業。卒業生と現在學生との協同により二百磅の金を學校紀念、事業の爲  
に寄附募集して調達した。
- 15 ヨ校庭に在る、ジョージ及びマリーといふ生徒が植えた樹に皇帝の許可を得て、「戴冠樹」と名  
をつけた。皇帝は此儀式の寫眞を嘉納になり、生徒に感謝狀を送られた。
- 16 少年義勇團の夜學 (一九一一年毎多)
- 17 少年義勇團は小學校と聯絡をとる。

## 四 公民教育の概要及び公民的實習。(グラモルガン州、ブリグンド町、ケロー男女合併小學校)

(Caerul mixed School, Caerul Brigend.)

- 1 公民教育の概要。
- イ 我が學校。生徒の管理法——教育委員會及び地方當局者——就學督勵委員と彼等の責務。  
就學の理由。
- ロ 我が町。町の統治法——町參事會——區——選舉——町參事會の義務。
- ハ 州參事會。職能。——道路橋梁等。教育等。
- ニ 我が國。統治法。——議會。——兩院とその起原。  
秩序の整理。——警察署。裁判所。司法官。  
選舉者としての義務。——選舉の重大。何が故に一家見は雷同に勝るか。  
町民としての義務。——街路。——公園。——私有、財産。  
帝國の公民としての義務。——將來の英國國民としての素養。——吾人將來の活  
動。等。
- ホ 節制訓練と節約 (學校に於ける戰時貯蓄協會)
- 2 公民的實習 (自治制度)
- イ 級委員。
- ロ 總務委員 (General Committee.) 學校全體の安寧取締。——各部委員。廊下。控室 (携帶品外套  
を置く室) の監督院 (monitor) を任命す。
- ハ 各部委員 (Sub-Committee.)  
運動部委員。



辯論部委員。——討論會の準備。討論題目の例。——政黨政治。——幸運と不遇。——新聞紙に投書の益、無益。——今日の勞働者は五十年前の勞働者に比し幸福か否か。學齡は何歳迄にすべきか。等。

衛生委員。——溝の塞ぎの報告等。授業日は全日に亘つて衛生上の注意をする。

生徒委員。(各級)——各級より女生三名、男生四名が選舉される。

各委員は一般教室に關する事に責任をもつ。怠惰、惡戯等が委員に報告せられ、委員はその裁決を級擔當の教師に報告する。委員は又其級教室の監督生を任命する。

### 五 公民 (カーデイフ市ローズパーク男子小學校) (Roath Park Boys School, Cardiff)

1 五・六・七年級歴史の要項は次の事項に關する興味を惹起せんとする方針のもとに考案されたものである。

イ 自由の發展。

ロ 世界に於ける英國の地位。

ハ 海軍力の重大。

ニ 帝國の發展。

ホ 公民。

A 公民の權利。

選舉權。——代議政治。——保護されるの權利。——裁判請求權。——裁判所と司法。

B 公民の義務。

都市自治政治。——カーデイフ市の自治法。法律の遵奉。社會奉仕。社會に對する最も善良なる奉仕は自己の職務に正直且つ勤勉なるに在る。

へ 議會に於ける法律制定法。

### 六 社會 (アイルランドデリー第一男子校) (Ireland First Derry Boys School)

1 社會。社會といふ名辭が含む意味。

イ 生存する爲に「社會制度」は必要不可欠のものである。

ロ 「本務」とは社會制度の中に生活する時に初めて生起するものである。此等の本務は左の如く分類せらる。

自由。

正當なる拒絶。

權利請求に先ち義務の遂行。

法律遵奉。——皇帝及び憲法に忠實。

「法律意識」の發達。

思想。言論。行動に關する個人的本務。

此等三者を實現するの程度と範圍。

此等三者に對する社會的本務。

身體、住居、環境に對し清潔、端正、周到なる精神を向けること。

個人と社會。——醜穢の憎惡に努む。

品性陶冶。——(社會的並に個人的に發揮)——此等の諸則を遵奉すれば宜しい。

三 公民の教育



七 公民的訓練。(スコットランド、ストップスウェル小學校) (Scotland, Stobswell School.)

1 訓練要目。

- イ 權利並に特權。
- ロ 責任並に服従。
- ハ 左記に關する制度、經濟、管理につきて。  
家庭。學校。自治都市。英國。英帝國。
- 2 地方政治及び中央政府に關する教育。——歴史科目中に現はれた時折。又は自治都市及び國會議員選舉を模して小規模の選舉を行ふ如き學校行事を機會として教ふ。
- 3 肅正。端正。清潔。秩序。禮儀。節約。自尊。他人を尊重。相互責任。整肅。熱誠の習慣をつける訓練。
- 4 學校の教育は出來うる限り自治的にやるべきで、教授に關する以外の事は生徒間より學期始めに選舉及び指名したる監督生及び級長に一任して、生徒の體面を重んずる事。

四 學校管理に關する考案

一 ランカスター市、スカートン、カウンスル、スクールの「自治制度」  
(Skerton Council School Lancaster.)

- 1 男生徒の組。「秩序は天國第一の法則である」  
イ 我等の憲法。  
皇常陛下と政府。  
教育省。

地方教育當局。  
學校管理者。

我等！——我等とは誰か？

我等とは——

校長、及び諸先生(幹部)

學校に於ける諸長官。隊長。副隊長。書記。曹長。蹴球隊長。蹴球副長。控室監督。

衛生監督。(戸外)集會曹長。伍長。伍長代理。喇叭手。鼓手。

上級生(五年級以上)は選舉者名簿に登録されて居るもので、諸長官として(注意、隊長及び副隊長は只最上級生のみより選舉される)選舉されるものは此等の上級生である。

即ち完全なる公民である。

上級生中選舉權の剝奪されしもの——即ち完全なる公民ではない。

下級生——學校選舉には投票權なし。

ロ 長官。

選舉によつて任命。

隊長。——副隊長。——書記。——毎月の最終授業日にその職を退く(但十二月と八月はなし)然し再選は可能。

隊長が選舉せらるるや、隊長は即刻次の役員の任命をなす。

衛生監督生(戸外)。控室監督生。

學級擔當教師は有資格(下士試験及第)生徒中より次のものを選出す。

曹長。軍曹。伍長。

三 公民の教育



隊長によつて任命されるもの。

運鈍兒の爲の伍長及び伍長代理。——二人の補缺伍長代理。  
蹴球部に關しては校長が任命する。

蹴球隊長。蹴球隊長。

完全なる公民となるの資格。

五年級以上。公民的義務履行を宣誓し署名したるもの。

選舉權剝奪。怠惰者、不品行者、反抗的鄙劣な態度の者。此剝奪者は次の選舉に迄その効力を及ぼされ、剝奪宣言は學級擔當の教師によつてなされる。  
長官とその特權。

その職務に就任しその階級の徽章を帯びてゐる間は、體罰、留置及び一般的譴責からは免除さる。

若し彼等が本務怠惰とか不當行爲をなせる時にはその程度に應じて、職掌停止。階級降下。免職。をば級擔當教師又は校長から宣言される。此時には徽章を帶用し得ず、その特權の効力は消滅するのである。  
次の事項が決定される迄は、各長官はその徽章の帶用、特權に伴ふ恩典に浴するを得ない。

正規の任命の終る迄。

「階級には責任あり」といふ長官の格言を銘記して、その責任遂行を一般に保證し、署名する迄。

此長官及び公民に關する規定にして若し校長がその變更削除の必要を認むる時は之を變更

2 女生徒の組。「秩序は天國第一の法則である」

1 憲法。

し時には全然廢止する事を得る。

皇帝と政府。

教育省。

地方教育當局。

學校管理者。

我等！ 我等とは誰か？

我等とは

校長及び先生（幹部）

學校長官。隊長。副隊長。書記。競技隊長及び副長。運動場世話係監督。衛生監督。

（戸外及び室内）。曹長。伍長。伍長代理。控室監督。

上級生。（五年以上）選舉名簿に登載され、此等生徒のみが長官たる資格を有す。

上級生の選舉權剝奪者。

下級生。學校選舉に投票權なし。

長官。

選舉によつて任命。

隊長。副隊長。書記。各々は毎月最終の授業日にその職を退く（八月と十二月とを除く）然し再選される事は差支なし。

隊長が當選するや即刻隊長は次の者を任命する。

公民の教育



衛生監督生(戶外)。衛生監督生(室内)。控室監督生。學級擔當の教師は有資格(下士)者中より左のものを任命す。軍曹。伍長。

隊長によつて任命されるもの。

遅鈍兒の爲に、伍長。伍長代理。二人の後補伍長代理。運動場世話係によつて月の終りに任命されるもの。

運動場世話係監督。

校長が毎月任命するもの。

競技隊長。及び副長。二人の伍長代理を時間係として。選舉名簿に登載される資格。

五年級以上。公民の義務の遂行を保證し署名したるもの。公民の義務とは

纏べてのものに對して叮嚀。慎重。鄙劣。惡意し。憎惡。愛顧の差別を撤し公正に談じ公平に投票する。善良なる公民たるに努む。

選舉權剝奪。怠惰又は不品行、甚しき不從順なる行爲をなす時には學級擔當教師は次の選舉の終る迄その資格を剝奪するをう。

長官——其職務に就任し、階級の徽章を帯びてゐる間は體罰、留置、一般的譴責からは免除される位置にある。其職務怠惰又は生徒にあるべからざる行爲をなす時には校長の認定によつてその職務を

3

職務の徽章。(男生)

停止し又は階級降下、又は剝奪をなす事がある。停止の場合には、階級徽章の帶用は禁せられ、特權をも消失するものである。長官は次項の終る迄は職掌徽章を帶用し、その特權を認められ、長官資格に伴ふ恩恵に浴する事が出来ない。正規の任命。

「階級には義務を伴ふ」といふ格言を奉戴する事が一般に承認せらるる事。此等、上級生、下級生、長官及び選舉名簿に關する諸條件にして校長が若し必要と考へる場合には校長の一存によつて之が變更をなし、又は削除をなしうるものである。

- イ 隊長 長……………赤天鷲絨。C 文字。
- ロ 副隊長 長……………同 S 文字。
- ハ 書記……………同 S 文字。
- ニ 曹長……………青天鷲絨。SM 文字。
- ホ 控室監督……………青、圓形。中央黃色。
- ヘ 衛生監督……………青色圓。中央赤色。
- ト 蹴球隊長……………黑色楕形。FC 黃色文字。
- チ 蹴球副部長……………同 同
- リ 集會曹長……………赤色圓形。中央青色。
- ヌ 集會伍長……………黃色圓形。中央黑色。
- ル 集會伍長代理……………綠色圓形。中央赤色。



ヲ 上等兵……………赤色リボン。

ワ 集會(N.C.O.S)……………即ち下士)資格試験通過者……………綠色リボン。

「書記は徽章を集め、それを配分する責任がある。特に長官の缺席せるものの徽章を失はぬ様に注意せなければならぬ。長官はその階級の徽章を帶用してゐなければその職掌の特權の資格なく、職掌による處罰の免除も無効となるのである。」

4 職務徽章(女生)

イ 隊長……………赤天鷲絨。C文字。

ロ 副隊長……………同 S文字。

ハ 書記……………同 S文字。

ニ 運動場世話係監督……………天鷲絨でSOM文字の組合せ。

注意——運動場世話係は長官ではないが青色帶紐を用ふる資格がある。

ホ 控室監督……………青色圓形。中央黄色。

ヘ 衛生監督。戶外……………青色圓形。中央赤色。

室內……………青色圓形。中央水色。

ト 競技隊長……………綠薔薇花。中央及縁は赤色。

チ 競技副隊長……………赤薔薇花。中央及縁は綠色。

リ 集會軍曹……………赤色圓形。中央青色。

ス 集會伍長……………黄色圓形。中央黑色。

ル 集會伍長代理……………綠色圓形。中央赤色。

ヲ 上等兵……………赤色リボン。

○ 下士試験に通過したる者。(N.C.O.S)綠色リボン。

「書記は徽章を集め再配分をなす責任を有し、特に缺席せる長官の徽章を失はぬ様注意せなければならぬ。長官はその階級の徽章を帶用してゐなければその職掌による特權なく、資格なく、處罰の免疫性もないのである。」

二 セントヘレンス市カウリエー、スクールの「自治制度」(Cowley School, St Helens, Lancashire)

1 「生徒の自治」(生徒の起稿)

カウリエーには生徒の自治制度がある。此の自治制度でもつて普通才能のある各生徒には下級生徒を統治する機會が與へられるのである。

2 組織方法。

イ 三百人の生徒は八寮に分れ、學級の數は普通の如し。

ロ 各寮には一人の寮長。副寮長。寮主。數人の寮部長がある。

ハ 各寮間にはラグビー。(蹴寮)クリケット。拳闘。水泳及其他の競技があり。優勝寮には優勝盃が與へられる。

ニ 學校に於ては八人の部長と八人の副部長があつて各々私室を領有してゐる。此等の部長を一人の總長が統率してゐる。

ホ 學校内に於ける競技は強制的であつて月曜、火曜、木曜、金曜日の午後四時十五分後及び水曜日の午後、行はれる。

ヘ 月・火・木・金曜の午後零時後、二十分間全校は兵式教練を行ふ。(教師後見のもとに)本校に於ては生徒が自治をなし學校に於て教師は只時折の指導をするに過ぎない事はまぎれもない事實である。



ト 生徒が自治をなす理由。左の如し。

自治の精神涵養さる。

一〇四

各級の級長は自己の級に對して責任をもつてゐる。級と級との間の級競技に際し級長は職權を大いに實行せなければならぬ。競争が幾組かの間に行はれると一組の中には二三名の組長がある事になる。従つて殆んど學校の生徒はラグビー蹴球か又は他の競技の各級の時には隊長となる機會が起つて來る。

生徒が上級となつた時には彼等が級又は組の隊長としての經驗を経た後、或は寮長となり、又副寮長ともなることがある。

寮長としては複雑なる多數の事件がある。然し生徒が寮長となつた時に始めて責任の精神を理解し始めるのである。

始めは僅かな職務から漸時に重要な地位に就く様に訓練すべきである。此學校に於ても自分が僅かばかりの統率權を得る迄は兵式訓練を憎惡する連中が多いが、然し一度僅かな指揮權をでも實行する地位につくと興味が湧然して起て來て最も激しかった不平家連も一年の後には兵式教訓の價値の如何に大なるかを實證するに至るのである。勿論價値といふ意味は軍事的價値の謂ではなく、個人の人格上に及ぼす影響の意味である。先生の居る教室に入る事をさへ恐れ厭つた生徒が一年の後には分隊を指揮した結果として、生徒、先生を悉く包含してゐる隊をでも平氣で恐れない様になるのである。斯くの如き豫備的階段を経て漸々上階に進んで行くものである。最初は副部長に、次は部長に又は競技の隊長に（ラグビー或はクリケット）或は教練の指揮長官となるのである。

る。

斯くの如くして自治の精神は養成せられ、生徒がカウリエーを去つても、州、國を統治するに適する資格をうることになる。部長は生徒を指揮し、必要な場合には鞭を加へる事もある。部長の權限を保證してゐるものは如何なる有力者か。

校長は部長を擁護す。

教師は彼の行動を承認してゐる。

但し統治當局者は部長の何者かを知らず、又彼れの權力を認容せぬかもしれない。

然し校長の權力は偉大なものである。さればこの部長制度を甚だしく攻撃するは極めて無理解な兩親に限ると見做すべきである。

學校に於て長官の持つ最も重要な武器は輿論である。此は寮に於て最も明瞭に表はされてゐる。

違反の生徒（寮内のボール取扱亂雜、其他學生にあるまじき行爲）に付て寮長は寮生全體に告訴する。——此生徒を鞭すべきか否かについて。若し全寮の決定が然りとすれば之を鞭つのである。總べての父兄の此の制度に反對する理由は寮生は亂暴者だといふに在るが、果して四十人の寮生が悉く亂暴者であらうか。故に鞭つ事は大低の場合には公平である。

輿論。或る長官は大いに好感をもつて迎へられ、他のものは可、不可なし。或者は嫌はれてゐる。然し大體から見ても多數の長官は嫌惡されては居らないと見るべきである。輿論が彼れを援助するといふことは長官が嫌惡されて居ない證據である。

長官の義務。各長官は輿論で武器をもつて突進する。教師と雖も彼の權利を阻み咎むる事を得ない。教師は只教授をして退席するのみである。長官は學校の秩序を維持し競技萬端



の設備をなし、其他の事に統率権を有するのである。教師は全然容喙するを許されない。察主と雖も自己の寮内に於ても多大なる権力を持つ事が出来ない。實にカウリエーの長官に比するが如き権力をもつ様なものは外にはないのである。長官は賞罰権をもつてゐる（輿論に反し不行狀のありし時）。一人の生徒が各組の隊長から選出されて學校中の競技に關する統率をなす。長官は只教練上の方面をのみ取締るものである。

斯くの如く輿論の擁護の如何に依つて長官が學校を管理して行く事は明かに學校が生徒によつて自治されてゐるといふ意味ではないだらうか。

### 三 ユニールズ、ベナース公立女子校の「自治」(一女生徒の起稿)

(Penarth County School for Girls, Wales.)

- 1 學校に於ける自治の目的は、子供らしい楽しみを失はずして然も責任を感ずる公民として生徒を訓練せんとするに在る。又生徒を訓練して將來、自尊、自重ある公民となさんとするに在る。従つて此計畫の内には教育の眞の目的は立派に包含される事となるのである。
- 2 若し不幸にして生徒に充分なる思考力の訓練がなく、社會に於て責任ある一員として活動しうる訓練のない時は、將來に於ては一地方の委員會をすら指導し得ない事は明かである。若し生徒が獨立自治の訓練をうけず、只管教師と両親との指導と世話とに依頼して自らの活動力を省みない時には、生長の後に自分で自分の事を處置し、更に進んで人々の世話を焼くが如き人間となる事の望み得ないは勿論である。
- 3 普通の小學校に於て自治制度を大規模で行ふ事は困難である。學校外の實習には仲々時間を要するものであり、一方學校に在つては一定の時季の中に完結せなければならぬ課程が相當にある。

校長の意見で、時間は局限され、方法は制限されて、その形式は不完全なものではあるが、多忙な學校に於てすらも尙自治制度實習の機會は相當にあるものである。

實際吾人の自治制度は「英作文」にその起原をもつてゐる。然し學校に於ける自治の發達に關し完全な説明を與へる事は不可能である。

4 四年C組及び四年B組には組中から選舉されて、組に關する總べての事件を取扱ふ委員が居る。

5 三年級、五年B組、五年A組は自發的に本學期間の英作文科の教程を協定した。各組には議長が居て組を支配し直接な事件を取扱ふ事となつてゐる。英作文の科目を種々に應用して生徒の知力を増進させ、英語及び英文學に精通させ、自ら進んで事に先鞭を着ける確信を與へる手段となしたのである。年少の少女が、全級の生徒の前で自作の文章の朗讀を要求された時の羞恥心も僅かの間に打勝つ様になつたのは明かに此企圖の効果の一發現である。然し上級生は試験勉強の爲時間を費す爲此企に對する興味も殺がれ勝ちであり従つて、その結果も良好ではなかつた。

6 別々となつてゐる各委員が統一される設備の必要が感せられた、而して幹部の指導によつて女子代表評議員會の考が思ひつかれた。

7 評議員會は異なる委員會の幹事と各組からの組体表者（最低の二組だけは除く）とから成立するのである。

8 幹事及び代表の選舉は全校生徒の投票による。（座長は校長に選ばれた生徒長の一女生が就任する）

9 評議員會は一九一九年九月に第一回を開き平均月に一回宛開催される。此少女代表その席上に



於て出来得る限り自己の思想と希望とを述べ、校長が之を裁決するのである。少女は悉く自己の責任を以つて活動をなす故大體成功を収めてゐる。學年末の賞品授與の如きも全然生徒の仕事とされてゐる。

11 最も重要な會合の一つは「常識俱樂部」である。四年級C組以上の生徒は悉く會員である、毎週開かれる。始めの間は元氣な女生徒が新聞紙にある問題を朗讀等の事をなし、後には全體が一組となつて遊戯をなし愉快に遊ぶ。

12 前學期の終りに校長が學校内の盲目少女を保護する設備に関する意見を評議會に諮つたが、全會は一致して、何の缺陷のある子供を保護するは當を得たる事であると同意を表し、盲目少女に關して學習の世話をするために一委員が指名せられた。

13 女生徒は元來總べてに關して親切すぎる傾向がある。然し今や彼等は盲目少女を保護してやるよりは盲目少女自らが學校を歩き廻る事の出来る方法を講ずる事が更に親切なる所以である事を悟るに至つたのである。

此の様な訓練は女子にとつては極めて重要なものである。誰れにした處で年長者又は弱者に對しては柔さしく、親切に心を盡すにあらざるば善良なる公民たる事は出来ないものである。

四 カードイフ市ローズ、パーク男子校の「部長制度と斥候術」(Rough Park Boys' School Cardiff)

1 部長制度。

イ 部長制度は七年來採用せられて來たもので既に充分なる經驗的階程を経過したものである。而して次の如き大なる價値の存する事が證明せられた。

責任觀念の啓發。  
他の者を指導し、統率するの訓練を得。

学校の氣風を改善。

部長の義務。

總長。他の諸部長の職務に關し總括的統制權を有す。

各部長は左の事項を取締る。

鐘鈴を報ずる。

職員に提出の文書。

洗面場。手拭。石鹼。

便所(規則的に監視す)

出入の際の階段。

遺失、拾得物品。

遅刻者(遅刻は最も排斥さる)

雨の日は休憩時間中部長は教室を取締る。

ハ 部長は先生の援護のもとに缺員を補ひ、同時に、彼等の中より總長を選挙す。

ニ 生徒が罪惡を犯した時には其事を總長に報告し、總長は之を調査し、若し必要の會合には此

ホ 部長が自己職權を閉却し、違犯をなしたる時は最初は部長の作る「裁判所」によつて吟味さ

れる。事重大に亘る時には校長に申告されるのである。

2 斥候術。

イ 一九一六年から一九一八年の二ケ年に亘つて一週一時間だけ學校の時間表中に斥候術訓練を加へた。生徒は訓練をうけ正規の團體を組織する事になつた。將來他の團體に参加する際

三 現代の教育



準備の制度として此計畫は甚だ有益なものである。

十四歳以上の少年も團員となる事が出来學校卒業すれば縁が切れるといふ事を防いだ。  
富裕生徒は大部分中學校に進むが矢張繼續して正規團體の一員として斥候術の教練を續ける事をう。

學校の事業の一部としての此斥候術には常に「強制」といふ名辭が冠せられてゐる。  
此組織の目的。

品性。勤勞。自己鍛練を啓發する。

活動寫眞黨。優柔懶惰、奢侈に對して反抗を惹起。

少年義勇團。少年旅團。組織に關し興味を惹起す。

地方軍隊の編成。

ハ 團員。

五年級以上の生徒は候補者たるをう。

試験として一ヶ月間家庭の仕事に従事した後許可される。

ニ 方法。

毎週一時間、集合して左の訓練をなす。

斥候術に關しての逸話につきて教授す。

新入者の徽章授與の資格試験。

カーデイン市の軍隊の話。

實習。

索繩等の結びを作る練習。

旗を畫く練習。

信號。

地圖を探し、地點を見出す方法。

磁石盤の使用法。

大抵の場合、各分隊の指揮者は自己所屬の部隊の少年を訓練する責任をもつものである。  
分隊。

A、B、C、D、E、Fの六分隊に分たれてゐる。

各分隊には分隊長。副長。參長等がある。

分隊長及び副長は學校部長として活躍したるものに限る。

各員は一冊の手帳を持つて（普通は練習帳）その中へは家庭内にてなせる仕事を記載す

る。

各手帳は分隊長が評點を加へる。

普通の學校内の科目及び勤勞の外に、次の事項が家庭内の科目及び仕事として認めら

る。

模範的な行爲をする。

見取圖。

娛樂嗜好。

聲樂練習。

音樂。

教會參拜。

三 現代の教育



義勇團其他の團體に加入。

五 グラスゴウ市中學校。「隊長制度」(The High School of Glasgow.) (一九一四年——一五年間の規則書抜萃。)

1 隊長制度。

イ 隊長は組と、學校との二種類に分つ。

ロ 各組には二人の隊長があり、一人は教師によつて選ばれ他の一名は組全體から選ばれたものであつて共に教師の支配をうける。此等の隊長は特に公衆意識を明瞭に自覺せるものでなければならぬ。教師の賛同を得て、次の事項に關して隊長は責任を持つ事とする。

教師不在の時には組を取締り管理する。

組の一般安寧に關して。

ハ 組隊長は、警備的職務に關しては學校隊長の指揮を俟つこととなる。

ニ 學校隊長は校長によつて任命される。

學校隊長には次の如き種類がある。

隊長。次長。校舎係軍曹四名。一等兵四名。

ホ 學校隊長は競技の最上指揮官である。隊長の命令に服従せぬものは即ち學校の教育に反抗するものと見做されるのである。

ヘ 隊長の職務は學校の安寧秩序が支持されてゐるか否かを監督するに在る。

此制度の目的は地方並に帝國の政治組織に關する實際を理解せしめ、公民に委ねられたる權利と義務との觀念を了解せしめんとする、初歩的實習をなさしめんとするに在る。更に學校を卒業せんとする生徒を目的としては特に商工業史研究の手引として次の如きものを教ふる

事とする。

諸種政治團體の選舉法。教區 市町、參事會員の義務と權利。地方政治。教育。貧民救濟法令。公衆衛生。鑑札免許狀。港灣當局者。地方並に國家の司法及び財政制度。議會議員選舉。政黨組織。内閣及び行政に關する各省。帝國政府と外國との關係。

五 組織的地方研究並に教區年鑑編輯の考案。

(Suggestions for Organising Regional Study and maintaining a Permanent Regional Record in a Parish) — By the Earl of Lytton —

一 目的。

- 1 完全なる歴史的調査と郷土史を編纂する準備。
- 2 調査の參考、例示品陳列所として地方博物館の設置。
- 3 此企圖によつて教育的最大効果を確保する事。
- 4 此企圖、運動には各生徒を獎勵参加せしめ、彼等の觀察力を増進せしめ、彼等の環境に對する興味を鼓吹し、彼等の知能啓發の機會となす事。
- 5 學校並に學校の企圖運動をばその周圍の土地人士に興味の中心たらしむる事。
- 6 教師と生徒、並に一般地方人士との協同動作を確立する事。

二 順序。

- 1 此題目に關しての相談會を開催。
- 2 その教區研究の爲に地方調査協會を設置す。
- 3 學校は其教區の地方博物館と認めらるべし。

三 現代の教育



- 4 教師と生徒とが同一興味を持ち、互に協同する事を奨励する事。
  - 5 此調査並に記録は學校に於て着手しその完成を期すべく。教師並に上級生は此運動の幹部會員となるべき事。
  - 6 地方少年義勇團並に其他の地方團體も興味をもつて此運動に協同する事。
  - 7 本協會の全員は必ず彼等の作つた觀察記録を記して學校に提出し、本部記録の参考に資する事。
  - 8 各員は彼等の發見による興味ある品物、例へば燧石、貨幣、化石、土器類等。又現代のもつても地方の歴史的興味のあるものを必ず學校博物館に寄贈する事。
  - 9 各員は教區にある古建造物の歴史的記録を製作し、又自己の住む家屋に關しての由緒、傳説等を指導し、以て資料援助となす事。
  - 10 更に各員は博物學及び考古學に關する參考書物を提供し、或は展覽の材料等の設備に援助を與ふべきであつて、地方的興味を惹く事物の寫真とか繪畫をもつてその説明をなす爲に生徒が自ら之等と製作する事は最も望ましい事である。而して一般兒童に地方博物館を時々訪問する事を奨め、その上特別の研究の爲には書物とか材料とかを貸與して、子供が自然と自己の所有物及び環境に對して觀察の眼を注ぐ機會を作ることが大切である。
- 三 調査範圍。
- 1 教區の地圖。或は調査土地の地圖。地圖面には田畑、垣、道路、小徑、森、河、池、住宅數及び名稱を明瞭に掲げねばならぬ。
  - 2 此地方内の歴史的記録及び各土地の生物に關して出來うる限りの觀察事項を毎年記録保存——其名稱と其數量等——即ち所有地の變更。作物の循環法。動物の生活狀態。渡鳥の到着と出發特殊なる天候等。

- 3 次の項目の實測地圖。
  - イ 地質學。
  - ロ 農作物。
  - ハ 水道。
- 4 古代の建築物紀念物に關する由緒の概要、及それに關する書物の目錄。
- 5 現代の建築物建設の日附。改造。所有主の氏名等——の簡單な記述。
- 6 此地に棲息する獸類。鳥。蝶。昆虫。木。草。灌木。野生の花の分類表。
- 7 古代及び現代に亘る總べて歴史的由緒のある遺品、參考品の記録。
- 8 地方的植物及動物に關する説明。出來うべくんば實物標本——鳥、巢、卵、蝶、蛹等——があればよい。若し此等の標本が集つた時には適當に保存し充分なる裝備を施し、分類表を作らねばならぬ。
- 9 領内の貴族。教區の牧師。他の宗派の牧師。學校長。教區參事會員。教區に於ける其他の著名なる人々の名簿。
- 10 一九一四年——一九一八年の大戦に於ける本教區の活動の記録及び其他特別な時期に於ける活動の記録。

六 地方研究に關する科目要領

- 一 都市學校の地方研究に關する考案。(By Valentine Bell.)
  - 1 子供の環境は子供の教育に極めて重大なる役目を演ずるものである。故に學校は其學校所在地。學校との關係を密接ならしめねばならぬ。學校は修道院ではない。教師の訓練について最



2 も注意すべきは教師がその學校所在の地方を充分理解せずんば決して教育的効果の成功は期し難いといふ事である。地方研究は生ける公民教育の最良なる實地演習である。又此研究に伴つて起つて來る他の利益の如何なるものなるかは既に教師も悟る處があるのである。教師は、市役所、圖書館、地方博物館、地方諸協會（考古學會、植物學會、寫真會等）の所藏にかかる記録、報告書類等を利用せなければならぬ。大抵の都會には價值のある參考書例へば古印刷物、圖面、地面等が圖書館や博物館に藏ひ込まれて見る人もなく塵に埋れてゐるものである。

要するに地方研究は子供の教育と地方との關係を密接になすことが出來ればその効果は收められるものである。

- 3 地理科。地形。交通の方法。商工業。人口等。
- 4 歴史科。古の莊園。地方の古記録と古地圖。娛樂、遊戲。旅行方法の發達。古の道路税關門古建築物（領主の邸宅。教會。城。寺院。門。小屋）罪人の刑罰。（警察所、昔の警備吏小屋。）旅館及町名。昔の産業等。
- 5 圖畫科。地方の商工業に關係ある事物の略圖。昔の教會、城等の詳密圖。ノルマン。コミック。チユードル時代の門、瓦等。
- 6 歴史教科書中の繪畫。地方的草花等。
- 7 書方及作文科。地方的興味のある題材。文學科。誕生地又はその地方に關して詠嘆をなせる作品は興味を惹起するものである。地方の紀念物、彫像とか碑とかいふものについて地方民が屢々閉却してゐる事が多い。
- 8 算術科。調査には此科が最も實際的役目を演ずるものである。公園實測。河川、商業工業等

9 の實地統計。健康保全委員の報告。（實際的に比例、少數、グラフ等の應用となる）

自然科學並に自然研究科。小學生徒に於ては彼等の周圍の現象を説明してやらなければならぬ。題目——工場、煙突は何故倒れぬか？——何故水漕が屋根の上にあるか？——何故乗合自動車は動くのか？——何故此所には砂利が出て彼所には石灰岩が出るのか？——地方植物の種子散布について。等。

二 ロンドン市北ランベス區ローラード街公立小學校の事業 (Lollard street L. C. C. School, N. Lambeth, London.)

1 地方調査。

- イ 北ランベス區の陸軍測量地圖（普通の記號でもつて説明する）
- ロ 區の鳥瞰圖（學校の最上階とか附近の小丘の頂上等から見た）及地圖を辿つて家に歸る方向指示。著名な建築物——教會、工場、瓦斯溜等を記載。
- ハ 區の地勢。（人口密集地では昔の時代の）——地圖を作る。
- ニ 區の簡單なる地質學。（下水工事等。鑿井の地所。）
- ホ 區の植物。（人口密集の地方では公園及び他の廣場にある農作物は極めて興味あるものである。）
- ヘ 昔の地圖と比較して現在の區の發展。（地圖に記載の莊園及び昔の邸宅。鐵道、電車、乗合自動車の影響が明かに知られる。）
- ト 區に關する古老の話。（3を論ずる時、有益なものとなる）
- チ 教區の法規及び吾人に與へたる影響。
- リ 街（街名、建築様式、建築の時代）

三 現代の教育



ヌ 旅館。料理店。(評判。——酒造所。)  
 ル 区の娛樂物。(クリケット。蹴球等。吾祖先の娛樂との比較。古の舞踏の復活。)  
 ヲ 区にあるもので善悪兩様に影響を與へるもの。(活動寫真館。料理店。運動遊戯場。教會。義  
 ヲ 勇團。少年禁酒協會。工藝品展覽會。)  
 ヲ 區の交通機關。(鐵道。馬車。地下鐵道。自動車。電車。水路等。改善の提案。)  
 ヲ 公園及び運動遊戯場。(種々特色を比較)  
 ヲ 地方的産業。(衰頹せしもの、衰頹しつつあるもの、現時隆盛なるもの、盛衰の原因。)  
 ヲ 重要建築物。(議事堂、圖書館、公設浴場、教會等。)  
 ヲ 地方有力者。(市參事會、保護委員會、警察署等。)  
 ヲ 地方の食糧。(市場、ミルク供給所等。)  
 ヲ 地方の衛生情態。(衛生委員の報告。出生、死亡率のグラフ等)  
 ヲ 建築術の發達。ラムベス宮殿。ラムベス教會。十八世紀及十九世紀初期の住宅。  
 ヲ 住民の娛樂。地方娛樂の調査。——競技。ケンニングトン競技場。運動場。活動寫真館。  
 ヲ 音樂堂。料理店。昔風の園遊會。ボックス、ホールの園遊場。ラムベス沼の鴨獵。メイ  
 ヲ ールの祝日。競漕。  
 ヲ 疾病の豫防と手當。——衛生委員の報告。舊教區の記録。病院。施療院。傳道醫療部の調  
 ヲ 査。  
 ヲ 地方政治——ラムベス地方當局に關する調査。舊教區委員。教區委員議事堂。舊、新、市會  
 ヲ 議事堂。

2 歴史科(上級生四級)

イ 上級生は學校區の調査研究をなし。此方法を擴張して行けば英國の社會及び産業歴史の初歩  
 的 理解を得るに至るは明かな事である。  
 ロ 必修題目。  
 ハ 歴史の一覽表、各世紀のつきて。著名なる年號。  
 ハ ブリトン人。地方的條款。昔のラムベス。ポリアテイシアの像。  
 ニ ローマ人。オールド、ケント街道。州議事堂の基礎工事の時發掘したローマ人のボート。  
 ホ 海岸にあるローマ人の浴場。  
 ヘ 土地。賣地廣告の揭示板。フリーホールド、カビーホールド、リーズホールドに關する地方的  
 の 例。ドームズデー、ブックの記録に記載されてあるもの。ベドラー區の地價の騰貴。等。  
 ト 町の發展。一五九三年。一七五〇年。一七九七年。一八二〇年。一八七〇年のランベスの地  
 圖。ランベスの昔の状態。  
 ト 産業の發達。ランベスの過去及び現在の産業。地方労働組合。及び共濟會。  
 チ 外國人からの恩惠。グラス、陶器、製造移人の手引。(ベネチア人及び和蘭人)  
 リ 旅行法の發達。ランベスの交通機關の調査。鐵道。地下鐵道。電車。馬車。辻自動車。自動  
 ヌ 車。ケンニングトン門を通過せるブリトン街道。昔の旅舎。  
 ヌ 刑罰法。警察署。ランベス警察裁判所。昔の道路に在つた警備所。ケンニングトン古代の絞  
 ヌ 首臺。  
 ル 住民の宗教的生活。種々な地方の教會及び寺院等の調査。ランベス宮殿バンヤンズホール。  
 ヲ 教育の進歩。地方の小學校。夜學校。工藝學校。專門學校等。ランベス教區學校。トゥデス  
 ヲ カント・エリアス、アスモール博物館。



## 四 成人教育

Arthur Greenwood. - The Education of the Citizen 1920.

110

### 一 緒論。

#### 1 序言。

本冊子は市民の教育に就て述べるものである。市民の教育と云ふても將來市民となるもの、教育ではなく、已に成年に達し、成人としての責任を擔ひつゝあるもの、教育である。

成人教育事業は戦前極力行はれたものではあるが、成人教育の分野を研討調査して、此上更に發達せしむるために採るべき政策の準備としての研究が遂げられては居ない。戦時中、古き世界は崩壊し、人心翕然として新しき世界の建設に向ひつゝある時、成人教育に關する這般の問題の必要が痛切に感ぜらるゝに到つた。

ロイド・ジョージ氏の任命に係る改造委員會は成人教育問題を調査すべき副委員會の任命を決定し、此の副委員會は間もなく改造大臣下の委員會となつた。その顔振は夫々成人教育の諸相に關係のある人々や、成人學生の要望の如何なるものなるかを熟知する人々であつた。その他労働者教育協會、労働者大學、協力運動、成人學校運動、基督教青年會等を代表する役員は直接委員に成つて居ないにせよ、之等の團體の活動に利害關係を有する人々が委員中に在り、その他労働者を雇傭しつゝある人が二人、トレード・ユニオンの役員が四人、中學教育側の有力な代表者が一人、地方教育行政と全國教師組合とに關係を有つ人が二人、夫々委員に任命せられつゝある。

委員會の審議調査すべき事項は「英國に於ける成人教育（専門的即職業的教育以外の）施設及其の可能力を考察し、且つその發達を企劃する事」であつた。

#### 2 成人教育委員會の事業。

##### 第一回報告。

委員會が最初に逢着した問題は、公民としての責任を負擔せんとし、自己表現の機會を見出さんとし、必要な知識を得んとする切なる希望を満足せんとするも、社會の事情、産業上の事情が障礙をなし、人をしてその意を遂げしめないと云ふ事であつた。そこで委員會は先第一に成人教育を施行する上に必要なりと思惟せらるゝ社會上産業上の改善を論ずることを決議した。これが委員會第一回報告の内容をなすものである。

##### 第二回報告。

壯年者を軍隊に募入した結果、之等の人々を教育すること云ふ新しい問題を生じたので委員會は此壯丁教育の問題に特別な考慮を拂ふべき事を決議し、軍隊教育に關する報告を作り、此委員會の所論は多く政府の採用實行する處となつた。尙その後委員會から此問題に對して提案した處は、最終の報告に收載せられた。

##### 第三回報告。

審議の間に、委員會はその成人教育計劃中に、圖書館及博物館の位置を考慮する事の必要を感じたのであつた。ドクトル・アヂソン（改造大臣）が亦委員會に對し、圖書館及博物館の問題に就て、更に廣い見地から考慮し、その報告を提出すべき事を求めた。斯くて、委員會の第三回報告は圖書館博物館に關する問題に充てらるゝ事となつた。第四回報告。



成人教育に關聯して起る様々な重大問題に關する考察が第四回報告、即最終報告の主要題目である。本冊子に於て特に述べんとする事は第四回報告に述べられた委員會の主張に就てである。

然しながら、前三回に渉る報告が等閑に付せられていゝと云ふ譯ではない。讀者は須らく之等の文書、特に第一回及第三回報告に収録せられた問題に關し、委員會の爲した提案を知悉する處がなければならぬ。

### 3 成人教育委員會の最終報告

報告に現はれたる一般。

成人教育の問題に關し熟知せんと欲する人々は、最終報告を讀まなければならぬ。而して此文書を知らんとする人のために、その報告の一般を概説する必要がある。

#### イ 調査。

始には成人教育に關する調査を報告の中に收めやうとしたのであるが、是は到底不可能とせられた。尤此報告を讀む人は、一八〇〇年以後の成人教育の略史を述べつゝある第一章を讀んだ後、附録第一を通過するを要する。此附録には成人教育に關する概要を載せてある。尙附録は三部に分れ、第一部は英國に於ける成人教育を要論し、大學、地方官憲及有志團體の活動の概要を述べて居る。尙その他に成人教育の特殊相に關する記録及成人教育の實施せられつゝある地域を載せてある。その中の一節は婦人及成人教育の問題に充てられ、その他の一節には田舎地方に於ける成人教育に關する記事がある。附録第一の第二部は戦時に於ける成人教育の發達、第三部は諸國の成人教育の状況を簡單に叙述しつゝあり。

#### ロ 調査の内容。

附録第一を考察した後、讀者は第二章、第三章、第四章に進むべく、是には成人に對し更により高等

なる教育 施す必要あること、成人教育とその他の運動との關係、成人教育の機關、標準及方法、過去の經驗の與ふる教訓、成人教育の缺點等を論じつゝある。

#### ハ 具體的提案。

報告のその他の部分には、委員會の具體的提案を述べて居る。第一に成人教育で教授せらるゝ題目の範圍を擴張することの必要を論じて居る。次に左記四標題の下に成人教育の發達を謀る提案を爲しつゝある。

#### 大學（第五章）

#### 地方官憲（第六章）

#### 有志團體（第七章）

#### 國家（第八章）

是等各章で論じた事は、當然教師の供給増加を必要とするので、第九章はこれに就て論じて居る。田舎に於ける成人教育の發達は特殊な問題を提起する。この事は第十章に述べられてある。委員會は専門的教育と人間的教育との關係に就て論究することの必要を思ひ、第十一章に於て専門教育の一般問題、近代産業に於ける専門教育の位置、その缺陷、その可能性等にする委員會の意見を述べてある。最複雑にして且つ根本的な問題であり、又報告に現はれたる他の部分と密接な關係のある問題は「成人教育の機關とその財政」と云ふ特別十一章に述べられつゝあり。報告の最後の章は總括であり、結論であり、委員會の主張であり、提案である。

尙ほ他の四附録は成人教育に關係のある政府の他の委員會の報告の抜萃である。

### 二 成人教育要領。

#### 1 成人教育の發達。



過去一百年間に成人教育は様々な形勢を経て發達して來た。その經過は夫々時代の氣分を反映し、時代の利害を反映し、それに宗教、物質科學の進歩、安價な文學書の弘布、一般向の出版物の發達、共同組合や、トレード・ユニオンズ、チャーターズや更に近代の政治的發達等様々な方面から啓發せらるゝ處があつた。

十九世紀は、その窮極の結果の如何は兎もあれ、兎に角に右に擧げた様な多様多岐の經驗をなし、各方面の理想に觸れた人々は、成人教育の必要を痛感し、精神を精明にして、多方面に活らき得る力を増進することの必要を知つた。斯くて當時の教育制度が不備なりしにも拘らず、豊富な知識を具有する人が多かつたし、世の人に教育を得させることに苦心焦慮する人も尠からずあつた。

斯くの如くして十九世紀に行はれた教育的活動はその儘の姿で長續するものは少かつたが、それが遂に十九世紀末の成人教育運動を化成するに至つたのである。

成人教育運動の中で、その主なるものを擧ぐれば、成人學校運動 (Adult school movement)、協力運動 (Cooperative movement)、大學擴張運動 (The University Extension movement) 等であるが、之等の運動は遂に是に成人教育の傳統を作るに至つた。小學教育の布及、労働者に對する選舉權の擴張、トレード・ユニオンズムの發達、労働者に於ける新な政治的自覺等は、恰も到來しつゝ、ありし教育改造して有利の事情となり、大戰争前の幾年かは成人教育方面に顯著な活氣を呈したのである。右に擧げた様な色々の運動、それに又労働者大學と云ふ様な施設は時代の新しき運動、新しき施設に刺戟せられて更にその氣勢を高め、戦前には労働者教育協會、ラスキン・カレッジ、労働大學及新しい型の隣保館等が現はれ出づるに至つた。之等は總て新しい教育的要求の現れである。次で戦時には成人教育方面に非常な發展を觀、その機關は必しも教育を主とするものではないが、他の方面か

らも成人教育の實を擧げて行かうとしつゝあつた。基督教青年會の事業の如きはその尤なるものである。

表面から見ると、成人教育に關係のある多くの運動は、その施設、その事業等に於て必しも同一のものではない。夫々設立せらるゝに至つた動機を異にし、事情を異にするが、然し表面的には何等の關係がない様に見えても、之等の間には夫々消息相通するものあり、その結束亦存外鞏固なるものがあつた。要之、成人教育上の施設は必しもその種類と内容を問はうする事を必要とせず、直接成人男女の生活に觸れなければならぬと云ふ事はない。唯成人教育は社會に永久的な位置を得、多くの人が成人教育運動の影響を受け、成人教育が他の社會的機關や社會生活と密接な關係を保ち、而して總て社會の多くの機關と共に共通の目的を認め、それに向て努力する處あれば良いのである。

## 2. 成人教育の目的。 委員會は云つてゐる。

「十九世紀に於て、成人男女の要求に適したる、より高等なる教育組織を作り上げんが爲め、絶へず努力され來つたと云ふことは、これは決して單なる果敢なき興味や一時の流行の結果ではなく、社會の人々が一生を通じて自らを満足せしむるに足る何物かを學ばうとする要求に基いたものである。」

此一生を通じて自ら満足せしむるに足る何ものかとは果して如何なるものであるかは遽かに云ふ譯には行かない、人の性格にも依れば境遇にも依る事で、その求める處は各個様々である。此個人的要求の外に成人教育を發達せしむるに到つた別様な動機がある。それは主として社會的要求である。即ち、知識を布及すればする程社會の進歩は有力に助成せらるゝと云ふ信念である。即ち、成人教育の目的とする處は、個人の知力を發達させると云ふ事よりは、更に賢明な市民、更に良き社會的秩序



を得る基礎を成就せんとする事である。

委員會の第一回報告に非職業的大學の兩面の動機を説いて、

「男女の成人をして教育を要望せしめる動機の一面は個人をして完全な發達を遂げしめんとするに在る。即ち、知識を求め、遺憾なく自己を表現し、自己の知的、美的及精神的要求の満足を求め、より充實した生活を求めんとする處に根柢する。換言すれば、人間としての人格を認識せんとする處に在る。又他の一面には社會的動機がある。假に労働者に就て云へば、彼等をして教育の必要を感せしめる主なるものは社會的目的に在る。教育の寄與する力は彼等をして人間社會の共同目的を理解し、之を解決せしめるものである。随つて、多く場合に於て労働者が教育を得んとする努力は特に政治的、社會的、乃至産業的組織の一員としてその責任を盡す事が出來得しめる様な方面に向けらるゝ。」

是に注意すべきは兒童や青年の教育の必要な事は云ふ迄もないが、それが如何に發展して居やうとも、成人教育の必要は一毫を減すべき理由がない。その點に就て委員會はその報告第一に於て述べて曰く。

「成人の興趣を感ずる様な問題は若い人々にとつては無意味な事である。……教育とは繼續的過程で、生徒の年齢と經驗に依つてその形式と方法を異にするべきであるが、然し人間の永久の要求を示すものでなければならぬ。随つて、兒童や青年の教育は如何に發達して居やうと成人教育の施設は永久に必要なものでなければならぬ。」

尙ほ、バリオール氏（委員會の議長）は成人教育委員會の最終の報告に於て或種の提案を試みて居るが、委員會の結論は此提案に基いたものである。その提案中の一二を摘記すれば、

「成人教育は二三の特別な人の爲めにする贅澤なものと考へられてはならぬ。又成人となつて世の

中に出た僅の期間の必要に應ずる爲めのものと考へられてはならぬ。成人教育は國家として永久に必要なもの、公民的素養とは分つべからざるもの、随つて世間一般に行はるべきものであり、終生行はるべきものでなければならぬ。」

「成人教育を受けると云ふことは、全社會の利益のために、全社會を通じて一様に而て組織的に擴張せらるべきもので、成人教育を受ける事は個人の重大なる義務とせらるべきである。随て成人教育機關に對してはあらゆる奨励と援助を與ふべく、斯くて夫々成人教育機關の事業を發展せしめ、國民教育系統中に適切なる位置を發見する様ならしめなければならぬ。」

是に委員會が成人教育の目的並にその必要に就て結論せる處を要約すれば、

- イ 成人教育は恒久的なる必要に基く。
- ロ 兒童や青年の教育は何程發達しても、成人教育の要求を満足することが出來ず、永久に獨立した成人教育の必要を認める。
- ハ 成人教育の必要は、

知識を求め、その個人自身を發達せしむる爲め、更に賢明なる公民を養成し、更に完全なる社會的秩序を建設せんが爲め。

- ニ 随つて、社會に成人教育機關を整備せざる可らず。

- 3 成人教育とその原則。

成人は一般の人が考へて居るとは異ひ存外教育の可能力を有するものである。亦當に然るべき理由がある。それは、

- イ 廣い意味に於ての教育は産業生活を營む事に依つて、又共同な目的を有する人々と相交はる事に依つて繼續して行はれつゝあること。



ロ その生活しつゝある世間の経験は中等學校等では得られない様な豊富な教育的背景をなすこと。

一三八

ハ 三人に依つて境遇も異ひ性格にも多大な差異は有らうけれども、兎に角人間の精神の發達、随つて教育の可能性は現在の最長期の教育の終に臨んでも尙繼續すること。

なのである。斯くて成人教育は永久に可能であり、且つ必要なのである。その人の教育に缺陷があるから、乃至年少時に廢學して教育を中絶したから必要だと云ふのではなく、小學校や中等學校の教育では、實生活に當つての必要を充たす事が出來ず、成人になつて始めて居らるゝ経験に基く教育に依つて始めてその必要を充たす事が出來るからである。

成人教育は他の教育とは異ふと云ふのは、若年の者は全然教師の管理の下に學習するのであるが、成人は自ら學習の責任を負ひ、又若い者の専門の研究は直接の自的に支配されるが、成人の學習の動機は之と異ふ處がある。加之成人に於ては人生の経験が豊富なものがあるので、その學習に對し了解する處が亦深からざるを得ない。

成人教育の場合には他の場合とは餘事情が異ふ處がある。経験に徴するに、非職業的成人教育は生徒相互の協力の下に行はれなければならず、生徒自ら學ぶ事を大體決定してかゝると云ふ風である。換言すれば成人學級は自治的なものでなければならぬ。そこで、教師は生徒の希望し歓迎する人でなければならず、學習する課程は教師と生徒とが十分熟議の末に定められなければならぬ。集會する日時、場所その他委細の事は生徒全體の要求に依て決せられなければならぬ。

互に忌憚なく論じ合ひ、各自の経験を交換する事が成人學級に於ける主要な仕事の一である。蓋し斯くして始めて社會共通の素養が出來上り、各自の見解は互に是正せらるゝに至るからである。教授の自由、而て論究の自由は成人教育に於ける根本要件とする處である。

既に述べた通、成人教育の背後には強烈な社會的動機がある。生徒は複雑にして紛争多き社會の問題を解決するに足るだけの更に多くの知識を求めんとしつゝあるのである。斯くて成人生徒は實際生活の紛争問題に對し十分な洞察力を得る方法を求めて居るのである。或地方では成人學級で社會上の紛争問題に關して論究することは良くあるまへと考へ、或處ではこれを禁じて居る處もある。然ながら、委員會の報告が指摘する様に、「政治的社會的乃至産業的利害の問題は大部分多分に争議的性質を帯ぶるものである。成人學級に於て紛争問題に關係ある事項を除外するところか、社會生活、社會組織上の問題に對しては人夫々觀る處を異にし、その間に多大の徑庭があると云ふ事は、成人教育に於て社會的紛争事項に對し十分な研究と十分な論議を盡さしむべき有力なる理由となる」のである。斯くて成人教育に於ては争議問題に關する研究を除外する譯には行かない。若しこれを除外する様だと成人教育に待つ處多き社會的教育と云ふ事を中心生命を失はしめる様になるからである。社會政策上の難問題は成人學級に於て十分に學ばれ、相互の尊敬と雅量の雰圍氣の中で自由に論議せられなければならない。

成人教育に於て生徒の一團又は教師がその學級に特別な空氣を作り、特別な色彩を加ふる様な事があるかも知れぬと云ふ虞がないでもないが、斯る風の教育は努めて避けなければならぬ。此點に就て委員會は「教師や生徒の抱懐しつゝある特別な意見は教育ともつかず、プロパガンダともつかぬものである。成人教育をして眞の教育たらしめるものは教師の豊富な學識並に立派な性格と生徒の眞面目な事と根氣よく繼續し學ぶ事である。」

眞面目な教育的努力こそ獎勵せらるべきである。委員會は述べて曰く、「此成人教育を眞面目に遂行する事が社會に最大の利益を齎らすものでなければならぬ。蓋し、公明な輿論が各種各様な成人生徒をして問題に就て仔細に考慮せしめ、各その立場に立ての意見を吐露せしめる事に依つて得られ易



いからである。真理は多方面である、随つて色々な異つた見地から紛争問題を研究論議する事に依つて始めて妥當な真理を得る事が出来るのである。加之吾人は教育は安全辯であると主張するのである。豊富な知識があり、深い考があれば、半面の知識、半面の考に基く偏見に囚はれる様な事はなく、何物に就ても餘りに學ぶ處が寡いからである。國民の福祉を脅威するものは成人生徒が事物に就て特別興味を覺へてその研究をする事に基くものに非して、生徒の大多数がそれに興味を感せず、それを研究しやうと思はず、市民の義務を盡す爲めに自ら學習せんとする努力がなく、社會の組織立つた活動を起さうとする努力がないからである。」

イ 成人教育に於ては、生徒が強い責任感を有すると云ふ事、學問をする事を望む動機及世の中に立つて得たる經驗等が彼等の學習に特別な了解を與へる。此點に於て他の一般の教育とそ

の消息を異にする。

ロ 成人學級は出來得る限りその自治に任せらるべきである。

ハ 成人教育では意見の發表論議は自由ならざるべからず。

ニ 社會に於ける争議に關する問題は成人教育の内容から除外されてはならぬ。

三 成人教育實際の狀況。

1 成人教育の形式。

成人教育は多岐多様に行はれつゝあるので、一定の形式に當てはめて考へる譯には行かない。委員會は成人教育を定義して、

「男女の成人がその知識を求めんとする渴望を満足すべく、公民として又社會の一員としての責任を

盡さんが爲めの素養を作り、而て自己を實現せんが爲めの努力である。」と云ふて居る。斯う廣義に解釋すれば、組織的なものも非組織的なものも、一切を包容することになる。多岐多様の成人教育形式を適當に綜括する事は困難ではあるが、これを次の如き主なるタイプに分類する事が便宜である。

イ 大學チュートリアル・クラス (University Tutorial Class)

此クラスは成人男女を收容し一級三十二人を限定とする。三年間繼續の課程で(普通冬季)、一回二時間宛一ヶ年二十四回の講義を聴く事になつて居る。その學科は繼續的で、程度は高く、學生をして眞面目に本を讀ませ、定期に筆答もさせる。

生徒と教師は協力して議論を闘はし、此學級の指導に當る教師は大學聯合委員會 (University Joint Committee) から任命せられ、教授題目に關係のある圖書の閲覽を許される。尙ほその級の組織の上で細々した事は學生の方で然るべく處理する事になつて居る。

各大學で行ふ、チュートリアル・クラス全體を綜括して管理するものは大學聯合委員會である。此聯合委員會は學生側の要求を聽て夫々チュートリアル・クラスの教師 (Tutor) を任命し又所要の教科書を供給する。それから又、チュートリアル・クラスの學生の爲めに夏季學校をも經營する。

エングランド及ウエールズに於ては、チュートリアル・クラスの經費は大體大學聯合委員會の負擔する處である。支出の主なる項目は教師の俸給、旅費、クラスの圖書室用の書籍費及管理費等である。その經費は大學の支出、教育局下附金、地方教育官憲の下附金等である。

ロ 一ヶ年學級 (One Year Class)

成人教育の形式の中で、一ヶ年學級はユニバーシティー・チュートリアル・クラスよりも、その種類が更に雜然たるものである。一ヶ年學級とは或季節に行はれ、その講義は普通二十回乃至二十四回で



ある。これは地方教育官憲の保護や政府の下附金を受けることもあれば受けぬこともある。故にその形式は様々である。唯一教師の下に一季節間継続的に學ぶと云ふ事がその一般性質である。

一ヶ年學級は大學聯合委員會で行ふこともあり、地方教育官憲が經營する非職業的な成人教育を施す普通の方法である。又有志團體の手で行はるゝ事もある。時には地方税の補助を受ける事もあり、國家の補助を受けることもあり、双方を受けることもある。經費が少い時には特志の教師が出講し、何等公の機關の援助を受けないで行はるゝ事もある。

斯くて一ヶ年學級と云ふても、そのタイプは様々で、是がその缺點であると共に又その長所でもある。

#### ハ スターデー・サークル (Study Circle)

スターデー・サークルは二三週間か二三ヶ月にかけて、少人数の人々が多少規則正しく集會して、共に學習をしだり、意見を闘はしたりする機關である。是非公式のもので、會員の家の爐邊に集つて自由に行ふと云ふ様な工合のものである。

#### ニ 講演會 (Courses of Lectures)

公開の講演は公衆に知識上の興味を喚起する方法である。而て特別な問題に興味を有ち、それを研究しつゝある聴講者は絶好の参考となる。

大學擴張講演は各地方の中心地で開催せられ、(特に劍橋、牛津、倫敦等の諸大學)その講演會の前後に此種の講演會を開いて細い點に就て會員相互の意見を闘はし、大學擴張講演を完全に了解する助とする。斯る種類の講演會は普通労働者教育協會の大部分、成人學校、協同教育會その他文學協會とか哲學協會とか云ふ様な多くの地方團體の主催で行はれるのを常とする。

#### ホ 夏季學校 (Summer school) 及夏季集會 (Summer meeting)

大學聯合委員會の保護の下にチウトリアル・クラスの學生のために夏季休暇期間夏季學校が開かれる。學生は一週間乃至それ以上それに出席して専念研鑽に耽るのである。夏季學校に於て養成せられた團體精神乃至専門學校の精神の影響はその効果尠からざるものがある。尙ほ夏季學校に於ては學生は唯寄宿料を支拂ふだけで、授業料は免除せられ、經費は主として大學の補給、地方教育官憲の下附金、又は教育局の下附金で支辨せらるゝ。

大學擴張運動の一端として、牛津と劍橋の兩大學は幾年かの間交互に夏季集會を催しつゝある。是は前に述べた夏季學校と異ふ。第一その會衆が非常に多い事、第二、その性質が外延的なること、等である。

必ずしも大學の經營ではなく、ラスキン・カレッジ、ウード・ブルック・セトルメント等の如き専門學校や準専門學校で施設するものもある。或は又協同運動の様な團體の經營に依るものもある。

週末講演學校 (Week-End Lecture School) は成人學校運動や協同運動はの教育的事業としては重大なる一面である。

#### ケ 地方の協會 (Localized Societies)

文學的、哲學的、科學的諸會合、音樂、劇の會、博物の會、運動競技會等は全國に散在しつゝある。之等は趣味に學術に不斷に國民を啓發する。之等の會は主として娛樂的のものであるが、然しその教育的刺戟を與へ、教化的に多大の價值ある事は云ふ迄もない。

#### ク 教育機關

大學。大學に依り程度の差こそあるが、夫々ユニバーシティー・チウトリアル・クラス、大學擴張講演、夏季學校、夏季集會等を經營する。チウトリアル・クラスや、夏季學校の經營には大學やカレッジは労働者教育協會と協力する。



カレッジ等。労働者の専門学校（例へばモーレー・カレッジ、ワーキングメンズ・カレッジ等）は他所（学校所在地外）居住者に非職業的教育を施す。ラスキン・カレッジ、レバー・カレッジ等は居住者の爲めの学校、トレード・ユニオン方面からその生徒を探る。ラスキン・カレッジは協同運動の方からその生徒を探る。隣保館は亦教育事業を行ふ。新來の移住者の爲めにセトルメントは主として初等教育を行ふ。セトルメントはその他チャトリアル・クラス、一ヶ年學級、スターデー・サークル、講演會等を経営し、新しい型の専門學校的教育を行ひつゝある。

地方教育官憲。委員會は之等の活動を叙して、「エングランド及ウエールズに於て地方教育官憲の爲した教育助長運動は主として職業的のものである。……職業を主とせざる生徒は出席缺席が自由であるが爲めにも依るが、格別な數には上らない。地方官憲の手で行はれた教育的効果の主なるものは市立技藝學校で、これは職業を旨とするものであるが、然しその本質は人間的で、高度の教化的價値を有す。

尙その他地方官憲は有志團體の組織した一團の生徒の爲めに教室を提供し、又大學のチャトリアル・クラスや大學擴張講演に下附金を寄與する。

有志團體。成人教育に有志團體の力を過大に見積る譯には行かない。有志團體には二種ある。一は教育だけを目的とするもの、二は或特定の目的を有し、それに關聯して教育的事業を必要なりとするものである。労働者教育協會は前者に屬し、協力運動の如きは後者に屬する。成人學校運動や基督教青年會等は共に宗教團體であるが、前者は多年組織的な教育事業を行ひ、又戦時に於ける後者の教育的努力は亦非常なものがあつた。

### 3 成人教育の缺陷。

成人教育の主なる缺陷にしてその弱點とする處は二ある、一はその周圍の事情及境遇に基いて來るも

の、二は教育の方法及組織に依るものである。

前者は産業的社會問題を惹起する虞がある事で、斯くて豊富な知見を養ひ得た人々は現在の良しからざる社會状態を推倒して、自分達の意見をその儘に實行したいと思ふ様にならしめる事である。後者は成人教育に當つて適當な書籍が得難い事、個人的教授を徹底し得ざる事、十分な時間だけ十分な教育を得られざること、計劃が十分組織的なるを得ざる事、その實施が間歇的なること、生徒の精力と熱心のみ依らんとすること多きこと、難解な疑問を緩くり全體から考へて解決せしめず即席に解決を與へんとする事等である。その上に又その研究學習する範圍が餘りに狭きに失する事が亦成人教育の弱點とせられなければならない。

結局成人教育の弱點は國家の教育的資財が未だ十分に利用されて居ない事に基く。事實國內の主なる教育機關は未だ成人教育に對して十分注意を拂つて居ない。眞に成人教育を振興せしめんとすれば、須らく更に／＼その組織を整頓し、更に多くの經費を投じ、而て國家の教育的資財を活用する處がなければならぬ。

## 二 經營に關する提案

### 一 成人教育組織に關する提案。

1 學科の範圍を擴張すること。  
成人教育をして國家の教育系統に於ける正當な地位を得しめんとする委員會の提案を觀察して見やう。

成人教育の成功は主としてその生徒の切なる要求に合致して施設經營する處あるが爲めである。成人はその興趣を感じる處は多岐多様である。成人教育に於て、以前には歴史、政治、經濟等の學科が



眞面目な生徒に悦ばれたものであつたが、今はチウトリアル・クラス等で文學、自然科學、音樂等が悦ばるゝ様になつて居る。委員會は更に「學習の範圍を廣くして多方面の成人男女の多岐多様な要求に應ずる様にするが」と云ふて居る。

政治、産業に關係のある學科に對する設備は未だ十分ではない事は云ふ迄もないこと乍ら、さればと云ふてその他の方面に興味を有する人々の要求をも開却していと云ふ事はない。例へば、自然科學の研究の爲めの設備等は更に「充足整備せられなければならない。これは科學者を養成せんが爲めではない」「科學的知識を布及し、人心を科學的に訓練する上から云ふて必要」なのである。一般成人は數學の素養がないので、之等に眞面目な科學的研究を望む事は出来ないこと云ふ人もあるけれども、老練な教師の云ふ處に依ると「科學や數學の初歩的知識すらない成人生徒に自然科學の研究を試しめることは難事でない。チウトリアル・クラスの三年間に現代の進歩した化學や物理學の根本原理を了知せしめ、最難解にして數學的な科學を理解せしめる事が立派に出来る」のである。

同様に成人は更に廣く近代の各國語を知らしめなければならぬ。近代語協會の意見に依れば「戦争の爲めに各國民は互に他を了解して居なかつた事を自覺する様になつた」。蓋し相接觸交渉して國語のアッシミレーションが行はれた結果、各國民の文化を培ひ、之を分化促進せしむるに與つて力あつたのである。又成人教育協會の見解によれば「近代の國語を學ぶことは公民としての義務を行ふ助となり、同時に又個人の修養には重要な道具である。國語を知ることが高き才能を開發し、想像力を養ひ美的鑑賞の力を養ひ、中正穩健な思想を涵養し、自家實現の新しい力を得來る。」

古き大學の傳統に拘はりつゝある成人教育は主知説に囚はれて居る。「教育と云ふ事が無益なものに非る限り、その材料を共同生活に於ける自然の衝動（勞働と休養も含めて）に求めなければならぬ。人生が蕪雜なものに非る限り、教育に依て開發せらるべき精神に觸れなければならぬ。心の訓練と實

際生活に於ける活動との間を結びつけるものは藝術である。藝術は思想と情緒及活動とを結びつけるものである。」斯くて委員會は成人教育には音樂、文學、劇、尙ほ出来る事ならその技能をも含めて計劃せらるべきことを力説して居る。

音樂の學習は二の方面より企てらるゝ。一は合唱、他は音樂の趣味や鑑賞力を養ふ様な問題に就て講演をなし論議を聞はしめることである。

文學は成人教育に於て一般に學ばれつゝあることは既に述べた通りであるが、此上希はしきことは、文學趣味を普及し、批判力を養ひ、古俗謠が出来た様に一般の創作力を涵養する様にありたいと思ふ。

「劇は最一般化の可能能力ある藝術である。進んだ文學的素養が劇に演せらるゝ様ありたいものであり、又必左うならなければならぬ」と委員會に述べて居る。

## 2 大學と成人教育。

委員會の言葉を借りて云へば「大學は成人教育に對して偉大なる貢獻を致した、但し大學は爲めに費す處は彼等の所有する資財の少部分にすぎない。且つ大學は成人教育上必要なりと信せらるゝ設備に就ては特に考慮する處がなかつた。」

大學は成人教育の必要なることはよく承知して居る。同時に更に「多大の經費を支出する事の必要な事も承知しなければならぬ。國家が成人教育にもつとゞ多くの經費を出す様にならなければならぬが、大學も亦更に多くの經費を支出する様にならなければならぬ。」

然し、更に多大の經費を支出せよと云ふても、それは必しも金額に於て多くを支出すると云ふことよりも、成人教育は他に比して極めて重大なるものたることを認め、その比率に於て更に多くの經費を支出する様ならなければならぬと云ふのである。



近年に於ける成人教育の發達は、大學教育に關する考察を新にする様になつた。元來、大學は中等學校卒業後更に滿三年乃至四年落付いて學問をする場所と考へられ、校外生の教育はその餘業とする處で、大學は必しもそれを爲なければならぬ義務もなく、それを等閑に附しても敢て差支はないものと考へられて居た。處が今や大學の意義は擴充して考へらるゝ様になり、學外にある多數の成人男女は従來の大學教育と同様な教育を受ける機會を求めつゝある。委員會の言葉を借りて云へば「將來に於ては、大學はその學生を求めのみに、中等學校へのみ着眼することなく、廣く世間の成人男女に眼しなければならぬ。之等の成人男女は職業に入らんが爲めのみでなく、自己の人格を發展せしめる一助として、又賢明な公共的精神に富む公民としての素養を作らんが爲めに大學教育を要望しつゝある。」

此際希はしき事は、一、成人教育に對し、爲めに費す大學の經費の割合を更に増大することである。二、成人教育を行ふべき大學の機關を組織立て、且つこれを擴張することである。目下の處、大學の成人教育機關は大學擴張課 (University Extension Board)、評議員會 (Dilegacy) 又は理事會 (Syndicate) 及チュートリアル・クラス聯合委員會 (The Tutorial Classes Joint Committee) 等である。而て之等の機關の間には完全な聯絡統一が行はれず、成人教育本來の目的に對し支障尠からざるものがある。そこで委員會は大學にアカデミーの長を戴く一分科が設けられん事を希望して居る。此分科が大學關係の一切の成人教育を管理し、而て聯合委員會や大學擴張課は此分科の中核を爲し、而て此分科で成人教育に關する役員を任命し、大學から支出する成人教育に關する一切の經費を管理して行く事にするのである。

大學に校外生徒教育に關する分科が設けられ、それが今大學が行ひつゝある成人教育事業に力強く盡力することになれば、大學の成人教育施設の總てを組織的に發達せしめ、大學内に於ける成人教育の

位置を鞏固ならしめる様になる。それに大學と一般社會の結合を鞏固にする。此委員會で推奨要望する大學に於ける成人教育に關する分科は大學の耳目となつて成人教育に關する社會の要求やら事情やらを明らかにする事が出来る。

以上述べた様な吾人の成人教育に關する要望は、チュートリアル・クラスやその他のクラスの數を更に増加することである。斯くして始めて成人の大學教育を愈發達せしめる様になる。

も少し経てば成人の爲めの地方的カレッジ様のものが設けられる様になるであらう。(それにはその地方に定住する教師が常設せられなければならぬ)尙ほ將來大學は漸次地方に分散する様になるであらう。現にロンドン大學はその各カレッジが互に數哩離れつゝある。成人學生の増加に伴ひ、大學は夫々の地方に植えつけられ、それに守り立られたカレッジの集團の中心となつて悪いと云ふ理屈はない。成人教育のカレッジは大學の一部分で、大學は夫々のカレッジに教師を供給する責任があるものと認められなければならぬ。之等のカレッジと大學との間には常に規則正しく材料の交換が行はれなければならぬ。大學の數が如何に増加すとも、國の大部分は大學所在都市からは遠く離れて居る。斯うなると、大學の地方分散が當然行はれなければならぬ。斯くて地方的カレッジが設けらるゝ様になることは自然の勢で、これが大學教育の地方分散の實行せらるゝ機關となる。

委員會の期する處は適度な校外成人教育機關を更に多くすることだけでなく、更に又校内成人教育の發達をも考慮しつゝある。委員會は、一身の事情で年少にして大學に入り得なんだ、成人を學内に收容して教育する事を考へて居る。斯くて夏季學校を更に擴張し、それを組織立てる事を計劃しつゝあるのである。委員會が云つて居る。

「チュートリアル・クラスを修了した成人をして、夏季のみではなく、一年中を通じて學習する機會を得しめんが爲めに、夏季學校を更に擴張し、それを秩序立てなければならぬ。大學は須らく人々をして



社會の公民としての奉仕を爲さんが爲めに、政治學や經濟學を學び得る様組織的な努力をして欲しいと思ふ。蓋し大都市の生活の實質は、斯る教育を受けた人々の知識と公共的精神に待つ處愈多くなりつつあるのであるが、斯る方面に大學教育を施された事が極希なる事を遺憾とする。特に多年其職に在る小學教師や又はその人を通じて次の世代にその教養を布及し得る様な人々に對し、特別學習の便を與へられんことを望むものである。兎に角、その方法は如何にもあれ、成人生徒を大學に惹きつけて教育する事の効果は思惟を絶する底のものがある。斯て大學は此新しき種類の學生の爲めにその範圍を擴張する様にならなければならぬ。社會は大學に學んだ成人男女の生涯の行程に依つてその寄與さるゝ處多大なるものがあるであらう。

### 3 地方官憲と成人教育。

委員會は「成人教育の局面は極めて廣汎で、地方教育官憲の協力は非常に必要である。特に非職業的教育は一にその活動に待たなければならぬ」と云ふことを力説しつつある。

次に、委員會は「チウトリアル・クラスや大學擴張課程に對しては地方官憲は極力援助する處あるべく、若し大學分散事業が發展すれば多大の經費を要することになり、その曉に及んで地方官憲は然るべくそれに與かるべきであり、現に地方官憲に依て行はれつつある奨學給費制度は夏季學校をも包括する様になり、成人學生をして或期間大學に在學せしめる様にすべきである」と主張して居る。

委員會は又指摘して曰く、「吾人の期待し得べき一切の教育的發達と云ふ見地よりすれば、地方官憲は大學の内容を出來得る限り廣く利用し、出來得る限り多方面に活用する事の必要を認めるであらう。斯くて地方官憲は須らく大學の基金に寄與する處なかるべからざることを述べ、「地方官憲が大學に基金を寄與した場合、その一部を特にチウトリアル・クラス、大學擴張、在住教師費、非職業的學生の夏季學校等の經費に充つる様その支途を指定しても良しい」と云ふて居る。

夜間補習學校に代て晝間補習學校設立の要求となるべき事は豫想せらるゝ（尤も、左うなれば又別種の夜間補習學校が設けらるゝに至るではあらうけれども）。委員會は既に設けられつつある非職業的教育機關が更に増設せらるべく、それを人間の研究の中心たらしむべしと主張して居る。而て斯る晚之等の機關を特志團體と協力する様にし、是に新なる傳統を建設しなければならぬ。「斯くてソーシャル・リクリエーション問題をその主要な面目となし、音楽、劇、舞蹈、手技等をそのプログラムの主要なものとして爲すべきである。……非職業的インスチテュートの組織や課程を統一したり、規定したりしてはお終である。」委員會の見解では、之等のインスチテュートは特に十八歳から二十一歳迄の間の若い男女の要求に應ずる様に考慮せられなければならぬ。

### 二 成人教育の發展。

#### 1 有志機關と成人教育。

成人教育の成功は諸種の有志機關、特に教育的有志機關に負ふ處が多い。此有志團體の組織しつつある教育機關は努めて成人の希望と一致する様な方法を探りつつあるもので、成人教育上實質的な貢獻を爲した事多大である。委員會の報告中の言葉を借りて云へば、「眞理を求めると社會精神と社會的協力を榮へしめる零團氣を作る様努めた」のである。

然し乍ら成人教育の發達は、それを實行する學級編制の方法に依つただけではなく、その組織の巧妙な事にも依らなければならぬ。一般教育に固有なる教授の硬化を防ぎ、教師學生兩者の自由を擁護する上に此有志團體の採つた組織の功績は永久に没すべからざるものがあるが、事實又成人教育を繼續的に進歩的に發達せしめる爲めには、此有志團體の力は極めて顯著なるものがあつた。我々の希望する様に人間教育が廣く行はれる爲めには、此有志教育團體がその最重要なる役目を演じなければならぬ。寧ろ之等の有志團體が成人教育の要求を刺戟し、集中し、それを組織立てる事が早い程、成人



教育の發達が顯著になり得るとさへ云ふことが出来る。

有志團體はその團體精神が既に團體的研究には最も貴重なる根據となるものであるから、成人學校の最良の中核となるものである。「之等の團體に屬する人々は未だ成人學級に入らずとも、その精神に於ては既に學生になつて居るものである。機會さへあれば眞に表向學生となる人々である。彼等は眞に教育事業を起さしめるに足る社會的興味を具有しつゝある人である。故に此有志團體の存在は人々の知的興味を刺戟し、それを集中する上に非常な便宜となる。」

之等の有志團體の活動の中で最重要なるものは教育的活動である。委員會は指摘して曰く「之等の團體は個人間にも團體間にも教育的努力を刺戟し、組織し、それを援助する上に最も重要な役目を演ずる。大學や地方官憲の遣り方は、普通冷淡に斯く／＼の教授をしようと云ふ事を公告するに過ぎない。斯くすれば廣く人に知らるゝかも知れぬが、斯る粗笨にして冷淡な遣り方では、斯る便宜に浴すべき公衆の心に徹底しない。多くの人の教育に對する希望は潜在的で、それが燃へたつ様に仕なければならぬ。實際學級を作つていざ學ぼうとするのは此有志團體にはその最得意とする仕事である。有志團體の仕事は一種傳道的な性質を帯び、特殊な知識と特殊な組織を要する。之等の團體は斯くして成人學級を形成すれば、級の組織や行動に關する一切の件を學生に協議する。學級は組合精神を鼓吹する。學生は級の内部の事は自ら處理し、級の成功すると否とは一に係て學生の責任に歸する。斯くして自由と責任とが結合せらるゝ。加之、有志的教育運動は、共同の論議、週末講演、社會的事業等の方法に依りて、同じ町又は他の町の人々を相接觸せしめる。斯くて各學生は同一興味を有する人々と仲間になつて、學校での同僚としてよりも更に廣き運動にも相提携する様になる。」

有志團體の仕事は教育事業の組織だけに止まらない。學生に對しては様々に修業上の便宜を與へる。その事業は組織的ではないが、多岐多様な活動をなし、地方官憲等では爲し得ない仕事をする。

而て夫々成人教育上理解のある仕組を作つて、これに高貴な内容を作つて行く。

委員會はその外に十八歳以上位の年輩の若い成人男女に對して教育上の便宜を與へる様努力すべき事を説いて「從來有志團體は斯る種類の成人學級に對しては特別な考慮を拂はなんだが、これ迄一般成人に試みたと同じ様な指導事業を行ひ、彼等をして學修の機會を得しむべきである」と説いて居る。

## 2 國家と成人教育。

既に指摘した様に、成人教育委員會のプログラムに依ると、成人教育費は必然的に増加しなければならぬ。委員會は「成人教育を擴張するには、個人の財産程度如何に拘らず、總ての成人をして教育を受け得しめるに足るだけの經費を政府が補給する外はない」と淡泊に云ふて居る。政府の補助と云ふ事は明に或程度迄國家の管理を意味するものである。即ち「實行に際して國家は學生が規則正しく出席し、時間を守り、論文を書く」と云ふ様に眞面目に學習すべき或條件を定め、又視學制度を定めなければならぬ。「政府が視學官を設けたり、政府の定めた合理的な條件に従ふと云ふことは、何も學生や教師の知識の自由を妨ぐる所以ではない。「英國に於ける一般傳統として、(少くとも成人教育の事に於ては)國家は教育に援助を與へなければならぬが、然しその援助を受くるものゝ自治に大なる權力を與へなければならぬ」と云ふ事になつて居る。」

我々の意見に依ると眞面目に學習するものに對しては、政府は財的援助を與ふべきもので、經營する團體や乃至その學級そのものが特別な色彩を帯ぶるとか、その學生の種類はどうか云ふてその補助を拒んでならぬ。委員會は之等に關する意見を綜合して「成人教育と云ふ意味を廣く自由に考へて論じなければならぬ。而て財的に援助する範圍は出來得る限り多種類のものに及ばなければならぬ」と云つて居る。



國家と成人教育と云ふ題目の下に、委員會は英帝國軍隊の教育の問題を論じ、「教育は大規模に行はるゝ様續けらるべき事、教育的訓練は軍隊の各員の毎日の生活の主要なる部分を形する様ならなければならぬ」と極力主張して居る。斯る教育に於ては、非職業的學習の爲めに適當なる施設を必要とする。而て教授と論議の自由を推し進める様努力せられなければならぬ。委員會は曰く「陸軍及空軍は有志教育團體と協力することに依つて多大の利益を受けるであらう。尙政府の力に依つて半官的組織が設けられ除隊に成て歸郷する人々をして教育機關と接觸せしめ、その公民としての生活を授けらるゝ様あらしめる事が望まれてゐる。」

### 3 教師の供給。

#### イ 資格と報酬。

成人教育の發展と共に教師の供給が重大な問題と成て來た。成人の教師は學識の人たると同時に同情深い人でなければならぬ。その仕事は講義をするだけではない。その擔任する學級の學生間に友情と協力と云ふ考を助長して行く爲めの援助をなし、又それだけの力量を具へなければならぬ。

成人教育が今後極端に縮少せざれる限り、近い將來にその教師の供給はずつと増大せられなければならぬ。就中専任教師の數を遙かに増加されなければならぬ。

大學々外教育に關しては、委員會はその他の職務に従事する教師を備ふてはいけなさと云ふのではないが、チュートリアル・クラスを専務に教へる教師の數を増加することの希はしい事を述べて居る。次で又その教師の報酬を増すべき事の必要を述べ、「現在の處では四學級を教へ専任として授業に當りつゝある教師に對し二四〇磅以上を支給することが出來ぬ様な状態に成て居る。斯る俸給は戦前にはそれ程で良かったらうが、物價の騰貴した今日では洵に貧しいものである」と云ふて居る。何と云ふても一開期一學級に就き八〇磅を最少限度とし、別に旅費を支給する様にしなければならぬ。「若し教師が

病氣で授業に當る事が出來ぬ際には、その時の報酬は大學の本俸だけの支給に止めなければならぬ。婦人の教師はその待遇に於て男子との差別を立て、はならぬ。

第三に委員會の意見として「チュートリアル・クラス」専任の教師に對しては、三年四年の經驗のある人にはその報酬として一學級幾らと云ふ様なことでなく、一定の年俸を支給する様しなければならぬ」と述べ、「重要な點が二つある、一、専任として備はれた教師には一定の俸給を定めること、二、その俸給は經驗と共に増加せらるべきこと、而て相當な期間には五〇〇磅以上の額に達せしむべきである」と云つて居る。

尙、委員會は、「チュートリアル・クラスの教師は負擔過重になつてはいけな事は勿論だが、普通大學内の授業を擔任して居る様でなければならぬ」と云つて居る。

以上はチュートリアル・クラスの教師に就ての事であるが、「此原則はその他の種類の成人教育の教師にも當てはまることで、特に短期學級及大學擴張講演の教師に對して適用せらるべきものである。」

#### ロ 教師供給増大案。

委員會は教師の供給を増加すべき事を提言し、大學本科の卒業者の多數を成人教育事業に吸収すべき事を述べ、又その他の方面からも人を求め、之等の人々をして成人教育に關し研究する處あらしめよと云つて居る。是は大學聯合委員會で出來ること、その爲めの特別學級を作るとか、夏季學校を利用すれば良いのである。

成人教育の中でも組織的でないものは有志者の活動する特別な分野である。成人教育の範圍の擴がるに伴れ、而てその目的乃至可能性が認められて來るに隨つて、愈多く有志者が輩出し、有志團體が出來る事であらう。

### 三 成人教育の發展。



1 田園に於ける成人教育の發達。

田園に於ける成人教育の發達は是に特殊なる問題を發生せしめる。委員會の第一回の報告にも云つてある通り、その社會状態や經濟状態と切り離して教育を考へることは出来ない。「田舎の生活、田舎の社會の事情は、大體に於て教育に關する興味を助長せずして却つてこれを減退せしめた。新理想の力で田舎が非常の復興を爲さざる限り、その成人教育は成功し得るものでない。」又他の一面に於て新しき田園の教化並に文化の發達は全然教育と關聯しなければ出来ず、教育の力に基かなければならぬ。」

今後新理想の力で開拓せらるべき事は、田舎の多岐多様な經濟的活動の復活、新しき經濟的機會の建設、土地問題の解決、農事の能率を高めること、住宅、その他複雑にして根本的な問題を含んで居る。而て委員會は田舎の成人教育に直接關係あるものとして撰り出した問題は、田舎の住宅を改善する事の急務、運輸の改善、適當なる會堂の設置、圖書館及博物館の施設等である。

イ 住宅問題。

住宅を改善するときは、様々な意味に於て道德的乃至心理的效果を擧げる様になる。教育に對する直接の効果としては、小研究團體が個人の家で會合する事が出来る様になり、それが非形式的だから學校で行ふよりは遙に有効に行はれる。

ロ 運輸。

運輸の不便は田舎に於ける教育の發達に對し不可避障礙である。委員會は「田舎の市場町をその隣の諸村の中樞となし、その市場町を中心として運輸の便が四方に開かる、様になれば、隨つて教育も亦發達するものと期待せらる、」と云ふて居る。

ハ 村の會館。

村の會館を設ける事が亦大切なことである。田舎の問題——經濟的、社會的乃至政治的——は田舎の社會をして銳氣を養はしめ、新しき社會的傳統乃至新しき教化を發達せしめる。地方の社會に必要なものは村に於ける共同活動の生きた中樞である。此中樞こそ様々な形の組合活動を放財する中心であり、人々は是にその社會的乃至知的要求の満足を見出すべく惹きつけらる、而て此村の會館こそその中核となるものでなければならぬ。「此會館はあらゆる種類の地方の有機的活動の中樞でなければならぬ。トレッド・ユニオン支部、友誼的な諸協會、養豚者、蜜蜂飼養者等のクラブ、農業園藝協會、有志團體の成人學校、婦人協會、母の學校、將基クラブ、等總て此會館を使ふ様にならなければならぬ。之等の會合の爲めに會館の一二室を用意せらるべく、その他ダンス、活動寫眞、演奏會、演劇、公開講演、展覽會等を舉行するに足るだけのホールを具へなければならぬ。又此會館には公衆圖書館や地方博物館が附設せられなければならぬ。若し競技や運動の設備があれば尙佳い。一言で言へば、此會館は、教育的、社會的、娛樂的活動の中心とならなければならぬ。」

尙委員會では斯る村の設備に對しては國が補助を與ふべく、唯その維持は村で爲すべきものとし、「要求のあるときは、國がそれに對して補助を與ふべく、國家の負擔は九〇パーセントとし、殘餘の一〇パーセントはその地方の負擔とすべきである。英國に於ける斯る企圖に對する支出總計は今や五百萬磅以上上つて居ると云つて居る。」

ニ 圖書館と博物館。

田舎にとつて切に必要を感ずるものは公衆圖書館と博物館の設置及擴張である。曰く「村の會館の建設、公衆圖書館及その地方的博物館を以て常に發達して止まざる教育活動の基礎としやうと思ふ。」

ホ 教育上の便宜。

田舎に行はるゝ教育事業の特質は、その主題に於て而てその方法に於て生徒の要望に叶はなければ



ならぬ。一學級を設けて教授する場合には「冬季町で行はるゝものよりは更に短期で行はるべく、普通の冬季學級は二十週間を以て適當とす」と委員會は述べて居る。且又、「一ヶ年學級と一季二十四回會合して三冬季繼續するチュウトリアル・クラスとの中間のものがあつて然る可きものと思はれる。即ち冬季に涉つて二十週會合する多少模様の變つたユニバーシティー・チュウトリアル・クラスは眞に田舎の要求に合致するものであらうと思はれる。」

「各村に出来るだけ多く研究會や學級が設けらるゝ事は必要では有るが、之等は何れも田舎の要求に應ずべく、特に近隣諸村の中央市場となる町や大きな村が教育活動の中樞となつて近隣諸村と協力し之等を統一して學級や週末の會合や展覽會を催す様にありたい。チュウトリアル・クラス、その他の催される場所は之等の人口の多い中心市邑であつて然るべきものである。」

斯く如く地方に教育事業の發達するに伴れ、その土地に住む職員があつて、多くの村を結束しての教育事業を管理し、授業をも輔ける事が必要となるのであるが、委員會はそれだけでは尙不足なりとし、チュウトリアル・クラスの教師にしてその土地に定住する人を任命し、分散的大學の校外教授を振興すべしと説いて居る。夏季學校や夏季集會は勿論冬季迄延長し得るのであるが、これが一般成人教育計劃の主要なる部分とならなければならぬ。週末講演も整理せらるゝ事を必要とすべく、時には又町の者も田舎の者も相互に利益する様チュウトリアル・クラスの夏季學校を田舎で行ふ事の得失如何も考慮せらるべきである。それから又教師やその他の人々の爲めに、農業その他の題目で行はるゝ夏季教課はその範圍を擴めて田舎の生活と關聯した多くの社會的乃至經濟的問題の研究をも包含する様にし、更に文學歴史乃至哲學にも及ぶ様にする事が亦好ましい事である。

委員會は非職業的な固定的な専門學校の建設を見る事を希望し、これを設ければ補習學校問題に纏はる困難も救はるゝ様になるであらうと云ふて居る。尤成人學生だけを擔任する教師を必要とする事

は云ふ迄もないが、大體補習學校の教師で相當間に合ふ處もあるであらう。……經驗上丁抹の國民高等學校の様な固定した専門學校を設ける事の必要な事は分り切つた話で、これが非職業的専門學校を別様に建設する事を是認するものでなければならぬ。此學校は冬季夏季共に夫々の課程を望む學級の爲めに用ゐらるゝ事が出来る。

田舎に於ける成人教育の發展はその教育費が著しく多額に上る様になる。之に就て委員會は述べて曰く。

「田舎の教育には特別多額な國の補助を要し、且その規則は伸縮自在なるを要する。此補助は田舎に於ける教育の困難な事と特別な事情があるが爲めである。田舎地方で實驗的に試る教育事業に對しては政府は一定の奨励金を與へなければならぬ。而て中樞となる官省から特別な補助金を下附すべきである。現今田舎で行はれつゝある教育の多數は主として實驗的なもので、隨つて特別な補助を與ふべきものと認めらるゝものである。地方教育官憲の仕事としては自ら經營する學級を發展せしめんと企するよりは寧ろ有志團體の行ひつゝある教育事業に財政上の援助を與へる方が最有効な結果を得る様になるであらうと思ふ……。それから又地方官憲が既に中等學校の生徒及その他の生徒に支給しつゝあると同様成人學級に出席する爲め或區域間を旅行せんとする成人學生に對し鐵道賃金の支給を擴張すべきである。國が既に地方官憲に對して教育上の財政的援助を増加しつゝある主意に基き、地方官憲も亦その管轄區域内の成人教育に對し積極的な實質的援助を與ふべきである。」

## 2 専門的教授と人間的研究。

近代に成つて産業が發達し、産業上に技術を適用する事が盛になり、技工の養成は師匠制度では行かなくなり、學校で技術上の教育を施す事になつた。是が近代産業の特色であり、仕事の上の分業及その専門化の傾向の著しくなつた事が亦近代産業の特色であり、次で運輸事業の發達と共に何等長期の



訓練を要せざる多種類の勞働者を作り出した事が亦近代産業の特色とする處である。

そこで委員會は結論して曰く、「我邦の人民の大多數は長期の専門的教育を不必要とする。多くの場合に於て、短期の特殊な教育を有利とする。高級な熟練勞働者の必要も亦將來減少する事がない。否大纖維工業に於ては愈その必要を加へる。……職業的な専門教育は常に國家の教育系統の必要にして大切な部分でなければならぬ。然し乍ら、一般的教育程に國民を擧げて全般的に必要な譯ではない。」

委員會の意見に依れば、若し一般教育の標準さへ高くなれば専門的教育の多くが不必要になる。専門的教育に對する非難として。

「不幸な事には専門的教育は餘りに偏狭になりすぎて失敗する。その精神に自由な處がなく、その見解が餘りに狭くなりすぎる。……目的の偏狭、即ち唯經濟的な方面に考へつめてしまふ様になる結果生徒全體その様な気分になり、之等の生徒が職業に従事する唯一の動機は直接經濟的に幸福を得んとする希望だけになる。動機それ自身悪い事はないにしても、此限られた目的とは直接關係のない様に見へる世の中の一切の問題に就ては何等考へる事が出来なくなつてしまふ。」

委員會の考に依れば、産業の動機並にその精神に非常な變革でも起らぬ限り、専門的教育と非専門的教育（非職業的）との間に介在する人爲的な悪差別を抹消する事が出来ない。社會の經濟生活は根本的な社會活動であると同時にその他の社會活動と不可分の關係を有する。經濟生活の目的は社會的であり、而て社會的なる目的は經濟生活の局面を支配し、その精神がその組織を支配する。その點に就て仔細な説明を加へる事は吾人の目的とする處ではないが、産業と云ふものを明瞭に大なる社會の協力活動の組織として考へられない限りは、専門的教育の完全なる組織の根本が未だ缺けて居ると云はなければならぬ。

「随つて、随つて専門的教育の意義及目的を社會的に再考察する必要がある。斯の如く改めて考慮した結果が産業に影響を與へ、非職業教育をして更に一發達せしめる様になるであらう。窮極吾人は専門教育を以て人間の教育の媒介たらしめんと欲して止まざるものである。」此人間の教育と云ふ事は唯一面の研究に拘つて一切他の方面の研究を排斥し閑却する様なものでは有り得ない。「職業教育は一般的教育の一部分であるべきで、人間教育と云ふ點に於ては何等他と異なる處なく、その方便を異にするに過ぎない。」

委員會は尙此上に純粹科學の研究の發達を奨励し、且つ成人學生をして其特定の産業の國家及世界の經濟生活に對する位置を諒解せしめる様ならしむべき學科を課して専門教育の範圍を擴張すべき事を奨励しつゝある。換言すれば、「専門的教育は經濟史、社會學等を包括する様にならなければならぬ」と云ふのである。

然乍ら委員會は此上尙進んで専門的教育と非職業的教育との間の嚴格な惡障壁を徹する爲めに専門的教育を受けつゝある學生は須らく自分の専門と直接關係の薄い學科の研究をしなければならぬと云ふて居る。同時に又職業的教育は成人學級の學生だけ又その課程だけに限られてはならぬ。それが又専門學校の空氣を開發し、専門學校の精神を開拓する處がなければならぬ。元來學生が團體精神を有し、而てその團體的活動をなす學生團體の一員としてではなく、單に職業的な目的を達成せんとする個人として考へられておつたが爲めに、英國の職業教育に大なる災を爲しつゝあつた事は明である。

已に指摘せられた様に、専門的教育は決して社會一般の人に必要だと云ふ譯ではない。「唯必要な事は、専門的教育を要求する者に最良の専門教育を授け、特別な専門的教育を必要としない職業の人に別様な形式の教育を奨励する様にしなければならぬ。我々は此別様な形式の教育を云ふ中にあらゆ



る種類の技術を包括せしめんとするものである……此點に於て、而て經濟的知識やその他關係のある學問を興へる事に於て、將來専門的教育と非専門的教育とは重なり合ふ様になる。社會組織がもつと良く成り、産業に就て更に高尚な見解が養はれ、教育の意義と目的がもつと廣く考へらるゝ様になれば、從來専門的教育と云ひ、非専門的教育と云て否その範圍を異にして居たのが兩者著しく共通な基礎の上に立つ様になるであらう。」

然乍ら、兎に角専門的教育の目的は非職業的の夫とは異つて居る。假令専門的教育が盛になつても爲めに非職業的教育を不必要とする事にはならない。現時に於ては専門的教育に人間の教育を加へる事は特別必要があると考へられる。吾人は職業的に能率を増大して行く事を價值少しとするものではなく、生産を増大して行く事を好ましからずとするものではないが、唯斯る目的のみ達成せんとする偏狭なる近視眼者流の主張が却つてその目的を妨ぐることになると思ふ。我々は非職業教育の大なる發達を必要とする。斯くてこそ始めて専門教育に關する眞當の理解が發達する様になるし、特にそれが個人の發達に十二分の機會を興へ、より高き公民性を實現せしめるからである。

### 3 成人教育の組織とその經濟。

成人教育委員會の考慮した成人教育上の一般組織は學校や教育當局を十分に活用する事並に有志團體の活動を出來るだけ發達せしめる様にする事である。大學の校外機關を作る事及成人教育聯合委員會を作る事に關する委員會の主張は既に述べた處である。それに有志教育團體が活動し、その團體が爲し得る貢獻を出來るだけ活用する事の必要も亦既に述べた處である。斯る有志團體は唯に現在の活動を繼續するだけでなく、大にその活動を増大すべき事が亦希望されて居る。然し乍ら、爲めには成人教育の爲めに、より大なる資財が投せらるべき事を豫想せしめる。

### イ 大學教育。

#### a チウトリアル・クラス (Tutorial Classes)

チウトリアル・クラスの財政的方面を考へるに就て、先づ新舊大學を區別して考へなければならぬ。蓋し大學の新舊に依つてその收入の資源を異にするからである。新大學の收入は大部分は國に依るか又は地方官憲に依るものである。斯る資金は大學の一般事業に割り當てられておる。而てチウトリアル・クラスは既に公費で補助されて居る事であるから、大學が勝手にチウトリアル・クラスの爲めにその資金を用ゐることは禁せられて居る。反之舊い大學ではその收入の大部分は寄附金より成る。隨てそのチウトリアル・クラスに對する遣り方も亦新大學とは餘程その趣を異にする處がある。

それから又、チウトリアル・クラス組織の經費にも相違がある。新大學の組織したクラスは比較的小區域に集中せられ、その經營費や旅行費は割合少額で足りる。舊大學の經營するクラスは廣い地域を包括する爲めに消費が多い。之等の事情を考へると教育省の支出する補助金にも種類を分けなければならぬ事にならざるを得ない。

#### b 大學擴張講演。(Expansion Lectures)

現在のところでは、大學擴張講演は實業學校規定の下に教育局から受ける補助金は少額である。一般に云へば或場所に於ては地方官憲がその經費を負担する處もあるが、大抵は講演會が自力で經營負擔して居る。これに對し國が多額の補助金を支出すべきものであるとは委員會の極力主張する處である。

#### c 夏季學校、夏季講習。(Summer Schools and Summer Meetings)

今のところでは、チウトリアル・クラス、及夏季學校に對し國家の下附金が興へられて居るが、夏季講習に對しては興へられて居ない。夏季學校、夏季講習共に大學以外のものゝ保護の下に急速に發達しつつある。而て恐らく斯くの如くして將來その發達を續けるであらう。委員會の考ふる處に依れば



之等に對しては須く國家の補助を與ふべきものである。唯國が財政上の援助を與へるに就ては、その出席者、事業の性質、教師の數、資格及その俸給等に依るべきである。

ロ 非大學教育。

a 一ヶ年學級 (One-year Classes)

大學教育に關係のないものに對する財政上の問題は主として一ヶ年學級に拘はる。此大學に關係のない一ヶ年學級は地方の成人教育聯合委員會が有て經營すべきものとされて居るが、之等の設のない地方で、特別な場合には、地方官憲に於て經營すべく、又、斯る委員會の設のない地方では有志團體が努めてその經營に當るべく、斯る場合地方官憲經營のものと共に國家の補助に浴せしむべきである。唯補助を與ふる就て「大學のチャトリアル・クラスや擴張講演に對する國家の補助は、その支出の主要なるものとして、講師の俸給に基いてその補助額を決定したのであるが、一ヶ年學級に對しても同様の方針で臨むべきである。」

b 學術研究會 (Collegiate Institutes)

學術研究の會が政府の補助を受けるのは、個々の學級についてのみでなければならぬ。國家が之等に對して特別な規定を設けて補助を與へる様にしたいものであるし、之等の會が亦將來益多くなることを希望して止まぬのである。

c 田園教育 (Rural Education)

既に述べた通り田園教育に對しては國家は莫大な補助を爲すべく、その規定は飽く迄融通の利く様にすべきである。田舎の教育に於ける特別な困難、特別な事情に對しては特に國庫の補助を考慮すべく、田園地方に於て實驗的に教育事業を經營するものに對しては、教育省は特別な補助金を與ふべきである。

### 第三章

## 五 公民

J. S. Lay. Citizenship; Everyday Social Problems for the Nation's Youth. 1922.

#### 序 言

一九一九年のフイッシャー法令が英國青年の補習學校教育の途を開くに至つたを機會として、吾人は學生時代並に學校卒業後に於て青年が必然當面すべき種々なる社會問題を解説せんと企てたのである。本書は單なる宣傳者の論説の如きものではない。本書は英國男女青年が純良なる思索と慧敏な觀察と正常なる行爲を爲すの習性を獲得せしめ、同胞に對しては熱烈なる感激と親愛とを覺醒せしめ、不斷に吾々國民の雙肩に懸つて來る諸問題の解決には滿腔の熱心をもつて參加するの氣力を鼓舞せんが爲に援助を與へんと考へて著述したものである。従つて本書に依つて青年が、その言論、行爲上は勿論、處世一般の指針たるべき規矩を多少なりとも得る事と信するものである。

かくの如き點を顧慮して著述せるものなれば、本著は其内容に於て過量の嫌もあつたが、最も重要な所論は再三繰り返へす事をも躊躇せなんだ。更に若し私の所説が樂觀に傾き過ぎるとの非難があれば、元來青年は樂觀家である。されば彼等の潑刺たる熱情の鋭鋒を鈍らす如き筆致は甚だしき愚策と信じたからであるとお答へしたい。

本書を著述するは、私にとつて甚だしき冒險事業たるを免れない。然し私の既刊の著書が多少の貢獻をなしたる事を御承認になつた同情ある諸君に對しては、又本書も些少の寄與する點のあるを信す



るものである。

一五六

### 一 思索と行爲

#### 一 要目。

- 1 社會に於ける重要問題（一國の青年は此等の問題に關しては解決の責任がある。）
- 2 本著の青年に希望する三つの重要目的。

#### 二 概要。

- 1 本書の三大綱領。  
思索の習慣の種を播く。  
自らの努力は人生問題解決の鍵である事の證明。  
協同は人生の原動力である事の指示。
- 2 思索は發展して行爲ともならなければならぬ。而して個人の行爲を指導するものは全體の幸福と云ふことでなければならぬ。
- 3 吾人はすべて人類といふ大家族の成員である。
- 4 國際聯盟は人類の共通幸福を將來せんが爲に成立せるものである。

### 二 保健

#### 一 要目。

- 1 無智は罪惡の源。
- 2 清淨なる空氣。

3 適切なる食糧。

4 清潔。

5 環境。

#### 二 概要。

- 1 イングランド及びウエールズに於ける一年間の嬰兒七萬人の死亡原因は主として無智な惡環境に基く。
- 2 清淨なる空氣と太陽の光線とは健康増進に缺ぐべからざるものである。
- 3 純良なるミルクは唯一の完全なる食料である。嬰兒にはミルク以外のものを與へてはならぬ。不純なるミルクは數千の子供が毎年結核病にて死亡する最大原因となるものである。市民は純良なるミルクを多量に供給する設備に協力すべきである。嬰兒のミルクは清潔に保ち、よく煮沸せなければならぬ。
- 4 疾病の原因たる數萬の微菌は不潔の處に生棲す。清潔は保健に缺く事の出來ぬものである。
- 5 英國人口の四分の三は都會に住居す。
- 6 都市に於ける密集生活は多くの不健康を起す原因をなす。吾人は協同をして吾人同胞市民に援助を與へなければならぬ。

### 三 教育

#### 一 要目。

- 1 教育の意義。
- 2 教育の方法。

五公民

一五七



- 3 教育法の歴史。
- 4 教育の階梯。

二 概要

- 1 教育ある人とは、社會に於て自己自身の職責を充分に盡し得る人である。教育するとは、天賦の能力を抽出すること、即ち發展する事である。從來の教育法は教へると云ふ事であつた。
- 2 教育の根本原理は「努力」の訓練にある。隠蔽されてゐる財寶は探求されるべきである。すべての階級の兒童に學校教育を與へる事は一八七〇年小學校教育令の通過の後實施されたのである。一九一八年の法令によつて何等かの形式の學校に強制通學すべき期間が十六歳或は十八歳まで延長された。
- 3 教育の主要目的は、健康なる身體に健全なる精神を陶冶するに在る。

四 教育。(續き)

一 要目。

- 1 孤獨。
- 2 團結。
- 3 品性。
- 4 偉大なるキツチナー將軍。

二 概要

- 1 漂流者、囚はれ人の淋しき生活を圍つて多くの有名なる物語が織りなされてゐる。

- 2 不正は吾人の心中に憐愍と憤怒とを攪發す。正義は英國公民の基礎をなす。第一に「大憲章」(Magna Charta) 第二に「權利請願」(Petition of Right) は共に英國國民の自由に關する契約書である。
- 3 すべて人類の胸裡には、交友を求め熱烈なる冀望が植へつけられてゐる。吾人に最も適切な交友は品性の高さ偉人、女丈夫である。
- 4 品性とは保存されたる持久力であつて、内部から發動する力である。キツチナー將軍の統率力は、その品性に依つて生じたものである。キツチナーの生涯は、神を愛する事、神を信ずる事にその根底を有す。男女の偉業にしてキツチナー將軍の人格に感化されしものが甚だ多い。
- 5 眞の教育は身體知能、品性を完全に發展せしめる事に存す。

五 餘暇

一 要目。

- 1 餘暇の意味。
- 2 過去に於ける状態。
- 3 團體的遊戯。
- 4 餘暇の個人的用途。
- 5 新聞紙。
- 6 其他餘暇の用途。

二 概要

- 1 餘暇とは休養、娛樂、遊戯、思索の爲に公然許されてある時間の事である。餘暇をば時間空費



と同一視するは甚だ不都合なことである。

破壊的批判は不良なる公民の執る態度であり、建設的批判は良公民の執る態度である。

十九世紀の初期には、多くの子供は鑛坑、工場に於て聞くも憐れな虐待を受けて居た。過去五十年の間に工場、鑛坑、個人工場等に於ける労働者に取つては有利なる法律が國家によつて制定せられるに至つた。

吾人の生活、労働に於て國家を忘れないことが眞の愛國心といふのである。

團體遊戯は心身を改善すると共に、團體精神と團體訓練の重要な事を教ふ。それと共に又品性をも陶冶するものである。

書物は忠實な、常に撓む事を知らざる交友である。諸君は只一斯間に掲出されてある所説を讀んだのみで速断を下してはならぬ。

滑稽、諧謔、趣味は教育するの必要がある。

餘暇を有益に使用するが爲に自然は無限の材料を提供してゐる。

日曜日と云ふ餘暇は休息、思索、讃仰、祈禱の機會を與へる。

### 六 富

#### 一 要目。

1 富。

2 貨幣。

3 相互依拠。

#### 二 概要。

1 經濟學は人間の或事物に對する欲望、それを獲得せんとする労働、その收穫、その消費に關する事項を説くものである。彼の欲望を満足せしめ、それを獲んと労働する處の「或る事物」を富と稱す。

2 貨幣は交換の媒介物である。

3 人間の眞の富といふは物資の豊富なることの謂である。

4 物資の産出の爲には、思考、努力、協同の必要がある。

吾人は相互に相依據するものである。従つて各人は分擔せる労働の責任をはたさねばならぬ。労働は國家奉仕である。

### 七 賃銀

#### 一 要目。

1 賃銀。

2 努力と收入。

3 需要と供給。

#### 二 概要。

1 吾人の收入とは吾人が他人の爲に労働する事によつて與へられるものである。

2 吾人の受ける賃銀の多寡は二大原理によつて左右される。その二大原因とは、自己努力の價值。

職業に關する需要供給の關係。

3 賃銀の増額は必しも富の増加を意味せない。吾人は財の産出に協同する事によつて更に富むこ



となる。

一六二

## 八 資本

### 一 要目。

- 1 貸銀の出所。貯蓄。銀行。
- 2 會社。
- 3 自然財源。
- 4 資本家。
- 5 自由主義。

### 二 概要。

- 1 貸銀は蓄積されてゐる富より支拂はる。蓄積の富を資本と名づく。眞の資本とは蓄積されし富によつて購はれた財をいふのであるが、普通に資本とは貯蓄されてゐる貨幣のことである。
- 2 節約家は自己の蓄積を銀行に貸預す。銀行は資金を融通して國家の企業の援助をなす。
- 3 會社はその活動資本を節約家の貯蓄より得る。
- 4 温和なる氣候を有する英國の自然財は英國の富の主要財源をなすものである。
- 5 約一世紀の間多くの人によつて資本は唯一の富の資源であると考へられ労働は除外されて居つた。
- 6 國家は常に自由主義をもつて臨んで居る。

## 九 労働

### 一 要目。

- 1 組合(ギルド)
- 2 労働者。

### 二 概要。

- 1 中世時代を通して産業に従事せるもの——親方並に弟子——はマーチャント・ギルド(商業組合)に統一されて居つた。間もなくその組合員はクラフト・ギルド(職業組合)をつくる事となつた。しかし、かくの如き排他的態度はルネサンスに依つて喚起せられた改革とその歩調を並べて行く事を得ずギルドの勢力は漸次に衰頽に赴いた。
- 2 現代にありて労働者は、主として團體交渉の目的の爲労働組合(トレード・ユニオン)に統一されることとなつた。組合はその會員の拒業を楯にしてその要求を貫徹せしめんとする。
- 3 ストライキは國家の安寧の基礎危くするものである。ホイフトレー協同會は労働者及び資本家の各主張の道を發見せんが爲に組織されたものである。

### 一〇 職業の選擇。

### 一 要目。

- 1 職業に従事。
- 2 適材適所。
- 3 遠大なる計畫。
- 4 著名なる公民。
- 5 徒弟制度。

五 公民

一六三



## 二 概要。

- 1 吾人が職業に對する適不適はその一舉手一投足によつて判斷しうる。
- 2 職業を選択するに柄鑿相容れぬが如きものを選ぶは徒勞無効である。自己の職業を選ぶに何等の理由もなく只他人の行路に追従して行くは愚の極である。盲目的に従事せる職業は未來に於て失望に陥り、勤勉積行の困難に陥る。自己の職業を定めるには遠大なる見地に立つ事が必要である。
- 3 國家は吾人にその進求の方法、手段は講じてくれるが、意思をつくり出すものは只個人のみである。吾人は勇敢に活動せなければならぬ。
- 4 リビンストン、ディッケンズ、クロンプトン は自己品性の力によつてその境遇を向上せしめし典型的の人々である。
- 5 製造工場制度は徒弟に不幸なる結果を齎した。
- 6 怠惰は世界と云ふ一大機關の運轉に障礙を與へるものである。
- 7 勞働の歡喜は吾人の全力を盡すことより生ず。
- 8 「人はパンのみによりて生くるものにあらず。」眞の公民の價値は餘暇を正當に利用する點に存す。

## 一一 消費

### 一 要目。

- 1 消費。
- 2 賃銀のうち個人的に消費するもの。

### 二 概要。

- 3 國家の爲に使用する分。
- 1 最近貨幣の價値の下落につれて、消費が重大なる問題となつて來た。
- 2 食料は大體主要なる三階級に別たれる。  
身體構成の爲の食料。エネルギーと體温とを與へる食料。淨化の爲の食料。  
水は唯一の飲料品である。
- 3 各人をして充分健康を保持するが如き食料を與へるは國家の責務である。
- 4 自身に關しては自己の好む處に従つて行動するの自由は英國公民の根底である。自由は自己訓練を要求する。
- 5 生活法は均衡を保つに在る。
- 6 現代教育の進歩は慧敏なる女子の服裝に於て充分發見せられる。
- 7 吾人の人生に於ける職務は進歩の火把を手渡すにある。此點に於ては常の新聞紙は極めて必要なるものである。
- 8 貯蓄の習慣は英國民の自己訓練上に遠大なる効果を及ぼす。貯蓄は老年疾病失業の時の用意である。郵便局、同胞協會、産業協會勞働組合は悉く節約の奨励につとめてゐる。貯蓄は産業に於ける資本を産出するものである。
- 9 産業界に於ける信用は取引上に於ける尊敬すべき態度に依つて樹立されるものである。英國人の進歩の内最も著名なるものは同胞に對する人道的な、同情的な、慈愛的な行爲の中に表はれてゐる。
- 10 國家は貧民、老人、病者、失業者救済に關する多くの法律を制定した。
- 11



## 一一一 自由

一六六

### 一 要目。

- 1 職業の自由。
- 2 法律上の自由。
- 3 政治上の自由。
- 4 司法機關。
- 5 信教の自由。

### 二 概要。

1 昔時に於て勞働者はその土地使用に對して勞役をなした。今日では地代を支拂ひ勞役に對しては賃銀を受ける。

貨幣の使用は分業を生ずるに至る。種類の異なる品物は種類の異なる技術に熟練せる勞働者によつて製産せられる事となつた。

2 英國國民は遵法の國民である。

幾世紀間も貧民階級は富豪によつて統御されて居たもので、貧民がその境遇を脱せんと企てた時には極めて苛酷な取扱をした。十九世紀の始めは法律上死刑に相當する罪惡を二百二十三と定めた。今日に於て死刑は只虐殺の場合にのみ限定されてゐる。ジョーンウエスレー、ジョーン・ハワード、エリザベス・フライ、は輿論の喚起につとめたので彼等の努力空しからず遂に刑法の改正となつた。金箴「汝の欲する處これを人に施せ」は大多數の男女の人々の心裡に銘せられた。公安を保持するは裁判官及び警官の任務である。

- 3 國家は行政上州郡に分割されてゐる。種々委員會の代表者は人民の投票によつて選舉される。司法上國家は多くの即決裁判區に分たれ、重大なる犯罪事件は之を巡回裁判所に委任する。囚人がその犯罪を自白するに至る迄は無辜のものと考へられる。
- 4 ヘンリー四世からウイリアム三世に至る迄の五百年間には種々なる宗教的迫害が英國に於ては普通事として行はれた。信教の自由は一六八九年の「信教自由法令」によつて許容せられた。英國國民が深く宗教的なる事は常に「金箴」を實行せんとする志望の旺盛なる點に於て示されてゐる。

## 一一三 政治

### 一 要目。

- 1 人民の政治。
- 2 サクソン時代。
- 3 ノルマン時代。
- 4 ブランターチ・ネット王朝時代。
- 5 テニードル王朝時代。
- 6 スチュアルト王朝時代。
- 7 現代。
- 8 現代の議會。
- 9 上院。
- 10 下院。

五 公民

一六七



- 11 内閣。
- 12 世界に誇る英帝國。
- 13 印度。
- 14 重大なる任務。

二 概要

- 1 「人民の政治、人民がなす政治、人民の爲の政治、は地上から消失する事はあるまい。」
- 2 現代政治の素因はアクソン人のウイットナギモート、(元老院)に表はれてゐる。ノルマンの政治は、專制的であつた。英國民の歴史は「大憲章」の署名をもつて始まる。
- 3 最初の完全なる模範的議會は一二九五年エドワード一世の治世に召集せられた。
- 4 時代の風潮はチユードル王家の專制政治を導き出した。
- 5 スチュアルト時代は王と議會との葛藤の時期である。
- 6 眞の議會政治はウイリアム及びマリイが一六八九年「權利法令」に同意した後に始まつた。
- 7 ジョージ一世は獨逸生れで、英語に熟達せなんだ事情から、現在の議會政治の起源をなした。
- 8 ナポレオン戦争終熄後七年間は英國の味つた最も不幸な時期であつた。投票の權利は少數に制限されて居つた。
- 9 三つの改革法案は「人民による政治」の進歩を劃するものである。
- 10 五つの自治領土は母國の議會制度を倣つて各々議會を有する。
- 11 印度は皇帝の名のもとに印度總督が十五人の評議員の援助のもとに統治してゐる。
- 12 國家並に自治團體の事件に關し、熱心に自己の意見を披瀝する各人の義務である。

一四 國際聯盟

一 要目

- 1 自然界に於ける協同作用。
- 2 歴史上に於ける協同の氣運。
- 3 國際聯盟。
- 4 心を天に向けよ。

二 概要

- 1 自然界に於ける「適者生存」といふことは、攻防の爲には團體的結合を爲すといふ傾向によつて成就せられた。協同の精神を涵養するは各市民の職務である。
- 2 英國民は高潔なる商業方法を實行することによりて全世界の尊敬を得た。
- 3 未だ文明の開けざる時代に於ては「基督教道徳法」といふ指導精神の缺乏によつて個人間の闘争が起り。二十世紀にありて各國家間に此の精神缺乏は遂に一九一四年から一九一八年に至る恐るべき世界戦争を惹起した。
- 4 一國の青年にとつて年若き時代から、國際聯盟の問題に考慮を廻らす道徳上重要な義務である。
- 5 此の問題は「金箴」の精神によつて指導せられる思索、努力、協同によつて解決されるのである。

一五 其他の重要問題



## 一 要目。

- 1 理想郷。
- 2 遠大なる劃策。
- 3 禁酒。
- 4 農村問題。一、労働者の都市集中の理由。二、農村振興の方法。

## 二 概要。

- 1 國家青年に與へられし遺産は「偉大なる過去、偉大なる現在、有望なる未來である。」
- 2 專制政治から民主政治の變遷は過去に於て確實に起つた。現在英國に於て労働者の受けてゐるが如き好遇は世界何れの國に於てもその比例を見ぬ事であらう。吾人の理想のもとには更に有望なる未來が開展される。トーマスモアの「ユートピア」に描寫されし理想郷は現在に實現されてゐる。想像はやがて實行に顯はれなければならぬ。只想像家は耐忍強く時節を待つべきである。
- 3 英國に於ける文化の隆盛なる時代も地球の年齢に比せば全く一瞬間に過ぎない、社會改造が發展して行く有様は極めて遅々たるものである。
- 4 過ぎたる飲酒は個人家族、國家に損害を及ぼすものである。過度の飲酒の原因は自製の缺乏家庭事情の不滿より起る、これが救済策は甲論乙駁容易ならぬことであるが青年時代に於て之れが對策を考究せしめる事は必要である。
- 5 田舎の人口減少は最も重大なる國家問題である。協同の精神の擴張は小百姓に對しては甚だしく貢獻するものである。田舎に於ける社會生活を充實するが爲に同胞愛を豊富に有する人を要求する事が甚だしい。適切な健康的な住宅を建設する事は國家的に必要な事となつた。

- 6 理想に關しては多くの興味ある有効なる議論がなされて居る吾人が若し虹を見んとせば眼を地上から上げなければならぬ。

## 一六 著名なる公民の小傳

- 一 アークライト (Arkwright, Sir Richard (1732—1792)) 十八歳の頃には散髪屋の小僧であつたが遂に工業界及び綿絲労働者の生活に革命を與へた偉大なる人となつた。
- 二 バードット・コート (Burdett Coutts Baroness (1814—1906)) 祖父よりの巨額なる遺産を教會、學校、貧民兒童の學校、兒童虐待防止等すべての社會事業の爲に充當し、その活動したる範圍極めて廣く、一九七一年ピクトリア女皇の思召により貴族を賜はつた。
- 三 ダーヴェイン (Darwin, Charles Robert (1809—1882)) 有名なる自然科學者、彼の有名なる著書「種の起源」は一八五九年に著はれ、其後一八七一年「人類の起源」が著はされた。
- 四 デイツケンズ (Dickens, Charles (1812—1870)) 現代作家中、最も困難なる境遇より起りたる人非常なる勢力家で多數の小説を書き、中産階級より最も歓迎された。單に讀者に興味を與ふるに止まらず、道徳的罪惡の描寫を功妙になして大いに勸善に貢獻する處があつた。
- 五 ファラデー (Faraday, Michael (1791—1867)) 鍛冶屋に生れ、電氣界の先驅者となり、その名を不朽に垂れたる人。ファラデーの第一の發明はアニリン染料工業の端緒を開きベンゾールの發見であつた。更に一偉業たるダイナモの原理は現代の電氣工業界に大貢獻をなした。其他燈臺、寫眞器に用ふるガラスの製造等がある。
- 六 フライ (Fry, Elizabeth (1780—1845)) クエーカー宗派に屬する銀行家の娘として生る。監獄改善の最初の主張者であり、實際家である。



- 七 ゴルドン (Gordon, Charles George (1833—1885)) 二十二歳にしてクリミア戦争にてその大膽豪放なる氣質を發揮。後支那軍の指揮者としてゴルトン將軍の偉名を擧ぐ。一八七三年エヂプト・スーダンの總督としてその統治振を發揮す。
- 八 ハワード (Howard, John (1726—1796)) 全生涯を監獄改善に捧ぐ。
- 九 キチナー (Kitchener, Earl (1850—1916)) 一九一六年歐洲大戦争の終りに近くキツチナー元帥坐乗の軍艦が沈没したとの悲報が來た。キツチナーの人格の最も強き點は義務に専心する點にあつた、これが彼をして偉大なる政治家、偉大なる軍人、偉大なる軍隊統率者、偉大なる戦勝國民間の改革家たらしめた所以である。
- 一〇 リスター (Lister, Lord (1827—1912)) 現代に於ける最も有名なる刀圭家であつて、外科手術に改革を與へもつて生命と衛生との關係の重大なる所以を知らしめた人である。
- 一一 リビングストン (Livingstone, David (1813—1873)) 有名なる探險家なるのみならず、勇敢なる宣教師であり、醫者である。彼の生涯は貧困なる十歳の工場の小僧として始まり、遂にアフリカ探險中死す。
- 一二 ネルソン (Nelson, Viscount Horatio (1758—1805)) 一八〇五年十月廿一日トラファルガーの海戦に佛西聯合艦隊を撃破してナポレオンの英國侵入を阻止するに成功したが遂に自身は名譽の戦死を遂げた。
- 一三 ニュートン (Newton, Sir Isaac (1642—1727)) 數學的天才として世界に有名である。彼は引力を發見し月と潮との關係を解説し、又白光は虹に現れる七色なる事等多數の發見をなし、自然科學者として拔群の人である。
- 一四 ナイチンゲール (Nightingale, Florence (1820—1910)) クリミア戦争の時に於ける慈愛の天使として史上最も有名なる婦人である。死する迄看護婦の養成と軍隊内の慰安施設の爲に盡力す。

- 一五 シャフツベリー (Shaftesbury, 7th Earl of Shaftesbury (1801—1885)) 子供時代に於ける父母よりの放任的な冷遇に深き印象を得て貧困者兒童の非人道的な待遇に對し大いに同情を起した。無自覺な一般民衆と固陋なる貴族階級の嘲笑のうちに鑛山、工場等に勞働せる不幸なる人々の救濟事業を企て爲に彼は無一文にまでなつたが彼の名聲は遂に世界に普ねく知れ渡つた。
- 一六 スミス (Smith, Adam (1723—1790)) 經濟學に於ける有名なる學者、一七五九年に「道德感情論」を發表し一七七六年には「國富論」を著した。
- 一七 ステイブソン (Stevenson, Robert Louis (1850—1894)) 有名なる兒童讀物の作者(寶島等)子供時代身體虛弱、青年となりて南部に轉地す。此の時代より彼の著作は歡迎された。彼の健康は温帯に住居するを許さず、著作によりて得たる金でもつてヨットを購ひサモア島に渡つて永住し、土人の間から尊敬せられ遂に同島にて死す。
- 一八 ウェスレー (Wesley, John (1703—1791)) 無信仰なる人々を靈的に救濟せん事を生涯の目的と定めたる熱烈なる牧師である。彼の傳導の英國に於ける里程は二十五萬哩に亘り、説教したる回数は四萬回と云ふ。
- 一九 ウイルバークフォース (Wilberforce, William (1759—1833)) 不幸なる奴隸の解放主張をなしたる人として最も勝れたる人々の一人である。一七八八年以來奴隸禁止勸誘の指導者としホルウツト公園の樹下の獅子吼にその生涯を費す。小ピットは時の宰相としてウイルバークフォースを援助したに拘はらず禁止法案は容易に通過を見なかつた。彼は言論に、著作に、或は反奴隸制度協會をつくる等、その主張を曲げずに努力した。彼の七十歳を過ぎた時遂に奴隸禁止法案は議會を通過し、彼の事業は此に其の目的を達したのである。彼は遂に其功を成し遂げ喜悅のうちに逝去した。



## 六 公民讀本

一七四

(A. T. Waldegrave. - Lessons in Citizenship. 1912.)

### 序 言

ジセルトーンマーク氏 (Mr. Thisekmark) が教育省特別報告第十卷に「アメリカの學校に於ける道德教育」と云ふ題目で執筆し「單に政治的事項に關する要略を説明するに過ぎなかつた、從來の公民學の書物以上に効果の大なるものが今一般輿論として要求されている」と云ふ事を述べている。本書は當に斯の如き要望に幾分應せんが爲に編述したものである。すべての生徒が熟知しておかねばならぬが如き必要なる「政治的事項」は大體本書の中に包含する事としたが、然し斯の如き知識の傳達以上に重要な事は生徒に勇敢なる公民的精神を啓發させ、社會に於ける協同生活上誠實をつくすと云ふ責任觀念を養成するに在る、されば本書の目的とする主要なる點は、上級生をして公民的見地と云ふ事を忘れしめず、常にその一員として参加せる社會の幸福と云ふ事に關しては充分に責任觀念を抱かしめると云ふ重大なる任務を遂行せしむる爲に教師に援助を與へんとするに在る。一九〇八年九月ロンドンに開催せられた第一回國際道德教育協議會に「アベバリー卿」(Lord Avebury)の演説した口吻を借りて云へば、本書の目的とする點は「子供」をして「私」と云ふ事を考へるよりは「我々」と云ふ事を考へる様に教育すると云ふのである。若し此點に於て幾分なりとも教師諸君に對して貢獻するが如き處があれば本書の目的は已に達せられたのである。本書所收の各章はその内容が豊富で二、三時間に亘る良さの材料をもつてゐる、然しそれ等を分離して別に章とする事を企てなかつたのは各教師の自由取捨に一任したいと考へたからである。本書は主として道德教育協會發行の「小學校各年級

の道德及び公民教育綱領」の七年級を基本としてあるが勿論補習學校及び中等學校の要求をも顧慮してある。

### 一 選舉——選舉の本質と責任

一 緒。學校の遠足會が決つたが各々の方面に行くかと云ふ事になると各生徒の意見が區々として定まらない、此時に生徒の意見を充分發表させてそれに決定を與へるのが先生である。此處に一種の「ボートイング」が現はれる「ボート」(vote)とは事物の統制に關する意見發表の事である。然るに吾人は些細な統制に關して意見陳述を行はないで、吾人の意見を代表する者を選擧する。かくて「ボートイング」は代表を選ぶ事となる。かくの如き方法によつて、吾人は國家、市町村、其他の統治に援助を與へるのである。

二 選舉權獲得の經路。英國に於ける議會制度の發達概要。選舉權の擴張は自由の擴張を意味す。選舉の精神。選舉權獲得の爲に苦心したる、吾人の祖先を考ふれば、吾人は、この辛苦の賜を充分に尊重し全力を盡して之が善用をはかるべきである。

三 選舉人の資格。法律上の規定に注意せしめる。公民としての義務を等閑視し、その政治状態に無關心なるは最も咎むべき態度である。

四 新聞。國家生活、國際生活の事情を明かにするものに學校に於ては歴史公民學、社會に出ては多くの書籍がある。然し吾人の意見につき最も有益なる參考を與へ、指導を與へるものは新聞である。然し新聞を読むについて注意しておくべき事項が二三ある。

1 新聞は迅速を旨として編輯されるので誤報が多い。



2 その見地の偏狭に失する事が多い。  
 3 營利的立場に在るが故にその善悪に關せず、讀者の意に迎合する事を旨とする。されば新聞記事によりて事の是非を定めるとするには輕舉妄動に陥る事なく慎重な態度で批判を下さなければならぬ。

七 公會。言論の自由、知識内容を豊富にする第二の方法は集會演說會等に參加する事である、公會參加者は常に相互の義勳を遵守すべきである。投票の自由と共に言論の自由が存す。言論の自由は吾人が眞理に到達するの大道である。熱狂と暴舉を排し、冷靜と論理の貫徹を旨とすべきである。

八 秘密投票。種々な壓迫と脅喝を以つて言論の發表が妨害せられ、時には投票の自由すら妨げる事が起る。之を避ける爲に秘密投票と云ふ方法が執られた、然し之は良策ではない。吾人は正々堂々と問題を論じ、相互に眞理の達成に掖導すべきである。

九 賄賂。賄賂は賄賂する人間も受ける人間も共に不名譽な事である。  
 吾人の投票とは吾人の信頼を表明するものであつて、賣買するが如き種類のものではない。代表者として、品性、能力、兼備の人を選擧する事の國家、社會に極めて必要なる點を特に強調すべきである。

一〇 吾人の投票。一國全體の幸福の爲に使用すべく、個人的又は黨派的利害の爲に使用すべきではない。

一一 少數者の權利。投票の手段によつて、政治をなすと云ふ根本原則は「多數者が統給をせなければならぬ」と云ふ事ではなければならぬ、然し此事は「少數者の志望は顧慮する必要がない」と云ふ事にはならぬ。却つて少數者には、多數者を反克革新せしめる權利を與へられてゐる。よし

多數者が實權を掌握することがあつても、多數と正義とを同一視してはならない。

二 地方政治

一 緒。一世紀或は二世紀以前の都會の不備不完全なる状態を畫ける繪畫を示して、現在、市町村の状態と比較せしめる。すべて現在の社會に於ける、施設は、社會が社會の便宜をはかる爲になしているものである。例へば、

- 1 公衆衛生法令に基き地方當局の有する權限。  
 家庭の排水。  
 流行病者のある家の消毒。  
 流行病に關する告知。  
 屠獸所、搾乳場の檢閲。  
 避病舎の設備。  
 其他地方當局の管轄すべき重要な事項。  
 街路の照明、舗道其他。
- 2 貧民救濟。
- 3 公園、運動場の設備。
- 4 度量衡の檢査。
- 5 圖書館の設置。
- 6 教育の監督。
- 7 警察署及び消防署の組織。
- 8



9 小住宅。小土地の貸與。

かくの如き施設の問題から次には經營の問題に移つてくることになる。

二 地方税。

社會の人々の便宜をはかる施設の爲に各人はその經營を支拂ふ義務がある。善良なる公民は税金を支拂ふ事以外に更に次の如き重大な義務のある事を理解せなければならぬ。

- 1 地方的事件については常に興味を持つて考慮を廻らすこと。
- 2 誠實な、有能な、公平な議員を選挙するに努力すること。
- 3 公職者の不忠實は常に監視してこれに警告を與へること。
- 4 公有物、(公園、圖書館其他)の毀損されぬ様注意すること。

かくの如き覺悟をもつて支拂つた税金の用途を監視し濫費を警戒するは、又公民たるの義務である。

三 地方當局の企業。

- 1 一、電車。二、瓦斯。三、電氣。四、マーケット。五、住宅。六、ミルク貯藏所。七、浴場。八、屠獸所等。

此等の事業に關しても亦公民は次の如き義務を有する。

經營の情態、從業者の怠勤如何を注視すること。

労働者の待遇如何——賃銀、労働時間等——を考察すること。

其等事業は國內の他の地方及び外國に於けるものに對し優劣の程度如何を注視すること。

各人は公私の別なく、その事務に對し、社會に對し公民的精神を發揮すべき事は勿論である。

四 眞の公民的精神の實例。

ダブリンの市長トーマス氏が市町としての俸給の支出殘高を私用に供せず、これを公共用として提供したる事。

て提供したる事。

三 租 税

一 緒。ブローニングの詩「海上にありて故國を憶ふ」を引用し次にネルソンを説いて愛國心を鼓舞し、最後に國家を援助する一方法として租税に及ぶ。

二 國民が租税の支拂を好まざる理由。「代表者選出には租税が伴ふ」と云ふは一般今日の原則である。

國民の租税支拂を肯せざる理由。

- 1 彼等は國家必需品を購入の爲に寄金をしているのだと云ふ事を忘れてゐる。換言すれば租税は國家の生計費であると云ふ事を忘れてゐるからである。
- 2 彼等は租税を支拂つた代償として如何なる便宜を得ているかと云ふ事を充分考へないからである。

生徒に此問題を考慮せしめる時には直に次の如き便宜を蒙つてゐる事に氣附くことであらう。

生命財産の保護。

侵害蹂躪を濫に受けぬの保證。

教育をうけうる事。

必要の時には養老金を受けうる事。

三 國家の收入を増加する方法。自己の收入を偽る事なく告知し、それに對する所得税を潔く支拂ふ。

四 經費の用途につきて。「不要の冗費は省け」「一文吝みの百知らず」「塵も積れば山となる」と云ふ。



ふが如き格言は個人にも國家にも適用することが出来る。

大蔵大臣は毎年議會に次年度の豫算を提出する。國民はかくして一國の財政を知る事が出来る若し海陸軍に要する經費を文化的施設に流用しうれば何程の効果を齎すかを指示し、國家間の闘争は最も大なる經費を要するものなることを知らしめる。

五 國債。國債は將來の國民の負擔を重くするものであるから出來うる限り募債を避くべきである。

六 本章。目的とする主要なる處は次の二點にある。

愛國心を有するものは必ず必要な租税を潔く支拂ふものであり、又國家歳入が正當に且つ有効に消費されているか否かに注視を怠らぬは又國民の義務であると云ふ事を力説する。

#### 四 國家と政治

一 緒。某チヨコレト會社の廣告の畫にこんなのがある、學校の生徒が肩に學用靴を負つて、シヨウ・ウインドーの前に立つて陳列棚をうらやまげに眺めこんでいる、陳列棚には色々な種類のチヨコレトが優美な色紙に包まれて陳列されている。その下に「若し私が王様であれば」と云ふ文字が書かれてある。この畫を示して此章を始める。英國憲法の趣旨の一つである「王は曲事をなすことを得ず」と云ふ事の意味を生徒に説明させる。

二 大臣とその職掌、並に責任。總理大臣。大蔵大臣。陸海軍大臣。外務大臣。植民大臣。印度事務大臣。内務大臣。文部大臣。地方自治。總務大臣。商務大臣。逓信大臣。

三 政黨政治。大臣が國王の行爲に對する責任を負ふと等しく議會は大臣の行爲に對する責任を負ふ、而して議員の行動に關しては彼等を選出した國民がその責任を負はねばならぬ。

#### 四 議會の作用

- 1 下院。政府の監督。新法の制定。國家財政の監督。
- 2 上院。イングラントに於ける二院制の由來。上院の權能。
- 3 最高法院としての上院。

#### 五 帝國

- 一 此一章の目的とする處は二部分に分たれる。
  - 1 法律を隔て、散在する自治領土の住民と、英國に居住する同胞とが一致協同の觀念を愈々鞏固にし帝國の發展に協力すること。
  - 2 文明程度の低い人種の住居せる領土、植民地には善政を布くと云ふ責任觀念を陶冶すること。
  - 二 此等の目的完成のために、協力したサー・ジョージ・グレイの生涯を説話する。

#### 六 法律

- 一 法律の尊重。裁判官が法廷に入る際にすべての人の拂ふ尊敬の態度に注意すること。守衛は「靜肅」と云ふ聲をかけて先導して法廷に入る。法廷に居る人々は直立して之を迎へる。裁判官の高價なる服裝。又裁判官を呼ぶに「マイ・ロード」と云ふ。此等は裁判官其人を尊敬すると云ふ意味よりも裁判官の取扱ふ法律そのものに對する尊敬を示すものである。ソクラテスの國法を尊重したる例話。
- 二 法律は自由擁護のために存す。法律は普通「禁止」の形で現はれ、これを犯せば「罰」せられる。一見自由を束縛するが如く見ゆるも、よく考ふれば自由の擁護のためである。